

第六十八回国会 建設委員会 議 録 第 二 一 号

昭和四十七年三月八日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 天野 光晴君 理事 金子 一平君

理事 田村 良平君 理事 葉梨 信行君

理事 服部 安司君 理事 阿部 昭吾君

理事 小川新一郎君 理事 渡辺 武三君

小沢 一郎君 大村 襄治君

梶山 静六君 藤波 孝生君

古内 広雄君 村田敬次郎君

森下 國雄君 山下 徳夫君

山本 幸雄君 早稲田柳石五門君

井上 普方君 柳田 秀一君

新井 彬之君 北側 義一君

吉田 之八君 浦井 洋君

出席國務大臣 建設 大臣 西村 英一君

出席政府委員

建設大臣官房長 大津留 温君

建設省計画局長 高橋 弘篤君

建設省都市局長 吉兼 三郎君

建設省河川局長 川崎 精一君

建設省道路局長 高橋国一郎君

委員外の出席者

近畿圏整備本部 相川 公二君

審議官 經濟企画庁長官 生田 豊朗君

官房企画課長 官房企画課長 竹内 嘉巳君

環境庁大気保全 局企画課長 山中 正美君

環境庁水質保全 局水質規制課長 藤井 直樹君

大蔵省主計局主 計官 大串不二雄君

文部省管理局教 育施設部技術参 事官

通商産業大臣官 房審議官 並木 信義君

建設省住宅局調 査官 沢田 光英君

参 考 人 荒木茂久二君

(帝都高速度交 通営団総裁)

参 考 人 西嶋 国造君

(帝都高速度交 通営団理事)

建設委員会調査 室長 曾田 忠君

二月十九日

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣 提出第六一号)

下水道事業センター法案(内閣提出第六二号)

河川法の一部を改正する法律案(内閣提出第六 三号)

特定多目的ダム法の一部を改正する法律案(内 閣提出第六四号)

同月二十六日

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第七一号) (予)

都市公園整備緊急措置法案(内閣提出第七二号) (予)

同月二十八日

観音寺市の市営住宅払下げに関する請願(福田 繁芳君紹介)(第二〇八号)

松山市周辺の国道バイパス早期完成に関する請 願(毛利松平君紹介)(第二六八号)

三月四日

名古屋都市高速道路鏡ヶ池線建設反対に関する 請願外二件(加藤清二君紹介)(第一〇三号)

同外二件(横山利秋君紹介)(第一一〇四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣 提出第六一号)

下水道事業センター法案(内閣提出第六二号)

河川法の一部を改正する法律案(内閣提出第六 三号)

特定多目的ダム法の一部を改正する法律案(内 閣提出第六四号)

建設行政の基本施策に関する件

〇龜山委員長 これより会議を開きます。

参考人出頭要求に関する件についておはかりを いたします。

建設行政の基本施策に関する件調査のため、本 日、帝都高速度交通営団から総裁荒木茂久二君及 び理事西嶋国造君に参考人として御出席を願ひ、 御意見を聴取することにいたしましたと存しますが、 御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇龜山委員長 御異議なしと認めます。よつて、 さように決しました。

〇龜山委員長 去る二月十九日、本委員会に付託 されました内閣提出、住宅金融公庫法の一部を改 正する法律案、内閣提出、下水道事業センター法 案、内閣提出、河川法の一部を改正する法律案及 び内閣提出、特定多目的ダム法の一部を改正する 法律案の四案を一括して議題といたします。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六

号)の一部を次のように改正する。

第十七条第十項を次のように改める。

10 公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成す るため、都市再開発法(昭和四十四年法律第三 十八号)第二条第六号に規定する施設建築物そ の他市街地の土地の合理的な高度利用及び災害 の防止に寄与する政令で定める建築物で相当の 住宅部分を有するもの(以下「施設建築物等」と いう。)又は相当の住宅部分を有する中高層耐火 建築物(施設建築物等を除く。以下「特定中高層 耐火建築物」という。)を建設する者に対し、その 建設に必要な資金の貸付けの業務を行なう。こ の場合において、施設建築物等を建設する者が 施設建築物等の建設に附随して新たに土地又は 借地権の取得を必要とするときは、土地又は借 地権の取得に必要な資金を施設建築物等の建設 に必要な資金にあわせて貸し付けることができ る。

第十七条第十一項第一号中「前項を」第十項に 改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次 に次の一項を加える。

11 公庫は、前項の規定による貸付けを受けて新 たに建設された施設建築物等又は特定中高層耐 火建築物で、まだ人の居住の用その他のその本 来の用途に供したくないものを購入する者 に対し、その購入に必要な資金を貸し付けるこ とができる。前項後段の規定は、施設建築物等 を購入する者が施設建築物等の購入に附随して 新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合 について準用する。

第十八条(見出しを含む)中「貸付を」を「貸付け を」に、「及び第十項を」を「第十項及び第十一項」 に、「貸付の」を「貸付けの」に、「行なう」を「行なう」 に、「申込を」を「申込みを」に、「見込」を「見込み」 に、「貸付に」を「貸付けに」に、「且つ」を「かつ」 に、「申込に」を「申込みに」に、「参し、や、」を「参

第一類第十二号

建設委員会議録第二号

昭和四十七年三月八日

「第二十条第四項中「戸当り」を「戸当たり」に改める。

「第二十條第四項中「戸当り」を「戸当たり」に改める。
 「第八項の規定による貸付金」を「第八項又は第十一項の規定による貸付金及び同条第十項の規定による貸付金で施設建築物等に係るもの」に改め、同条第五項中「貸付金」を「貸付金で特定中高層耐火建築物に係るもの」に改め、「中高層耐火建築物等の」及び「第十七條第十項に規定する施設建築物にあつては、住宅部分の床面積に政令で定める率を乗じて得た面積。以下この項において同じ。」を削り、同条第六項中「中高層耐火建築物

等」を「特定中高層耐火建築物」に改め、「同条第十項に規定する施設建築物にあつては、公庫の貸付金に係る貸付住宅等の床面積に政令で定める率を乗じて得た面積。以下この項において同じ。」を削り、同条第七項中「中高層耐火建築物等」を「特定中高層耐火建築物」に改め、同条第八項中「六十七平方メートルを」を「六十七平方メートル以上で主務大臣が定める面積を」に、「六十七平方メートルとして」を「当該主務大臣が定める面積として」に改め、同条第九項中「中高層耐火建築物等」を「特定中高層耐火建築物」に改める。

第二十一条第一項の表中

利率	年五分五厘	年五分五厘	年五分五厘	年五分五厘
----	-------	-------	-------	-------

利率	年五分五厘	年五分五厘	年五分五厘	年五分五厘
----	-------	-------	-------	-------

に改める。

第二十一条第二項中「五年以内」の下に「(新住宅市街地開発事業その他政令で定める大規模な事業に係る貸付金にあつては、七年以内)を加え、同条第七項中「第十項」の下に「又は第十一項を、」貸付金」の下に「で特定中高層耐火建築物に係るもの」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。
 7 第十七條第十項又は第十一項の規定による貸付金で施設建築物等に係るものの利率及び償還期間は、政令で定める。
 第二十一条は次の一項を加える。
 9 第一項又は第七項の規定により政令で利率を

定める場合には、地方公共団体等以外の者で第十七條第一項第四号の規定に該当するものを行なう住宅の建設又は施設建築物等の建設若しくは購入が促進されるように配慮し、かつ、銀行その他一般の金融機関の貸付利率及び第二十七條の二第一項の規定による借入金の利率を勘案しなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。
 第二十一条の二第一項中「中高層耐火建築物等」を「特定中高層耐火建築物」に、「且つ、貸付」を「かつ、貸付け」に改める。
 第二十一条の三第一項ただし書中「同条第四項

の下に「若しくは第十項」を加え、同条第三項第四号中「若しくは第十項を、」第十項若しくは第十項に改め、同条第六号中「第十項」の下に「又は第十項」を加え、同条第七号及び第八号中「若しくは第十項」を「第十項若しくは第十項」に改める。
 第二十三條第一項中「及び第十項」を、「第十項及び第十項」に改める。
 第二十四條第二項中「第十七條第十一項各号」を「第十七條第十二項各号」に改める。
 第三十五條第二項中「貸付」を「貸付け」に、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第三項中「又は第十項」を、「第十項又は第十一項」に、「貸付」を「貸付け」に改める。
 第三十五條の二第一項中、「譲受人の選定方法」及び「譲受人の選定方法並びに譲渡価額」当該貸付けを受けた者が地方公共団体等以外の者である場合に限り、」に改め、同条第三項中「貸付けを受けた者」を「貸付けを受けた地方公共団体等」に改め、同条第四項中「第十項」の下に「又は第十一項」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、「住宅」の

下に「又は当該住宅の建設若しくは購入に附随して取得した土地若しくは借地権で当該貸付金に係るもの」を加える。
 第三十六條の見出しを「(土地あつせん手数料)」に改め、同条中「第十七條第十一項第二号」を「第十七條第十二項第二号」に、「行」を「行なう」に、「土地あつせん手数料」を「土地あつせん手数料」に改める。
 附則
 (施行期日)
 1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。
 2 産業労働者住宅資金融通法の一部改正(法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
 第九條第三項中「若しくは第十項」を、「第十項若しくは第十一項」に改める。
 3 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表中

利率	年五分五厘	年五分五厘	年五分五厘	年五分五厘
----	-------	-------	-------	-------

利率	年五分五厘	年五分五厘	年五分五厘	年五分五厘
----	-------	-------	-------	-------

に改める。

に改める。
 利率
 年五分五厘
 (公庫法第二十一条第一項に規定する地方公共団体等以外の者で同法第十七條第一項第四号の規定に該当するもの)に対する貸付金に於ては、政令で定める利率

第八條に次の一項を加える。

7 公庫法第二十一條第九項の規定は、第二項の規定により政令で利率を定め、又はこれを変更する場合について準用する。

(地方税法の一部改正)
4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の七第十一号中「第十七條第十一項第三号」を「第十七條第十二項第三号」に改める。
(都市再開発法の一部改正)
5 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第一項第三号を次のように改める。

三 削除
(経過規定)
6 都市再開発法附則第四條第二項に規定する防災建築街区造成組合若しくはその組合員が建築する防災建築物又は同項に規定する防災建築街区造成事業に係る防災建築物は、この法律による改正後の住宅金融公庫法の規定の適用に関しては、都市再開発法第二條第六号に規定する施設建築物とみなす。

7 この法律による改正後の法律の規定は、住宅金融公庫が昭和四十七年四月一日以降に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

住宅金融公庫の業務の範囲を拡大して、都市再開発法による施設建築物等の敷地等取得するため必要な資金の貸付け及び中高層耐火建築物等の購入資金の貸付けを行なうこととするともに、地方公共団体等以外の者が行なう住宅分譲事業に

係る貸付利率を弾力的に定めることができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下水道事業センター法案

下水道事業センター法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 設立(第八条―第十二条)
- 第三章 管理(第十三条―第二十五条)
- 第四章 業務(第二十六条―第二十八条)
- 第五章 財務及び会計(第二十九条―第四十一条)
- 第六章 監督(第四十二条・第四十三条)
- 第七章 補則(第四十四条―第四十六条)
- 第八章 罰則(第四十七条―第四十九条)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 下水道事業センターは、地方公共団体の要請に基づき、下水道に関する技術的援助を行ない、下水道の根幹的施設を建設するとともに、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図り、もつて下水道の整備の促進に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 下水道事業センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

第三条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第四条 センターの資本金は、その設立に際し、政府及び地方公共団体が出資する額の合計額とする。

2 センターは、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、センターに出資することができる。

4 政府及び地方公共団体は、センターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができない。

5 センターに出資しようとする地方公共団体は、自治大臣の承認を受けなければならない。

6 第四項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(名称)

第五条 センターは、その名称中に下水道事業センターという文字を用いなければならない。

2 センターでない者は、その名称中に下水道事業センターという文字を用いてはならない。

(登記)

第六条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、センターについて準用する。

第二章 設立

(発起人)

第八条 センターを設立するには、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事、市長の全国的連合組織の推薦する市長及び下水道又は下水道事業について学識経験のある者十五人以上が発起人となり、定款を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 建設大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

3 発起人は、第一項の認可を受けたときは、地

方公共団体に対して、センターに対する出資を募集しなければならない。

(理事長又は監事となるべき者)

第九条 建設大臣は、前条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

(設立の認可等)

第十条 発起人は、第八条第三項の規定による募集が終わつたときは、建設大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に対して、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

(事務の引継ぎ)

第十一条 発起人は、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を第九条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継ぎなければならない。

(設立の登記)

第十二条 第九条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款)

第十三条 センターは、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 評議員会に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

2 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第十四条 センターに、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

2 センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第十五条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、センターの業務を監査する。

(役員任期)

第十六条 理事長及び監事は、建設大臣が任命する。

2 理事は、理事長が建設大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十七条 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第十八条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員(非常勤の理事を除く)となることできない。

(役員解任)

第十九条 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となる

ことができず、当該者に至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 一身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第二十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、建設大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十一条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(代理人の選任)

第二十二条 理事長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(評議員会)

第二十三条 センターに、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員十人以上で組織する。

3 評議員は、センターに出資した地方公共団体の長及び下水道又は下水道事業について学識経験を有する者のうちから、建設大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員任命)

第二十四条 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十五条 センターの役員及び職員は、刑法

(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第二十六条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 地方公共団体の委託に基づき、下水道の整備に関する計画の策定及び事業の施行並びに下水道の維持管理に関する技術的援助を行なうこと。

二 地方公共団体の委託に基づき、終末処理場及びこれに直接接続する幹線管渠、終末処理場以外の処理施設並びにポンプ施設の建設を行なうこと。

三 下水道に関する技術を担当する者の養成及び訓練を行なうこと。

四 下水道に関する技術を開発し、これを実用化することを促進するために研究、調査及び試験を行なうこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を達成するために必要な業務

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的

2 センターは、前項第六号に掲げる業務を行なおうとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十七条 センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

(国及び地方公共団体の配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、センターの業務の円滑な運営が図られるように、適当と認める人的及び技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十九条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十一条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に建設大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第三十二条 センターは、第三十条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は承認に係る財務諸表を、センターに出資した地方公共団体に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十四条 センターは、建設大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(債務保証)
第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第二十六条第一項第二号に掲げる業務の費用に充てるためのセンターの長期借入金に係る債務について保証することができる。

2 第二十六条第一項第二号に掲げる業務をセンターに委託する地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、当該委託に係る業務に要する費用の額の範囲内において、センターの長期借入金に係る債務について保証することができる。

(償還計画)
第三十六条 センターは、毎事業年度、長期借入金金の償還計画をたてて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)
第三十七条 政府及び地方公共団体は、予算の範囲内において、センターに対し、センターの業務運営費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)
第三十八条 センターは、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭
信託
(財産の処分等の制限)
第三十九条 センターは、建設省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第四十条 センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(建設省令への委任)
第四十一条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第六章 監督
第四十二条 センターは、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)
第四十三条 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に掲示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 補則
(解散)

第四十四条 センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)
第四十五条 建設大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第一項、第三十条、第三十四条第一項若しくは第二項ただし書、第三十六条又は第三十九条の認可をしようとするとき。

二 第三十一条第一項又は第四十条の承認をしようとするとき。

三 第三十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第四十一条の建設省令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)
第四十六条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、センターを国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則
第四十七条 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第二十六条第一項に規定する業務以外の業務を行なったとき。

四 第三十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十二条第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第四十九条 第五条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
2 この法律の施行の際現にその名称中に下水道事業センターという文字を用いている者については、第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 センターの最初の事業年度は、第二十九条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

4 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)
5 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中健康保険組合及び健康保険組合連合会の項の前に次のように加える。

別表第一第一号の表中健康保険組合及び健康保険組合連合会の項の前に次のように加える。

下水道事業センター

下水道事業センター法(昭和四十七年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

7 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

下水道事業センター

下水道事業センター法(昭和四十七年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

8 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

下水道事業センター

下水道事業センター法(昭和四十七年法律第 号)

(地方税法の一部改正)

9 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本中央競馬会」の下に「下水道事業センター」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十六 下水道事業センターが下水道事業センター法(昭和四十七年法律第 号)第二十六条第一項第三号又は第四号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

三十 下水道事業センターが下水道事業センター法第二十六条第一項第三号又は第四号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(建設省設置法の一部改正)

10 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二を第七号の三とし、第七号の次に次の一号を加える。

七の二 下水道事業センターの業務の監督その他の下水道事業センター法(昭和四十七年

法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「河川法」の下に「第十九条」を加え、同項第四号中若しくは第七十条第一項を「第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項」に改める。

理由

広域的な水利利用に資する河川工事を促進するため、二以上の河川を連絡させる河川工事により新たに流水の占有をすることができるとなる者に、当該工事に要する費用の一部を負担させることとする。同時に、準用河川の制度を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定多目的ダム法の一部を改正する法律案

特定多目的ダム法の一部を改正する法律案

特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる要件に該当する多目的ダム

に関する基本計画の作成又は変更の際、発電の使用権の設定予定者を定めることができない特

別の事情があり、かつ、当該基本計画の作成後

相当の期間内にこれを定めることができる見込み

が十分であるときは、当該特定用途に係る前

項各号に掲げる事項については、その際定める

ことができる限度において基本計画に定めれば

足りる。この場合においては、建設大臣は、当

該ダム使用権の設定予定者を定めることができ

ることとなつた後、遅滞なく、当該基本計画を

必要があること。

二 発電の用以外の特定用途に係る水の需要が十分であり、かつ、当該多目的ダムによりその供給を確保する緊急の必要があること。

第七条第一項中「費用の額」の下に「並びに多目的ダムの建設に要する費用の財源の一部に借入金

が充てられる場合においては、支払うべき利息の額」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(治水特別会計法の一部改正)

2 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号中「第九条」の下に「第一項」を加える。

第五条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十五条の二第二項の規定による借入金

第五条第二項第三号中「第九条」の下に「第一項」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第十五条の二第二項の規定による借入金の償還金及び利子

第九条の見出しを「(他会計への繰入れ)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十五条の二第二項の規定による借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

第十條第二項第一号中「並びに前年度及び当該年度の事業計画表」を「借入金の借入れ及び償還実績表並びに特定多目的ダム建設工事勘定による負担金(第十五条の二第二項の規定による借入金)の借入れ及び償還の財源に充てられるものに限る。次号及び第十六条第二項において同じ。」に係る債権の発生及び回収実績表」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に

次の一号を加える。

二 前年度及び当該年度の事業計画表、借入金

の借入れ及び償還計画表並びに特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表

第十條第三項ただし書中「当該年度の事業計画表」を「同項第二号の書類で当該年度に係るもの」に改める。

第十五条の次に次の三項を加える。

(借入金)

第十五条の二 特定多目的ダム建設工事勘定において、多目的ダム建設工事に要する費用のうち、特定多目的ダム建設法第四條第三項後段の規定により多目的ダムの建設に関する基本計画を変更して定められるダム使用権の設定予定者が負担すべき負担金(政令で定める期間における多目的ダム建設工事に要する費用に係る部分に限る。)の額に相当する費用の財源に充てられるため

必要があるときは、政令で定めるところにより、特定多目的ダム建設工事勘定の負担において、工事別等の区分により借入金をすることができ

る。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

3 特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金で、第一項の規定による借入金に対応するものは、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

(借入限度の繰越し)

第十五条の三 特定多目的ダム建設工事勘定において、借入金の借入れについて国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

(借入金の借入れ及び償還の事務)

第十五条の四 第十五条の二第一項の規定による

借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

第十六条第二項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 借入金の借入れ及び償還実績表

三 特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金に係る債権の発生及び回収実績表

(治水特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正後の治水特別会計法の規定は、昭和四十七年度の予算から適用し、昭和四十六年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。ただし、前項の規定による改正後の治水特別会計法第十條第二項又は第十三條第二項の規定により治水特別会計の歳入歳出予定計算書等又は予算に添付すべき前年度の借入金の借入れ及び償還実績表並びに特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金に係る債権の発生及び償還計画表並びに特定多目的ダム法第七條第一項の規定による借入金

の借入れ及び償還計画表並びに特定多目的

の借入金に係る債権の発生及び償還計画表に係る

債権の発生及び償還計画表は、昭和四十七年度分(前前年度の借入金の借入れ及び償還

実績表並びに特定多目的ダム法第七條第一項の

規定による負担金に係る債権の発生及び回収実

績表については、昭和四十八年度分を含む)に

限り、これらの規定にかかわらず、その添附を

要しないものとする。

(水資源開発公団法の一部改正)

4 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百

十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條の二第三項中「関係する」の下に「治水特

別会計の特定多目的ダム建設工事勘定又は」を加

える。

理由

治水上及び利水上多目的ダムを建設すべき緊急の必要がある場合においては、その早期着工を図るため、特別の事情によりダム使用権の設定予定

者を定めることができない段階においても、基本計画を作成することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○龜山委員長 まず、提案理由の説明を順次聴取いたします。西村建設大臣。

○西村國務大臣 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

住宅金融公庫は、昭和二十五年設立以来、国民大衆の住宅建設に必要な資金並びに土地の合理的利用及び災害の防止に寄与する建築物の建設に必要な資金を融通する等により、住生活の安定と社会福祉の増進に寄与してまいりましたのであります。福祉社会を目ざすわが国におきましては、住宅

対策は国民の福祉向上をはかる最も重要な施策の一つでありまして、居住環境の良好な住宅の計画的な建設及び都市環境を整備するため市街地の再開発を促進することは現下の急務であります。

この法律案は、以上のような観点から、公庫の業務範囲を拡大するとともに、既存の貸し付け制度等の改善を行なうとすものであります。

次にその要旨を申し上げます。

第一は、都市の再開発を推進するため、都市再開発法による施設建築物等で相当の住宅部分を有するものに対し、建設資金にあわせて、土地または借地権の取得に要する費用を融資する道を開こうとするものであります。

なお、都市再開発事業に対する融資については、今後実施の経験を積み重ね、事業が促進されるよう弾力的に対処する必要がありますので、貸し付け金額の限度、貸し付け利率及び償還期間は、政令で定めることとしております。

第二は、公庫の融資を受けて建設された相当の住宅部分を有する施設建築物等または中高層耐火建築物を購入する者に対し、購入資金を貸し付け

ることにより、市街地の高度利用を一そう促進しようとするものであります。

第三は、現在個人住宅等に対する貸し付け対象床面積の限度を六十七平方メートルと法定いたしておりますが、最近における居住水準の向上に伴い、貸し付け対象となる床面積の限度を引き上げ、今後の住宅事情の動向に対応できるよう、これを六十七平方メートル以上で主務大臣が定める床面積に改めようとするものであります。

第四は、大都市地域において、計画的かつ良好な住宅の供給を促進するため、地方公共団体等以外の民間住宅分譲事業者に対して、政令で定める利率の分譲住宅の建設資金を貸し付けることとするものであります。

第五は、新住宅市街地開発事業等大規模な宅地造成事業につきましては、宅地造成に要する期間が長期化しておりますので、償還期間を七年以内に延長するものであります。

第六に、民間住宅分譲事業者及び民間宅地造成事業者による住宅または宅地の譲渡価額の基準は、主務省令で定めることとしております。

これらの改正に伴い、産業労働者住宅資金融通法、北海道防寒住宅建設等促進法、地方税法及び都市再開発法について所要の改正を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題になりました下水道事業センター法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

今後飛躍的な増大をはからなければならぬ下水道事業を計画的かつ迅速に実施していくためには、総合的に効果的な下水道計画の策定、事業量に見合った十分な財源の確保とともに、その執行体制の整備確立が急務であります。

特に、地方公共団体における下水道技術者総数の不足とその大都市への偏在ははなはだしく、今後新たに下水道の整備に着手しなければならぬ

多くの都市において、所要の技術者を確保することが困難であることから、緊急の施策として下水道技術者の効率的かつ流動的な活用をはかる制度の確立を早急にはかる必要があります。

このような下水道事業の執行体制の現状並びに地方公共団体の要望にかんがみ、国及び地方公共団体の出資による下水道事業センターを設立し、地方公共団体の要請に基づき下水道に関する技術的援助を行なう、下水道技術者を養成する等の業務を行なわせることにより、下水道の整備の促進に資させることとしたのであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次にその要旨を御説明申し上げます。

第一に、下水道事業センターは、地方公共団体の要請に基づき、下水道に関する技術的援助を行ない、下水道の根幹的施設を建設するとともに、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化をはかり、もって下水道の整備の促進に寄与することをその目的としております。

第二に、下水道事業センターは、法人といたしまして、建設大臣の認可を受けて設立することといたしております。また、その資本金は、政府及び地方公共団体からの出資金の合計額といたしております。

第三に、本センターには役員として、理事長、理事及び監事を置くこととしております。また、運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置くこととしております。

第四に、本センターは、その目的を達成するため次の業務を行なうこととしております。すなわち、その一は、地方公共団体の委託に基づき、下水道の整備に関する計画の策定及び事業の施行並びに下水道の維持管理に関する技術的援助を行なうこととあります。その二は、地方公共団体の委託に基づき、終末処理場、ポンプ施設等下水道の根幹的施設の建設を行なうこととあります。その三は、下水道技術者の養成及び訓練を行なうこととあります。その四は、下水道に関する技術

を開発し、これを実用化することを促進するため研究、調査及び試験を行なうこととあります。

第五に、国及び地方公共団体は、本センターの業務の円滑な運営がはかられるように、必要な配慮を加えることとしております。

第六に、本センターの財務及び会計につきましては、本センターが長期借入れ金をすることができ、並びに政府及び地方公共団体が本センターの長期借入れ金にかかる債務について保証することができること等を定めております。

第七に、本センターは、建設大臣が監督することといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。次にその要旨を御説明申し上げます。

次に、ただいま議題となりました河川法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、かねてより河川改修、多目的ダム建設等河川の治水水利の両面にわたる努力を重ねてまいりましたが、近時、特に都市地域における水需要の増大と治水環境の悪化に対処するためには、二以上の河川を接続して、これらの河川の状況を調整し、洪水処理、内水排除、維持用水の確保をはかることと、あわせて水の効率的な利用をはかることが必要となつてまいりました。この種のいわゆる状況調整河川工事につきましては、これにより新たに河川の流水を利用することが可能となる者に適正な費用の負担をさせることとして工事の促進をはかる必要があら

す。

また、いわゆる普通河川についてその管理の適正化をはかるための制度を整備すること、その他河川法施行後の実施に基づき所要の改正を行なう必要があら

す。

てであります。

ただいま申し上げましたとおり、治水利水の両面から広域的に水管理を行なうため、河川管理者が、二以上の河川を連絡するいわゆる流況調整河川工事を行なう場合、新たに専用の施設を新設し、または拡張して流水を占有することとなる水利使用者に対して、当該流況調整河川工事等に要する費用の一部を負担させることができることといたしました。

この場合、工事及び管理につきましては、関係する河川の流水の正常な機能の維持に支障のない範囲内で行なうこととし、さらに、河川管理者は、この工事を行なうときは、関係行政機関の長との協議、関係都道府県知事等の意見の聴取、費用負担者の同意を得ること等の手続を経ることとし、負担金の額の算出方法、徴収方法等については、政令で必要な事項を定めることといたしました。

第二は、準用河川制度の拡大についてであります。現在、河川法の規定を準用する準用河川は、一級水系または二級水系以外の水系についてのみ市町村長が指定できることとなっておりますが、一級水系または二級水系の末端のいわゆる普通河川については、管理体制が明確になっていないものもあるため、不法占用等管理の不十分、不適切な点もあったことにかんがみまして、これら一級水系または二級水系の末端河川につきましても、市町村長が必要と認められた場合は区間を定めて指定を行ない、河川法を準用して適正な管理ができる方途を開いたものであります。

第三は、一級河川の指定手続の変更についてであります。一級河川の指定は、国土保全上または国民経済上特に重要な水系をまず政令で指定し、これらの水系について、さらに、政令で名称、区間を明らかにして一級河川を指定することになっております。今回の改正におきましては、一級水系の指定については、従来と同様、政令で行ないますが、

一級河川の指定は、建設大臣が告示により行なうこととして事務の簡素化をはかろうとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。以上が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました特定多目的ダム法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、従来から国土の保全及び水資源の開発をはかるため、特定多目的ダム法に基づき多目的ダム建設事業を推進してまいりましたが、最近における産業の発展、人口の都市集中、生活水準の向上等に伴う水需要の増大は著しく、全国各地におきまして、緊急に水資源の開発を行なう必要性が一段と大きくなっているのであります。

しかしながら、現在の特定多目的ダム法におきましては、各利水者の容量配分、費用の負担等が確定してから多目的ダムの建設に着手することとなっており、また、いわゆる都市用水の配分につき調整がつかない事情があります場合には、水資源の開発がことさらおくれる結果となりますので、逼迫した水需要に早期に対処していくためには、この点を改める必要があります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。次にこの法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、建設大臣は、治水上及び利水上緊急に建設する必要がある多目的ダムで、水の需要が十分にあるものにつきましては、都市用水にかかるとして、ダム使用権の設定予定者が特定していない段階でありましても、基本計画を定めまして、その建設に着手することができるといたしました。この場合には、相当の期間内にダム使用権の設定予定者及びその容量の配分等を定めることといたしております。

第二に、第一と関連しまして、多目的ダムの建設に要する費用のうち、特定していないダム使用

権の設定予定者の負担金に相当するものの財源に充てるため、治水特別会計におきまして資金運用部から借り入れ金をすることができるといたしました。この借り入れ金の償還は、その利子を含まれてその後決定されるダム使用権の設定予定者が納付する負担金によりまかなうことといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。以上が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○龜山委員長 以上で四案の提案理由の説明聴取は終わりました。

四案に対する質疑は後日に譲ります。

○龜山委員長 次に、建設行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際先ほど決議いたしました参考人からの御意見は、質疑応答の形式でお聞きすることにいたしました。存じますので、さよう御了承願います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。阿部昭吾君。

○阿部昭吾 ところで、大臣にお伺いいたしますが、今回の四十七年度予算、この中には大臣が所管をされておられるたくさん建設予算が計上されておられるわけでありまして、この予算の性格は、円の大規模切り上げによって日本の経済が停滞する、そこで、公債一兆九千五百億円を含む大型予算で、特に公共事業を大いに強化をして景気の落ち込みをサポートをする、ここに今回の予算のいわばねらいがあるというふうにいわれておるのであります。

が、政府の、何というんですか、政権末期、いわばそういう状況から予算の審議が非常におくれおるといふ関係で、この予算が目標としております景気浮揚策、これがはたして目的のとおり機能するかどうかということが心配をされておるわけでありまして、そういう意味で、建設省の、大臣が所管をされておられる事業の推進、その目標としております景気浮揚策、この関係で一体どうい

判断をいま持つておられるのか。目的のとおりに行くかどうかということをお聞かせを願いたい。

○西村国務大臣 景気の浮揚でございますが、これはいろいろの方によって意見が違ふと思ひますが、しかしおおむね、ことは膨大な公共投資をやることになっておるのは、その目的でございます。するが、まあ一般的に政府として期待しておるのは、この秋ごろまでには景気は回復するであろう、こういう見通しのもとにいまいろいろやっておる次第でございます。もちろん、予算は約一カ月ほどこれは施行がはやくおくれるのではなからうかと思つております。しかし、一カ月程度でございますから、やはり方によつては公共事業の促進にも、まあ影響はないと思ひますが、あまり大きい影響はないとは思ひませんが、また、建設省といたしまして、昨年も予算を相当に上期に消化するというので、上期に七〇%以上四十六年度もやれというふうな方針でやりましたが、それ以上の予算をこなしました。したがって今年も、それ以上の大きい予算でございます。それから、建設省としても工事促進の体制をいろいろいま相談をして今日までまいった次第でございます。たとえば民間の能力を使うとか、また特に三月、四月、五月というのは会計検査のある月でございます。会計検査をこの三、四、五月にやると非常に工事施行の妨害になる、といつては失礼でございますが、非常に手をとられますので、この辺の検査の施行の日にも会計検査院等と打ち合わせまして、適当な時期に検査をやつてくれとか、いろいろ工事促進の体制をとつておりますから、一カ月程度のおくれならば、まあ今後のやり方によつては取り戻せるのではないかと。景気の浮揚はいつごろから浮揚するか、これはいろいろ見方がありますが、政府としては、秋ごろには期待してやっております。

○阿部昭吾 現場のほうでは、建設予算が非常に強化をされる、ところがこれを消化する

ば人員の配置というのが非常なアンバランスが目立っている。したがって、都道府県や建設省の各出先の工事事務所に参りますと、もうほとんど設計その他で徹夜、超勤、こういうものがものすごくい。ある意味では限界を越えた状態になっておる。したがって、最近では病人などが非常に多く出る、こういう状態なんです。したがって、さっきの下水道事業センター、これもけつこうです。同じように――ただ民間に出せばいいというわけにはいかぬのじゃないか。たとえば道路公団であらう不祥事が起こる。したがって、民間に出せばいいという考え方は相当吟味してみる必要がある。かりに民間に相当のものを設計その他についても分担をさしていくにしても、監督、指導、管理、こういう責任は当然に行政当局が負わざるを得ない。そういう意味では、今後の事業を進めて行く上に、人的な配置についてももっと強化をしなければならぬのではないかと、こういうふう

に思うのであります。
そこで、時間の関係で急いで申し上げますが、先般新聞に新しい第七次の道路整備五カ年計画の構想が伝えられておるのであります。これによりますと、総額二十兆円くらいのことになるのじゃないか、こういっているようであります。したがって、この第七次五カ年計画、新聞等の伝えるところによりますれば、七月をめどにして原案づくりを進めておるといふことですが、その構想、大要、大まかな中身、こういうものをこの機会にお示しを願いたいと思ひます。

○西村國務大臣 たいまのは第六次で、四十七年度で三年目でございます。実は道路の計画資金としては多々ますます弁ずるといふことでございましょう。いままでの道路計画もおおむね三年くらいで改定をしたということで、これから第六次をさらに第七次に改定すべきじゃないかという意見があるようにございますが、私個人としては、私はまだそれまで実を考へてはおりません。あるいは、いままでの例で、第六次の金が足りないから第七次に改定されるのじゃないかという、いま

までの経過からそういうことをいつておるのじゃないかと思つております。もちろん建設省といたしましては、これはこの程度では金が足りないから第七次というふうな事務的な調査はいたしておると思ひますが、建設大臣としてはまだそういう指示をいたしておらないのが現状でございます。とにかくことしは、この四十七年度の予算をいま満足にこなすということで一生懸命やっております。今後第七次と、第七次の改定というふうなこともないわけじゃないかもしれませんが、いま断言するわけにはいきません。

○阿部(昭)委員 そうすると新聞に出たのは、これは建設省のあずかり知らぬものだとおっしゃるか。しかし、この新聞記事等を見ますと、ずいぶんと詳細に、相当具体的なものとして出されておる。第七次の五カ年計画は二十兆円程度になるであろう、頭の痛いのは財源問題だ、こういうことになっておるのであります。したがって、まだ建設省は……とおっしゃるのですが、どうも相当正確に出てきて、相当まとまったかつこうで活字になっておるのですけれども、道路局長、大臣はまだたな上げだ、局長段階では相当いろいろな討議が進んでおるといふことならば、おおよその局内のいま検討されておる状況をお示しを願いたい。

○高橋(國)政府委員 たいま御指摘の第七次道路整備五カ年計画の新聞記事が日曜日、地方紙に載つておるよう存じます。中央紙には全然載っていないようでございます。そういう記事が流れてきて、われわれも月曜日に入手いたしました。初めて拝見したわけでございますが、実はわれわれも、こういうような内容については、これほど詳しく検討は進んでおりません。たいま大臣からお話がございましたように、従来道路整備五カ年計画は三年目までで、四年目に改定しているのが実情でございます。これは第一次から第五次まで、すべてそうなっております。そういうことから、四十七年度が第三年度目でございますから、四十八年度から改正されるであろうという意見が

前からございます。それを受けての推測記事はなからうかと考えられます。ましてや、これを見ますと二十兆円というふうな膨大な予算が書いてあるわけでございますが、これにつきましても私ども全く存じません。ただ、内部でいろいろ検討しておりますときに、もし改定したならばという、われわれが考へておるものが一部入つておるよう、われわれが考へておるものが一部入つておる程度取材して、相当推測を交えて書いたものではなからうかと思ひます。したがって、いま申し上げましたように、内容的にはいまのところほとんど何ら具体的に検討が進んでおらないのが実情でございます。

○阿部(昭)委員 わかりました。この第七次の計画、これはいろいろな面で非常に重要な問題だと思ひます。したがって、具体的な計画策定の作業の経過段階においても、当委員会、国会に対しても構想を明らかにされて、民意を受けとめられるように配慮してほしいというふうに思ひます。

次に、この前の大臣の所信表明の中に、「国民福祉の向上をはかるべきときである。このときにあたり、過密、過疎の問題、交通問題、公害、災害など、国民の生活環境を脅かす諸問題を解決し……」云々、ずつとあるのであります。私はここで鹿島の臨海工業地帯にかかわる問題でお伺いをしたいのであります。

鹿島の第二期の工業用水道の事業が、たしか昨年の四月段階で、当時の根本大臣によつて、土地収用法に基づく事業認定が行なわれておるのであります。現在茨城県では土地収用委員会でのいろいろやられておる。したがって、この鹿島の工業開発の中で第二期の工業用水道というのがどういう状況になっておるかということをお示しを願ひたいと思ひます。

○高橋(弘)政府委員 御質問の鹿島地区におきまして、御承知のとおり、鹿島地区はああいう大規模な工業開発及び港湾の整備を行なつておるわけでございます。これは御承知の工業整備特別地

域整備促進法に基づく工特の指定を受け、また首都圏整備法に基づく開発が行なわれておるわけでありまして、ここにおきまして五十五年以降において工業用水が、大見通しとして日量百八十万トンというものが必要でございます。御承知のように第一期はすでに二十一万トンというものが完成しているわけでございます。第二期の工業用水道の建設工事につきましては、先ほども御質問の中にありましたように、建設大臣に対して事業認定の申請が四十五年十月になされております。いろいろな手続を経まして、四十六年四月二十二日に建設大臣の事業認定がなされて、告示がされておる次第でございます。

この現在の状況でございますけれども、用地取得につきましては九九・九%、ほとんど解決済みでございます。あと残る一部がまだ未解決のものでございます。これにつきましては、これも御質問にございましたように、四十六年十二月十八日に裁決申請がありまして、収用委員会で二月二十一日に第一回の審理を行なつておる次第でございます。その部分を除きましては、大体第一期の工事は概成しておるといふふうに受け取つておる次第でございます。

○阿部(昭)委員 局長、なぜその一部がいまもめておるかという御調査をされておりましたならば、そのもめておる事情、内容、これを御説明をいたしたい。

○高橋(弘)政府委員 その一部につきましては、土地の所有者と――大体二十坪ばかりの土地の所有者のようでございますけれども、起業者である県の企業局の買収交渉がうまくいかないということのように聞いておる次第でございます。詳細につきましてはまだ私も調べておりません。

○阿部(昭)委員 そこで、ぜひこれは一ぺん、事業認定をやつたのが建設大臣でありますから、あの全体計画からいへば二十坪のわずかの土地ですが、なぜもめておるのか、もめておる経過、内容を建設省は詳細に調査をする必要があると思ひます。

そこで、そのことはまたあとで申し上げますが、百八十万トンの日量の水資源が必要だ、こういうわかれております。これはどういう計算と調査と判断の上に立ってそういうあれが出されておるのかという事ですね。大臣のこの所信表明によりますと、「水などの国土資源は、国民全体の貴重な資産である」という認識に立って、これらの資源を有効に利用しつつ自然環境の保全と調和した開発が進められるよう云々と、こういう所信が述べられておるのである。鹿島開発の全体計画の中で、あの霞ヶ浦、北浦という湖から百八十万トンという取水、工業用水、これははたしてこの大臣の表明されております。水は国民全体の貴重な資産だ、したがって有効な利用をしていかなければならぬという観点と一致するものなんでしょうか、これが一つ。それから、百八十万トンという水を取ってまいりようぶなんでしょうか、この点はどうでしょう。

○高橋(弘)政府委員 鹿島開発のあの事業につきまして、私どもの直接の所管ではございませんので、その点の詳細はわかりませんが、あの工業用水の給水量の目標は、茨城県の説明によりますと、日量百八十万トンとされている次第でございます。また、第一期、第二期につきましては、具体的いろいろな調査を行なって、通産省の指導のもとに茨城県がその工事に着手し、またほぼ完成しつつあるわけでございます。また、北浦についての河川からの導水につきましては、河川管理の人とも十分に協議して、おそろくその面については十分合意がなされておることと存する次第でございます。そういうことを大体県と河川管理者が合意して、それは可能であるということであれば、また施工能力もあるものであれば、私どもは認定するわけでございます。

日本の開発が進められておる地帯があるわけである。そこのかかわりでこの鹿島というものを考えると、水をものすごくむだ使いをする、こういうふうな思ふのです。大体百八十万トンの水を取ったならば、あの周辺の農業なり漁業なりというものは決定的な打撃を受けることになる、こういうのであります。それは通産省の所管ですと言われているが、水そのものは、この大臣の所信で言われておる国民全体の貴重な資産だ、こういう観点からいけば建設省がやはり、この計画がいいのか悪いのか、もうめちやくちやな水のむだ使いをさしているのかどうかという事などについて——これは建設省はあずかり知らぬということになるのでしょうか。たとえば通産省で出しているものは企業側の立場に立って全部オーケーなんだ、水なんかどんなにむだ使いをやってもかまわぬということには私はならぬのじやないかと思ふのです。

○高橋(弘)政府委員 先ほども申し上げましたように、この工事を進行するにつれて、実際の所管は通産省系統でございますけれども、実際にこの通産省の指導を受けて県がやる場合におきましては、建設省河川局系統の河川管理者の取水についての許可を受けて、そういう合意に基づいて行なっていくものでございまして、そういう可能な前提におきまして事業認定に当たるわけでございます。

○川崎政府委員 お答え申し上げます。鹿島開発関係の水資源につきましては、やはり利根川水系から依存をいたしております。したがって、利根川水系の水資源開発の基本計画という事で、経済企画庁を中心にして、私ども直接河川を管理する立場、それから通産省あるいは厚生省、そういった水の需要側の立場からの指導をしておる官庁、こういったところが奇りまして、一応昭和五十年時点での程度の工業用水あるいは上水道の需要があるかというようになことをいろいろ調査いたしました。現在基本計画が五十年を目途に定まっております。

その時点におきましては一応、水の需給の問題、あるいはそれぞれの需要の緊要度、あるいはその内容、こういったものが調整されておるわけでございます。ただし、五十年以降の問題につきましては、現在経済企画庁を中心にして、それぞれの担当の面につきまして調査をいたしておる次第でございます。

○阿部(昭)委員 この問題は私深く追及することはいいたしません。日量百八十万トンの取水、この理論的な調査の根拠ですね、この資料はぜひひとつ御提出願えるように、経済企画庁なり通産省なり建設省、協議をして出してほしい。私の判断では、どうもよその工業開発に比べますと、水をものすごくむだ使いをする、こういう組み立ての上に成り立っているように思われてならぬのであります。そういう意味では正確に調査をした資料というものを御提出願いたいという事を希望いたします。

○西村(國)大臣 たいへん水は大事でございます。あなたの言うとおりで、これは、あなた百八十万トンと言うけれども、この調査には昭和五十年の時点で百二十万トンと書いてあります。まあいづれにいたしましても、水は大事ですから、その通産省が使うのだからといって、こつちが黙っておるわけにいきません。有効に使わせなければならぬと思ふ。

それから収用法の問題も、これは私はいま初耳でございます。何らかの理由があるのでしょうか。これもやはり事業認定をした建設省としては、その善悪は別として、どちらがいい悪いは別として、私のほうも事業認定をした以上、一応確認をしておきたい、かように思っております。私はいま初耳でございますから、調査をさせて、いずれ御報告申したいと思ふ。

○阿部(昭)委員 私は大前提として申し上げます。従来、企業の地方進出あるいは日本の工業のいわばバランスのある配置、こういうものを進めるといふことについて、きわめて積極的に賛成の立場に私は立ってまいりました。しかし、そ

のことと、いま現実に起こっている、水はむだ使いをするし、公害はどんどんたれ流すし、企業と行政が癒着して妙なむちやなことをやっておるし、これを野放しでよろしいかということ、日本の工業なり産業というものをバランスのある配置をやって、国全体をほんとうに理想的な発展を遂げさせようという、われわれの持つべき目標と、だからといって何をやってもよろしいということとは全然別の問題だ。こういう観点でいま問題を提起しておるわけでありまして、私がこの問題に深い関心を寄せましたのは、私の調査によりまして、たくさんの問題があるのです。第一に、あとで正確な調査を建設省のほうでやっていたたかなければなりませんけれども、昨年の四月二十二日、ここで事業認定が行なわれた。そのときには、公害の起ころぬ、農工両全の理想的な開発をするのです。それが鹿島臨海工業地帯の開発であります。そこでその一環をなす第一期二十万トンの水はもうすでに通水されておる。第二期の六十万トンが、いまの土地収用委員会で争っている問題。第三期が六十万トン計画されておる。

そこで第二期の問題——事業認定の際に、たいへんり、ばな、公害のない、理想的な農工両全の鹿島の開発をやるのだと、事業認定申請書が根本大臣に出されておる。これはおとしの暮れです。そして四月の二十二日に建設省によって事業認定が行なわれたのです。事業認定が行なわれた段階以降に、私が非常にこの問題に関心を寄せましたのは、最初は七十九平米の土地に送水管を通す、使用権を使用するといふものなんでしょうから二万二千円くらいの補償費といふことで話し合われた。これが四月の十七日。これは県の関係者が行って、いまの争っておる地主に対して折衝されたことである。争うが、それが次の段階では、間もなく十一万六千円何がしに補償費がはね上がった。第三段階は、七十九平米の土地にパイプを埋め込む使用権だけで五十万円になった。二十坪余りの土地の使用権が。その次は、四月の末には百万円になったのです。そして、そこまでならばまだしも、最後

に補償費が一千万円になってくるのです。一千万円になって、そのお金はちゃんと持ち込まれてくるのですよ。通帳にちゃんと入ってある。これはどうもおかしい。やはり補償費なんというものは一定の基準があって、こっちはごねてつり上げようというのが目標じゃない。事業認定申請の中に公害のない、農工商の理想的な開発をやるというところがあるが、いま現実には鹿島は三〇%くらいの開発の進捗度にあると思うが、そこでもうものすごい、重金属、有害物質はほとんど排出をされるし、シアンはたれ流しほうだ、亜硫酸ガスはほとんど大気を汚染していく。したがって現実の状況は事業認定申請の趣旨と違っている。このことを何とかするのだから私には協力できませんよ、一千万円持って来たが、この金はどこから出てくるのか私にはわからぬというので、それを突っ返して、収用委員会でも争いになっていくのです。二万二千円の補償費が、だんだんやっておいたら一千万円と持ってこられて払い込まれるなんて、こういうわけやなことはあつてはいかぬことだと私は思う。したがって、こういう経過については、これは政治に対する、行政に対する国民の不信感を招くことになり、行政にせひひとつ建設省が正確な調査をされる必要がある。そうでないと、今後全国の開発を進めるといふ過程におきましてもいろいろ問題が出てくると思われぬのであります。そういう意味で厳格な調査をやつてほしいのであります。

そこで、建設省には農工商の、公害など出さぬりっぱな開発にする、その一環としての工業用水です、こういつておられるのですね。当時もうすでに相当公害は出ておりましたし、農工商全でない条件がたくさん出ておりました。したがって、事業認定の申請の内容に盛り込まれておる事実と現場で起こつておる状況は全然違ふのですから、事業認定申請が出されてから認定するまでの間、建設省はどういう調査をやられたのかということをお聞かせを願いたい。

○高橋(弘)政府委員 いまの御質問にお答えする前に、先ほどの土地所有者の補償額の問題でございます。私も、最近の、先生のおっしゃったことは実は聞いておらない次第でございますけれども、裁判申請が収用者である県から収用委員会に出しております。これは昨年の十二月十八日でございます。この裁判の補償の見積もり総額は二万七千八百六十六円となつておる次第でございます。私も、私もそれ以外のことは実は聞いてない次第でございます。その点も十分調査させていただきます。

それからただいまの御質問でございますけれども、事業認定の申請があつたときにおきまして、その中で確かに、先生のおっしゃるような、公害を起さないとというようなことも書いているのでございます。この鹿島の開発をやる場合におきまして、あそこの知事さんがよく言つておられるように、先生もたまたまおっしゃいましたように、農工商全というので、そういうものを理想にしながら行なつておられるのは御承知のとおりでございますけれども、そういうことから事業認定申請書にもそういうのが出ております。私ももちろんそんなことが出来ることを期待いたしております。同時に公害の問題につきましては、公害関係のいろいろな立法が昨年のいわゆる公害臨時国会におきましてもなされております。そういう公害規制の立法がなされて、それに基づく規制がなされて、さらにまた県におきましても、条例におきまして加重した基準というものをきめておる次第でございます。そういうようないろいろな措置によりまして、そういう権限のある行政機関の監督とか規制によりまして、国民の生命と健康、そういうものが十分守られるということを前提にいたしまして本件の事業認定をいたした次第でございます。

しかしながら事態におきましては、私も十分に承知しておりますが、今後の地域開発という面におきましても、鹿島のみならず全国どこでもそういうございますけれども、地域開発と環境問題ということは非常に重要な問題でございますから、私も、私もそういう見地に立ちまして十分ひとつ実態を調査して、また御報告申し上げたいというふうな考えておる次第でございます。

○阿部(昭)委員 局長、いま私がお伺いしておるのは、十月に事業認定申請が出されて、四月二十二日に事業認定をやつた。その間に、事業認定をする建設省の側としては、土地収用法の第二十一条とか二十二条でやらなければならぬことがたくさん定められておるわけですね、こういうことを具体的にどういうふうなやり方をいたしましたかということをお尋ねをしておるわけなんです。

それから、いま私がそのことをお伺いいたしましたのは、前提として、二万何千の公定の補償費、これに一千万の札たばを現実を持っていかれてもそれを飛ばして立ち上がるというのは、それは並みだいたいのことじゃないはずですよ。みんなやはり欲もあればいろいろなこともある国民ですよ。そのあれが一千万円突きつけられて、札束を通帳に入れられてもそれを飛ばして、どうもいかぬといつて立ち上がったのは、それは並みだいたいのことじゃない。したがって、私が建設省に伺つておりますのは、事業認定申請から認定までの間にやらなければならぬこと、建設省でせなければならぬことがいろいろある。第二十一条なり二十二条で定められておるわけですね。それをどういうふうなやり方をしたのか。そのことをやらなければ、認定するにあつた、茨城県当局等に対して建設省としてもつきつ指図なり注意なり勧告なり、いろいろなことが生まれておつたのではないかと私は思われるから、申請から認定までの間にどういうことを建設省はやられたか、承つておるのです。

○高橋(弘)政府委員 事業認定の申請がございまして、御承知のようにこの根本は公共の利益となる事業かどうかということが根本でございます。また、その起業者というものがいわゆるその三条の適格業者かということが第二の問題でございます。その点につきましては、御承知のすでに工業用水道事業法に基づいて公共事業でございますから、これは事業者として適格でございます。先生のおっしゃいましたように、事業認定をする要件といたしまして二十条にいろいろございますが、いまも申し上げました第三条のいわゆる起業者かどうかという問題、それからその起業者が事業者かどうかという問題、それからその事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであるかどうかという点、さらに第四点として、土地を収用する公益上の必要があるかどうかということについて、その要件についていろいろ調査をいたすわけでございます。もちろん私も、この申請があつて認定するまでにだいぶ期間がございまして、その間に起業者である県の当局を呼び、十分に意見を聞き、そしてそのもとに、さつき申し上げたような公害関係の点につきまして十分にああいう規制の方法がとられるということを前提に、そういうことを考慮して事業認定をした次第でございます。

○阿部(昭)委員 そういたしますと、公害対策や何かもきちつとやるというお話であつたので認定をいたしました。しかし実際上はやられておらぬという場合はどういうことになるのでしょうか。

○高橋(弘)政府委員 先ほど申し上げましたように、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであるか、公益上の寄与をするものであるかどうかという点から、そういう点から認定の要件でございますから、そういう点から認定の要件でございます。その点につきましては十分その実態を、どうなるかというふうなことを考えながら認定をいたす次第でございます。その際に、さつき申し上げましたように現在ある規制法というふうなものその他によりまして、強力な行政機関の指導、規制というものが行なわれれば守れるという前提で私も事業認定をした次第でございます。ただこれは、事業認定につきましては許可条件というふうなものじゃございませんので、私もその点につきましては、十分権限のある行政機関がこの公害問題についての十分なる措置をとるということを期待

これは事業者として適格でございます。先生のおっしゃいましたように、事業認定をする要件といたしまして二十条にいろいろございますが、いまも申し上げました第三条のいわゆる起業者かどうかという問題、それからその起業者が事業者かどうかという問題、それからその事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであるかどうかという点、さらに第四点として、土地を収用する公益上の必要があるかどうかということについて、その要件についていろいろ調査をいたすわけでございます。もちろん私も、この申請があつて認定するまでにだいぶ期間がございまして、その間に起業者である県の当局を呼び、十分に意見を聞き、そしてそのもとに、さつき申し上げたような公害関係の点につきまして十分にああいう規制の方法がとられるということを前提に、そういうことを考慮して事業認定をした次第でございます。

○阿部(昭)委員 そういたしますと、公害対策や何かもきちつとやるというお話であつたので認定をいたしました。しかし実際上はやられておらぬという場合はどういうことになるのでしょうか。

する次第でございます。

○阿部昭委員 局長、私は何もあなたを責めておるわけじゃないのです。私の申し上げておるものは、公害を起さない、農工商全の理想的な開発をやります、その中の一環として第二期工業用水道はどうしても必要です。したがって、いままでも公害をなくさなければ協力できないといつてがんばっておる者がおるので、一千万ずつ金を持っていったけれどもなかなか承知ならぬというので、内容からいえばこの土地の収用法と、こういうことになってきたのだ、こういうように思うのです。しかし茨城県は、一千万持っていたこともおそらく局長のところに言わぬと思うのです。それから公害がどんどん出ていることも言わぬだろうと思うのです。したがって役所のほうとしては、この申請のとおりだということに思っ

て事業認定を実はやっただろうと思うのです。現実にはほとんど重金属、有害物質もたれ流しだし、あるいは亜硫酸ガスもたいへんな濃度になっておるし、あるいは海洋汚染もどんどん進んでおる、こういう状況の中でこの申請が出されておる。したがって、環境庁からおいでいたいておると思うのですが、ちよつとお伺いしたいのですが、こういう場合に、前の公害関係法が全然まだ目の見ておらぬ段階と、いまのように公害の問題のここまですべて法制化されてきた段階とでは、私ども相当、同じような問題の場合に違ふんじゃないかという考え方なんです、その辺はどうでしょう。

○竹内説明員 お答えいたします。公害関係の諸法令は四十五年の暮れのいわゆる公害国会で非常に大幅に整備されたわけです。またそれに伴いまして、各種の排出規制等も非常にきびしくされてまいりました。ただいま御指摘のありました硫酸物にきびしくなりましたが、昨年の六月二十三日付の大気汚染防止法関係の政令、省令におきまして、さらに昨年の暮れの十二月二十五日付で硫酸物物のK値の規制というのを一段ときびしくしたところでございます。また水質関係につきましても、

水質汚濁防止法の制定に伴いまして、有害物質の排出規制等につきまして大幅な強化をはかっていますところでございます。したがって、私どもとしては、それぞれの地域における公害防止という問題については、現在の体制が必ずしもこれで十分だと言いきることは非常にむずかしいかと思えますけれども、少なくとも当面私どもの考えられる限界点においては最善を尽くしてまいりたい、かように考えております。

ただ、その間におきまして都道府県におきましても、公害防止関係の法令の中にはそれぞれ上乗せ基準というものがございまして、国の基準をさらに上回ったきびしい基準をものによって設定できるといふ形をとっております。茨城県におきましても、たとえば塩化水素あるいは弗素、それから硫化水素等についての乗せ条例を設定しておるようでございます。また環境庁といたしましては、鹿島地区につきましましては第三次の公害防止計画の策定というのを前提にいたしまして、現在公害防止計画の策定のための準備をしておりますという形でございます。総論的に、十分お答えにならないと存じますが、私どももいたしましては、鹿島地区における大気汚染あるいは水質汚濁の状態というものが、現段階ではともかくいたしまして、今後、現在の約三〇%程度の立地というものがさらに進展をしていきますときには、相当の汚染物質の排出その他が増大されるということが予想されますので、公害防止計画を策定をし、あわせて関係諸法令の排出基準等のよりきびしい制約というものと鹿島地区の公害防止について最善を尽くしていきたい、かように考えておるところでございます。

○阿部昭委員 抽象的な答弁で、どうもじーんときまません。そこで建設省の計画局長、私がさっきお伺いしたのは、申請から事業認定するまでの間に具体的にどういふことをやったのか。それについて茨城の起業者を呼んで説明を聴取したとか、あるいは地元の町村長その他の関係団体の代表を集めて

いろいろ事情を聴取したとか、そういう具体的なことをおやりになったのかどうか。なつたとすれば、やった際のそういう記録や何かがあるのかどうか。この点もひとつお聞かせを願いたい。

○高橋(弘)政府委員 申請がありまして認定するまでに地元に対して、御承知のその事業計画の縦覧をいたします。これについての意見書が提出できるのですが、意見書は全く参っておりません。それから県につきましましては、本省に参りましてその内容をいろいろ聞いたわけでございます。また河川局につきましても、さっきお話しございましたような水利上の問題につきましまして可能性があるかどうかというふうなことも意見を聞いたというふうなことで、県につきましましては数度いろいろ意見を聞いて、そうして認定をいたした次第でございます。

○阿部昭委員 さらに、関係市町村や地域にありますいろいろな団体等の意見は聴取されましたか。

○高橋(弘)政府委員 建設大臣が事業認定する場合におきましては、事業認定の際にはそれを市町村長に送付いたしました。市町村長がこれに基づいて今度は縦覧という手続をとるわけでございます。市町村もそういう面におきましてはこれを十分承知をして、そしてその地元の意見が出てくるというふうな考えでおる次第でございます。

○阿部昭委員 私が聞いておるのはそうじゃない、あなたのほうでどういふことをやったかと聞いておる。いまわかったのは、茨城県からは来てもらいました、それから河川管理者等の意見も聴取しましたということでありますから、その聴取の際のいろいろな議事録のようなものはございませぬか。

○高橋(弘)政府委員 説明を口頭でいろいろ聞いておるだけでございまして、議事録というふうなものはないようでございます。

○阿部(昭)委員 口頭で聞いて、ただ、たれ流しじゃないが、聞き流しですか。

○高橋(弘)政府委員 この鹿島の場合は事業認定

いたしておりますけれども、場合によっては事業認定を拒否いたす場合がございます。したがって聞きつばなしということじゃもちろんございませんで、事業計画の内容を十分審査して、要件に当てはまるかどうかということも十分審査しながら、そして認定するかどうかをきめるということでございます。

○阿部(昭)委員 茨城県を呼ばれたということですが、ここに茨城県知事の岩上さん、鹿島町長黒澤さんですか、この方と地元の関係者との間に確認されておる確認書というのがある。それによりますと、ずつと何項目かあるのではありませんか、「土地買収にあたっては理解と協力によって推進する方針を堅持し、強制収用は行なわない。」という項目を確認されておるのです。この確認書はそのほかにもいろいろなものを確認されておるようですが、この確認書があるということは御存じだったでしょうか。茨城県から説明があったでしょうか。

○高橋(弘)政府委員 ただいま担当者に聞きましたら、そういうことは聞いてないようでございませぬ。

○阿部(昭)委員 局長でも大臣でもいいんですが、こういう確認書がある。それから、公害は出さない、農工商全で理想的なたいへんりっぱな開発をやるといっておきながら、重金属、有害物質がどんどん出ているし、亜硫酸ガスは出るしという状態がそのままになっておる。この状態だとすると、事業認定の申請書は建設省、建設大臣をベテンにかけておる内容だと私は思う、事実と違ふのですから。私はその意味で、建設省は、こういう種類のものが出た場合いろいろな事情聴取をやるとか調査をするとか、こういうことはもうちよつと正確でなければならぬような気がするのです。正確を欠いて行なわれた事業認定というのはいかかろう問題なんじゃないでしょうか。この辺はいかかろう。

○高橋(弘)政府委員 私ども事業認定をいたしております、その審査をする場合におきましてい

ろいろ各方面から説明を聞いて、そして認定をいたしたわけでございまして、その間におきまして、さつきも何回も申し上げましたように、たとえは公害の問題につきましては、現在の法律によりまして十分強い規制、監督が行なわれる、そういうことで公害は発生しないという前提でいずれも事業認定したわけでございます。その時点におきまして、私どももこれについて何ら不足があるというふうなことは考えてない次第でございますけれども、先生のとおっしゃるとおり、事業認定につきましては最近相当数も多うございますし、また複雑な内容のものもございまして、今後とも十分そういう慎重な調査をいたしまして、そうして事業認定をするかどうかをきめたいというふうに考えておる次第でございます。

○阿部(昭)委員 そこで大臣、お伺いいたしますが、いま土地収用委員会で争われている。その際に、つまりいまの鹿島工業開発というのは公害も起こさぬし、農工両全でりっぱな理想的な開発、こういうことであつたが、そのとおりになっておらぬというところに紛争があるわけでありました。したがって、いま土地収用委員会で争われようとしておる内容は、もういまのままのやり方は、企業の利益にはなつても、公害たれ流しそのままだというのじゃ、公益性、公共性というものを疑わざるを得ない。そこに公共性、公益性を認めるわけにはいかぬというところで実は争いになっておる。そうすると、土地収用委員会の会長さんは民法学者で、いま非常に苦惱されております。土地収用委員会というところは、公共性、公益性、つまり工業用水道事業の公共性、公益性について争うべき場所なのかどうか。公共性、公益性についてはすでに建設大臣が事業認定を行なった段階のときにすべてオーケーということをやっておることなどないか。したがって、土地収用委員会というものがいまさらこの事業の公共性、公益性というものを云々するということは一体どうなんだろうか。しかしながら、この事業認定された以降の段階での情勢は、公害関係法が全部整備されてき

ておる。まずまずそれが強化をされるという段階になってみれば、公害たれ流しの企業というものがそのままじゃ、公共性、公益性一〇〇%というぐあいにはなり得ないように思う。したがって、大臣が認可をした段階といまの段階との、法的あるいは社会的客観情勢の変化というものに考慮に入れば、この問題の論議、審議をせずして決断を下すというわけにはいかぬという判断をしなければならぬのではなからうかと思うけれども、なお慎重に考えたい、こういう言い方をあそこの収用委員会の会長は言っておる。

大臣のほうは、すべて公共性、公益性に合致した事業なりとして認可をしたに相違ない。現状はほとんど公害たれ流しですから、いまあそこで非常におそれております問題は、——今度建設省の下水道部もたいへん努力をされるのだと思うのですが、下水処理施設や何かをいろいろやられると思うのです。それと通産省とかかわり合いを持つ排他や何かを処理する施設等もつくろうという段階にあるのだと思う。そうすると、重金屬、有害物質の処理というものはどうしても企業の側でやってもらわぬと、微生物処理をする機能の中に重金屬が流入してきておつたんじや、微生物処理機能というものが全部こわされてしまう、めっちゃくちゃにされてしまうという問題等もあるわけでありました。したがって、いま茨城では、鹿島の場合の企業のあり方を見ると、水を大量にむだに使うことによつて——絶対量はものすごいものが出ておるのだが、水をものすごいむだに使って薄めて出せばいいじゃないかという考え方なんです。薄めようとして何であらうと、鹿島の海は、あの辺に絶対量のものすごい量の有害物質がどんどん排出されてくる。その水それだけをすくってみた段階では、わりと公害基準に合致しているじゃないか。シアンや何かはそういう意味では分解可能な面はあつても、有害物質、重金屬類なんかはそう簡単に分解せぬわけですから、問題は絶対量というものが問題になって、将来イタイイタイ病と

かいろいろの問題が起つたんでかかわぬというところで、地元がたいへん心配しておるといふ経過があるわけでありまして。

そういう意味で、この申請の趣旨と現実が相違しておる場合に、建設省は一体いかなる態度をとるのか。このことが明らかにされたならば一体建設省はどういう態度をとるのか。認定をやつちやつたからもうかつてにどうぞ、企業利益で、一千万の札束で抵抗する住民はやりながらどんどん進めよというものでいくのか。そうはいかぬぞ。やはりもう一べん根本問題を突き詰めてみよう、調査をしてみよう、その中でいろいろ事態の解決のしかたを考へようということになるのかどうか。もしそうでないというなら、私どもはもと根本的な——あまり好みには合いませんけれども、こういう一千万の金の動きなんて単純なことじゃないかと思う。どこでこの金を一体出したのか。そういう面から見ると、どうもこの金の出どころは企業が出して、そして県の役人を通じて流れてきておることまでやつて企業の利益というもののために行政当局が濫用してやらねばならぬものなのかどうか。もつとやはり行政なり政治は根本的な点で、企業に対して要求すべき公害施設や何か、きちつとしたものをやらせていくということであらねばならぬのじゃないかと思うわけですが、そういう意味でいうと、一つには、建設大臣はこの事態を調査して、やはり事業認定をやつたという責任は建設省にあるわけでありまして、その事態が明らかになつたところで、いろいろ事実を遡う、公害対策はきちつとやられていないということになつたならば、事業認定そのものをどうするかというふうなことで含めて、建設省はどういう態度をとるのか、どういう措置をとる、こういうことになり得るのかどうかということも含めて御答弁を願いたいと思つた。

○西村国務大臣 私はこの件は初耳でございますが、とにかく事業認定をするというそれ自身はやはり私権を制限するということになつておる。でございますから、公共のために私権を制限することはある事業に相当するんだということを証明するわけでございまして、事業認定を許可することには、もちろんあなたの方の言うようにあらゆる調査をしなければならぬということ、これは十分建設大臣の責任あることでございまして。しかし、そうかといつて、たとえばやつてみたら予期しなかつたことが起る。予期しなかつたことが公害で起つた。初めのときはそうではなかつたけれども、予期しない公害が起つたが、その段階ならばもう一べんそれは取り消しができるかできぬかというふうなことは、これはなかなか法律上の問題ももう少し調査しなければならぬと思つた。しかし、それは法律の前後の問題がございまして、から、これは十分予期しない公害があるんだから、それは前のやつを取り消すべきだということとは私にはここで断言できません。しかし、いづれにしても、行政上、そういうあなたがおつしやるようなことが事実といたしますれば、それはもう金を払つて、そして懐柔をするほかにないかというふうなことは、やはりこれはあまりよくないことだ。これは裏でやつておることでしょうけれども、いづれにしても、やはり妥協な線でものごとは解決しなければならぬと私は思います。したがって、建設省がもう認定をしたのでございまして、事後でございまして、できるだけ調べてみたい、かように思つておる次第でございます。今後そういう事件があつてはたいへんでございまして、事業認定については、私権を制限するということ、それでもつてきまるのですから、十分注意をいたしたい、かように思つておる次第でございます。

○阿部(昭)委員 大臣、ちよつと私はすらすらと聞きませんが、というの、事業認定をやつた段階で予見せざる事態、これが起つたとして、も当時の判断を変えるわけにはいかぬ——大臣、こういうことなんです。予見じゃなくて、その当時すでに問題は起つておつたわけ

す。公害や何かとどんどん起こつておつた。したがって建設省がもし、事業認定申請の内容のおりであるかどうかというのを、公害なき、農工両全の理想的な開発であるのかどうかということ、正確に調査をされたら、あるいは茨城県知事あるいは鹿島町長また関係者との間で確認されておる確証書、強制収用は行なわぬといった確認がかわされておる。こういう事態の調査等々を十分行なつたとするならば、私は四月二十二日の事業認定というのには出されなかつたんじやないかと思つておる。予見されざる事実は一体どうなるでしょう。したがって、私もいまさら、少なくとも建設大臣が一ぺん認定をしたものを取り消すなどということは簡単にはいまいと思つておる。それだけに問題の本質は、とにかく一千万、わずか二十坪余りの土地にパイプを埋めるだけの補償費表向き二万二千円、それをどんどんつり上げてくるから、それでは契約書の中にはできません表にのけるのは二万何千だけであつたものは別です。こういう県庁の役人の説明なんだそりであります。そこで、だんだんつり上がつて、一千万持つてきて、ちゃんとこのとおり通帳に入つておるのです。どう考えても納得いかぬというので突き返して、なぜそれならば公害なき、農工両全のちゃんとした鹿島開発をやらぬのかといつて、いま収用委員会で争ひになつておる、こういう段階なんですね。

私はこの事態を考えると、やはり予見せざる事態がその以降に起こつたのじやなくて、その当時建設省が調査しなかつたがゆえに、具体的な事実をはつきりつかみ切れなかつたがゆえに、この茨城県当局の事業認定申請をそのまま信用して実際上は認定をやつたというのが経過なわけです。だからといつて簡単に取り消してきるとも私も思わない。思わぬが、やはり今後の問題解決については、おれのほうは認定をやつたんだからあととは茨城県だ、茨城県の収用委員会の中でやつていけば

いいのじやないかという問題ではなくて、今後は全国の地域、私の地域なんかも開発は進んでいくが、いろんな問題についてこういうやり方で企業と行政当局が癒着をして、こういうむちやなことで公害はどんどん見のがされていく。私は開発に賛成ですよ。だからといつて、公害、どんどんたれ流してよろしいといふことにはならぬと思つておる。水なんてどんなにむだ使ひやつてもよろしいといふことにはならぬと思つておる。そういう意味ではやはり建設省の立場というものはもつと正確なことではなければいけないのじやないかと思つておる。そういう面での考え方。

それから環境庁は、こういう問題、どんどん公害が広がつていく、それも、その当時は確かにまだ環境庁は独立した機関ではない時代、環境庁発足以前の段階のことでしたといへばそれまでなんですけれども、現実にはいまこういう問題がずつと起こつておる。私がさつきお尋ねをした、水をうんとむだ使ひして重金属、有害物質をうんと薄めて出せば、水をしゃくつてきて調査をした限りでは基準に合つておるんじやないかといふけれども、排出をされて蓄積をされていく有害物質の総体量というものが、もうそれが一番おそろしい問題だらうと思つておる。

〔委員長退席、天野(光)委員長代理着席〕

この問題に対して、正義の味方黄金バットのような環境庁は、一体どういう基本的な態度に立つたかとするのかということもお聞かせを願ひたい。

○山中説明員 答え申し上げます。

先生御指摘の鹿島地区の問題につきましては、茨城県が水質汚濁防止法第三条によりまして一月に排出基準をつくりまして、特にシアンにつきましては検出しないといふような基準をつくつておられますので、そういうような希釈といふのは、希釈して大量に流すといふのは意味がなくなつてきておられます。それから微量重金属につきましては、これは全国的な問題として、公害対策特別委員会等におきまして量的規制につきましてはどうするかという問題、再々出ておられます、私どもも

いたしましては、やはり先生御指摘のように量的規制という方向に向かわざるを得ないだらう、こういうように一応考えておられます。ただ現実問題としていまして、量的な規制を行なう場合には、一応その基準に違反するかどうかというふうな基準が必要なのでございますけれども、現在のいゆる測定技術等によりまして、そういうふうな完全な量といふものを把握するといふことは非常に困難な面がございます。そういうことで、現在われわれ考えておりますのは、排水量と水質との二本立ての規制を検討中でございます。

○阿部(昭)委員 大臣、後段のほうはどうですか。

つまり、予期せざる事実じやなくて、その当時から起こつておつたのが、調査しなかつたがゆえに明らかにならなかつた、そこで事実認定をやつておる……。

○西村國務大臣 とにかく、原則的には私権を制限するんだから十分調査しなければならぬ。いまの時点ではいろいろ、知事と町長との申し合わせをいつやつたのか、それを先にやつておつて、それから、それではいかぬものだから認定をやつてきたのか、これは事実関係も少し調べないと軽々に言えないと思ひます。しかし、いずれにしても相当にトラブルがあることではございますから、私

のほうも責任官庁として十分大いに調査はしたい。調べたい。また通産省等におきましてもどういふような考えをしておるか、その辺も少し聞いてみないと軽々には論じられない、かように考えるわけでございます。

○阿部(昭)委員 大臣、知事と町長その他の確認書は四十年の六月二十九日にかわされておるものなんです。そのときには「理解と協力によつて推進する方針を堅持し、強制収用は行なわぬ」といふ確認書があつたにかかわらず、一千万の裏金、買収費を積んでやらざるを得ないといふ段階になつておるわけですね。これは補償基準の問題ももちろん、二万何千が妥当かどうかについて争ひはありますが、それだけならば、一千万も持つていつたのですから、補償基準の争ひだけならきまつて

おるはずですよ。一万円札を一貫目持つてきたといつていなかで大評判だそうでありますが、それをけ飛ばして立ち上がるというのは、いまの公害問題をとおされるがゆえに立ち上がったことなわけです。したがって、この調査はぜひひつと大臣のほうで認可をされた責任者として事実調査をやられて、今後の鹿島開発といふものをひとつ申請書とあり、農工両全、公害なき理想的な開発になれるようにやつてもらわなければならぬ。

そこで、さつきお願いをいたしました資料、たとえば霞ヶ浦、北浦、私どもの承知をしておるのものは、ここから百四十万トンですか、このくらいものを取らうといふ計画だといふふうに承知をしておるのです。先ほど計画局長は百八十万トンと言われましたが、私どもの聞いておるのは百四十万トン……。

○西村國務大臣 年の量でございます。五十年は幾ら、六十年は幾ら……。

○阿部(昭)委員 いや日量だ。その水ですが、四日市の開発の状況と水との関係、四日市なんかに行きますと、企業は一ぺん使つた水をまた戻して使つておる。三回半くらい回転をしておる。それから私の承知しておるのとは十回くらい水の回転をやつておるといふところさある。したがって、いま鹿島の場合を見ると、公害物質、有害物質といふものを大量の水で薄めておる。有害物質の絶対量は変わらぬ、だけれどもうんと薄めて出しますから、その分だけをとつてしゃくつて調査をしてみると、どうも公害基準としてはたいしたことないじやないか。しかし、長い間に沈んでいく絶対量といふのは、水をよけい使つておるよつて蓄積される有害物質の量といふのははかり知れないものになつていく。こういう経過なのですが、この辺の調査をやられて、それからいまの水の利用のしかた、計算の根拠、調査の経過、それはぜひ資料としてまとめて御提出をお願いしたいと思います。

この問題だけで時間をとつてしまいました、ぜひひとつくれぐれも申し上げますが、私ども前

提として、企業の地方進出に異論を持つものじやなくて、大いに促進したい。だからといってそれは全部善なんだ、全部公益的なもので公共的なものだというふうにならない。やはり公害をめちゃくちゃに出すようなことではいかぬのであって、それをきちんと、特に私は、企業が地方に進出する場合に、最初の間に完全なる公害施設をやれば、わりとわずかの金で足りるから二段階、三段階というところで公害施設をやったならば、うんと費用をかけた方がいいに思われるのです。そういふ意味で、最初の段階でやはり行政当局はきびしいチェックをして、しっかりしたことをやらせていくということではなければならぬと思われ

ます。そういう観点でさらに私は次の機会にこの問題を、いろいろ調査していただいた資料等に基づいてやりたいと思いますけれども、お願いしたい。それで、この問題に対する大臣の確たる御答弁をあとでもう一ぺんお願いすることにいたしました。次にきょう帝都高速度交通管団の総裁と西嶋理事においでをいただいておりますので若干お尋ねをいたしますが、あなたのほうで、確かにいまの都市交通というものはたいへんな状況、したがって積極的に地下鉄交通というものを強化をしていく、これは私も大賛成であります。けれども、そういう時代の要請によって行なう事業だからといって、工事をやるやり方ですね、これはどんなむちやなやり方をやってもよろしいのか。たとえばレストランとか、いろいろなムードを相当要求されるような商店街のところ、路上でどんどんタールを燃やしてみたり、あるいはくいやなことを平気でやる、こういうことではいかぬのじゃないか。したがって、あなたのほうでは実際工事に当たっておる建設業者に対してどういう指導、どういふ監督、どういふ管理、こういうものをやっておられるのか。これはもう国家的な

要求、時代の要請に基づく事業ですから何をやってもらえぬ、付近の住民の迷惑など考えないでやれという指導をされておるのかどうか。その辺の指導のしかた、監督のしかた、管理のしかた、これは一体どういふやり方かということ承りたい。

○荒木参考人 いま御指摘ありましたような気持ちで、大事な仕事だから何をやってもいいという考え方は毛頭ございませんで、非常に御迷惑をかけることで苦情もありませんから、工事の方法、工事を行ないます時間帯等十分考慮しまして、迷惑をできるだけかけないようにすることをたてまえとして強く指導しておるつもりでございます。その気持ちはいま申し上げましたように、何をやってもいいということとは絶対ないつもりでございます。そうして、現実には設計をいたしましたし請負に出すわけでございますが、請負会社の監督は現場の建設事務所から参りましてやっております次第でございます。できるだけやっておりますつもりでございますが、さらに一そう厳重な監督をいたしたい、かように考えます。

○阿部(昭)委員 つもりとおっしゃるのですが、そのつもりのおりきちんとやられておれば問題は起これらぬのだと思うのです。たとえば私のところに訴えられたのによりますと、東京都内の方々に店を持っておられる大きな食堂、たまたま外苑あたりの工事のようなのですが、支店長がずいぶんと成績が悪いといって飛ばされた。その支店長が、おれは成績が悪いといって飛ばされて格下げをされたけれども、いま地下鉄の工事で、店の前で毎日毎日タールを燃やされてくさいにおいを出されたのでは、おれでなくてもこの工事を終わるまでは店の成績を落ちぬようにすることはできるものではない、こういう問題などが出てくるのです。たとえば、ああいふムードを要求されるような店の前でタールなどかまわずにどんどん燃やしてよろしいという監督のしかたをされておるのか、くい打ちなどやると地震でも起こったようにどんどんやってよろしいというように指導されておる

のかどうか。つもりとは相当違うように思うのですが、どうですか。

○西嶋参考人 ただいまの御質問でございますが、建設工事を前日に沿道の皆さま方にお寄りいただきまして、工事の方法、それから時期等につきまして十分御説明をいたしまして、皆さま方の御理解をいただいた上で工事を進めていくというやり方をおこなっております。これはもちろん工事施工にあたります業者の責任者並びに監督の責任者が同道いたしました御説明を申し上げるわけでございます。それによりまして連絡先、工事による苦情の連絡先その他も周知徹底いたしまして、電話の番号とか書いたものをお渡しするとかあるいは口頭でお話します。そういった営業の支障がきて非常に困るというような問題につきましては事前に連絡をいたしまして、それに対して相互に協議をいたしまして、最善の努力をするたてまえで工事を進めております。長い間の期間でございますので、工事過程におきまして連絡が不十分なために御迷惑をかける場合も現実の問題としてなきにしもあらずと思っておりますが、その際におきまして連絡先、それに対する措置については十分徹底して仕事をやっておりますつもりでございます。したがって、先ほどのような問題につきましては、御苦情があれば、その現地で、たとえばタールのかまにつきましても、必ずしもその場所をなければいかぬという問題でもないでございまして、それは相談しながら、場所を変えるとかあるいは地下に設置するとか、いろいろのくふうをしながら工事を進めているのが現状でございます。

○阿部(昭)委員 たいへんごりっぱに言われましたが、ごりっぱのとおりにおれば紛争は起きないし、苦情は起これらぬのです。支店長は期間中何人も何人も更迭されるということにはならぬのです。その当時現場におられる工事責任者に対して、何とかこういふやり方はやめてほしいということをずいぶん言ったが、まるで問題にならずに、けんもほろろ。そこで私のほうに苦情

が来た。そして私どものほうでちよつとあなたのほうに注意したら――それはもう残念な方がいいだけ痛めつけられて、工事は完成段階になってからなんです。それならあなたのほうで厳重に注意をしたとみえて、一々関係者に相談をするようになった。それまでは、こういうやり方じや店にお客さん来ないようになるし、かなわぬから、こういうやり方をやめてほしいということは何度頼んでも聞かなかつたそうです。そうして、ある店屋さんには方々に食堂がいっぱいあるらしいのです。そこへ支店長で行けば、そういう状況ですからどんなにかんばつても売り上げは落ちる。左遷される。左遷されてもまだ行き先があるからいいのですが、ある店の人などは売り上げが落ちて病気になるか変えてほしいということをどんなに頼んでも、あなたのおっしゃるようになかなか話し合いをしないから円滑な運営をはかってきたということにはならないのです。なつたのは、私があなたのほうに注意をした、その段階で初めて業者の責任者が来て、今度親切に丁寧にやりますから何とか頼む、こういう話になったという。これじゃいかぬのじゃないですか。やつぱり最初からあなたのいま言われたとおりのことにならないとかぬのじゃないですか。そういう指導、監督、十分やつたといえませんか。そういうことになっていなかつたために、私ももつと注意をしてやれば、それでもいふんな迷惑は及ぶでしょう、及んでもいろいろの意味ではある程度に防げたと思うが、それが防がれなかつた。それはあなたのほうまで住民がじかに来なかつた。とあなたのほうは言うかも知れぬ。しかし住民はそんな組み立てのことを知りませんから、やっぱり現場においてやっておるその責任者らしき人に苦情を言ったり抗議をする。全然受け付けてもらえない。長い期間でありますからたいへんな迷惑が及んでおる。いまあなたのお話しのとおりに全部やられたと思いませんか。そうなれば、私は写真や何か一ぱい持っておりますから、こういうやり方もあなたの指導したとおりにやっております

ことになったのかお聞きをしますから。あなたのいま言われたとおりの方法で、円滑に正常にびしとやられたというふうにあなたはつきり言われますか。そこまで言われるならば、私の調査して集めた写真等もありますからお見せをいたしますか。

○荒木参考人 いま申し上げましたような方針でやっておりましたわけでございますけれども、現実にあるいはそのとおりになっていない場合がないとは断言できかねると思えます。今後さらに一そう徹底いたしまして、さようなことの起きないようになりたい、かように考えます。

○阿部(昭)委員 あなたのほうの仕事のやり方は、業者に渡してしまふとあとは全部業者まかせなんですよ、実際上は。ここから要らざる紛争がいつぱい起こっているんです。それがたまたま私どものようなところに苦情が持ち込まれた。私どものほうでも、これは全く地域住民に迷惑をかけずに地下鉄ができるなんというふうには思いません。思いませんが、やっぱり人間ですから、お互い気は心です。しかしながらあなたのほうはもう工事が始まってしまふと、事実上ほとんどのことは業者におまかせなんです。タールを店の前で燃やすのだけやめてほしいと何度頼んでもだめ。それはそれで、まあ、あいう食堂なんか、目の前でタールをぼんぼん燃やされたら、だれだってそんな店へ行くのはいやになるわけでしょう。どんなに頼んでも注意してもだめ。そして私どものほうに苦情が来た。そこであなたのほうへ私が電話で注意をした。そうしたら、三日たったら、自今いたしませんと来たそうです。いろいろ御迷惑がかかっておたならばそのことを一々御注意をいたしたいといつて、一軒一軒あいつつ回りました。そうですよ。ですから、やらぬとは断言できませぬじやなくて、私は、あなたのほうの業者に対する監督、指導、管理、これが非常に手ぬかりをしておるといふふうに思います。断言できないなんという程度のものじゃない。どうですか。

○荒木参考人 おこぼを返すようでございます

けれども、われわれとしましては十分にそのつもりでやっておるわけでございます。いま……。

○阿部(昭)委員 写真のとおりのおこぼをあなたのほうでやらしておるのですか、おこぼを返して。この事実のとおりやっておるのですか。

○荒木参考人 具体的事実とはかくといたしまして、そういうつもりでやっております。その事実がなかったとは申しませんが、今後さらに一そう徹底いたしまして、さようなことのないようにいたすことをここでお誓い申し上げます。

○阿部(昭)委員 お誓いはされても、いままでのことはともかくとして片づけられたんじや、これは話にならぬじやないですか。やはりいままでのことをきびしく反省をしなければだめです。そうじやないですか。食堂の目の前でぼんぼんタールを燃やすなんというやり方は、これはむちゃな話ですよ。ほかにあるでしょう。さつきあなた言われました地下でやるという方法もあるし、よそで燃やしたタールを持ってくるという方法もある。タールを燃やすような時間は食堂なんかのやらぬ時間、そういう手もある。何度頼んでもそれはやらなかった。したがって、これからお誓いするじやなくて——いままでのことはともかくとしてじやかなわぬです。やはりいままでのことをきびしく反省をして、その上に立って将来、業者に対する発注者としての監督、指導、管理、これを厳重にやつて、全然迷惑のからぬといふことは不可能でしょうけれども、最低のところをいけるような努力をしてみらなければならぬと思つて。そうじやありませんでしょうか。

○荒木参考人 おっしゃるとおりでございますので、ぜひそのようにやりたい、こう思います。

○阿部(昭)委員 まだありますが、時間の関係で私これで打ち切りをいたします。ただ大臣、先ほどの鹿島の問題——私のところも近々、もうすでに開発計画がどんどん進んでおります。私は、企業の私の地域に来ることに対して大いに協力、受け入れ体制を整えようといふこととやっております。だからといって、公害を野

放しにしてどんなに来てもよしいということにはならぬわけですね。やはり公害もきちつと対策をするといふことでなければならぬわけですね。鹿島は公害はたれ流し御自由です。私のほうだけきびしくといつたつてそうはいきません。大臣もいまの鹿島の現状については十分調査をされて……大臣のほうは事業認定をやつた責任者ですから、事業認定のときに予見されない事実が起こつたのではなくて、その当時建設省が十分の調査をやつて、事業認定の申請のとおりであつたかどうかといふことをやれば、私はもつともつとびしつとすることがもうちよつとやられたと思う。そういう意味で、この問題についてはあとでまた次の機会にお尋ねをさせていただきますと思ひます。

以上で私の質問は終わります。

○西村国務大臣 答弁は要求されなかつたので、今後開発していくたくさんな箇所がありますから、十分事業認定につきましては気をつけた。鹿島の問題についても私は調べたい、かようにお答えをしておきます。

○天野(光)委員長代理 北側義一君。○北側委員 時間は四十分、このように言われておりますので、四、五点の問題につきましてお聞きしてまいりたい、こう考えております。

まず最初にお聞きしたいことは、昭和四十七年度の子算案、これは一般会計の公共事業費の規模において対前年比が二九%、二兆一千四百八十四億、これに財投資金及び地方自治体が支出する公共事業の金額が加わりますと、この総事業費は相当膨大な金額になるわけですね。そこで、これは出たかまわかりませんが、私一番心配しますことは、この膨大な事業費がもたらす影響として、まず第一に、地価がこれでもた急騰するのではないか、こういう心配があるわけですね。現に、物価指数等を見ますとあまり上がつておりませんが、たとえば昨年、昭和四十六年九月現在の日本不動産研究所の発表によりますと、市街化区域の市街地価格指数が半年間で六%、また一年間で一三・七%上がつておる、このように出ておるわけですね。

こういう点から考えて、この膨大な公共事業費がまたしても大きな地価急騰の原因になるのではないか、こういう心配が第一番です。

第二番目として、この超大型の公共事業費、これは国だけが公共事業費を出すわけではなくして、たとえば道路にしましても下水道にしましても、また学校用地の取得にしましてもまた住宅建設にしましても、どうしても地方公共団体は地方公共団体としてのいわゆる負担金があるわけですね。たとえば住宅にしましても、いままでの例ですと大きな超過負担、これが地方公共団体の財政を非常に悪化させておるわけですね。この問題につきましては、大臣も先般美濃部さんと住宅問題で対談されて、いろいろ美濃部さんが要求を出されたようなことを聞いておりますが、この二つの問題については、はたして地方公共団体が公共事業のこの膨大な計画に対して、地方財政を悪化していかないか、また計画がはたして達成できるのか、私こういう心配をしておるのですが、それにお答え願ひたいと思ひます。

○西村国務大臣 公共投資、たいへん投資額は大きいので、あなたのおっしゃるような心配が全然ないというわけにはまいらないと思ひます。しかし、地価の問題でございますが、非常に不景気で、地価は上昇はいたしておりますけれども、いまあなたがおっしゃいましたように、上昇率はだんだん下がつております。おそらく上半期が六%ぐらいといふことでございます。下半期になりますれば——三月になれば下半期がわかりませんが、六%よりもつとつと下がるのではないかと思つております。それは上昇率が下がる。上昇はいたしております。

そこで土地問題はどうか。影響がないわけではございませんが、同じ経済成長にしましても、統計を見ますと、土地が上がる場合も、民間投資の場合と公共投資の場合とは、民間投資の場合のほうがよほど土地に影響するわけですね。公共投資はやはりそんなに高い値段で買えないといふことで、役所として守らなければならぬ一定の基準がありますから、それほどつり上げない。民

間はそういきません。事業それ自身を早く開始したいというようなことで、民間事業のほうが土地をつり上げる要素が大きくなっており、しかし、いずれにしても土地の値上がり心配を心配いたしておることは当然です。しかし、四十七年度の予算のこなし方は、これは相当にストックを持っておる。正確に申しますと、全国で二万四千ヘクタールぐらゐな土地のストックは持つておる。これは、四十七年度に事業をやるのにいまだ大部分を買うという間は合いませんから、ストックを持つてやっておる。しかし四十七年度でもっての用地の所要額は一万二千ヘクタールぐらゐと思っております。しかしそれは買わなければならぬものもあります。次の四十八年、四十九年に備えなければならぬから、もちろんそのストックのために買わなければならぬ。いずれにいたしましても、今回の公共投資でそんなに上けることはなからう、こういうことです。もちろん影響はあります。

第二番目の地方公共団体が一体どうだということですが、これは地方公共団体も減収でございますから、公共投資をやる場合に自治大臣も今度は大蔵大臣と財源につきましても心配をしまして、ああいうような結果になったのでございませう。したがって、原則としては公共投資に対する地方の負担分については一応自治省のほうで用意があると思ひます。ただ超過負担の問題でございますが、超過負担の問題で、われわれも超過負担がないように、こういうことでもって年々歳歳大蔵省と折衝いたしておるものでございませうけれども、住宅一つ建てるにしても何一つやるにしても超過負担はあります。ただ超過負担について申し上げたいことは、いわゆる超過負担の中に二種類ありまして、つまり住宅を建てるにしてもいい住宅を建ててやろう、会計上よりも余分なこと、たとえば台所にファンをつけてやるとか、こういうものは対象にならないのでございませうけれども、そういうようなものが大部分の超過負担に

なっている。いわゆる超過負担ではないわけですから、よくするためにやる、よけいに金がかかる。しかしいわゆる超過負担というものもあるわけでございます。これは年々歳々超過負担がないようにわれわれは心がけておるわけでございませうが、このために地方財政が赤字になるというようにどこまではいかないのじやないか。自治省としても地方財政について十分用意はしておるのじやなからうか、かように期待をいたしておるのでございます。

○北側委員 たいだいまの大臣の御答弁によりまして、すでに大体二万四千ヘクタールの用地が確保されておる、こういうことでございませうので、そうしますとことしの総公共事業に対する用地のあれが大体一万二千ヘクタール。私はこれをちよつと聞いておったのですが、二万四千ヘクタールあるというところ、私も少し少ないと思つておったのです、正直なところいいまして、これは私の調べたところでは七千八百くらいだと聞いておったわけですが、この内容につきましては、公共事業を行なう場合にその場所によつていろいろ差があるから、大体半分くらいあつたらいいのじやないか、私は現在こう思つておるわけですが、できたら二万四千ヘクタールの内容を資料としていただきたい。できたら次の機会にお聞きしたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○西村国務大臣 出されたものがそれだけあつて、その土地が直ちに使えるとか使えないというようなことありますから、総合的な面積を申し上げたのであります。概略のことは後ほどまた委員会にお知らせしてもいいと思ひます。

〔天野光一委員長代理退席、委員長着席〕
○北側委員 超過負担の問題もここで本来ならばいろいろやりとりをやりたいたのですが、他の問題もありまして、今度また予算のほうで同僚の新井委員がいろいろこの問題を細部にわたつて聞いていきたい、こうおっしゃつておられますのでこれやめさせてもらいます、ただ一点聞きたいことは、第二期住宅建設五カ年計画、これが第二年度

に入つたわけですか。第一期の場合は、大臣も御存じのように、公的資金住宅と民間自力建設の割合は四対六で、民間自力建設が六、公的資金が四、こうなつておつたわけですか。ところが実際の問題として民間自力建設のほうは四百万戸を上回つてきたわけですね。そして公的施策のほうは、これは少し足らなくて、民間自力建設で補つて六百万戸計画を達成した、こういうふうになつておるわけですか。ところが今度の第二期住宅建設五カ年計画もやはり同じような比率でなつておるわけですか。ちよつと民間自力建設戸数、これは五百万戸、そうしますとこれは三三%の増になつておるわけですか。民間自力だけ見てみた場合でも、ところが昭和四十五年の計画とそれから昭和四十六年の民間自力建設の計画達成—目標も入つておるのですが、この見直しを見てみますと、昨年ああいうドル・ショック等があつて非常に落ち込んでおるわけですか。その数字は、大体昭和四十五年四月から九月まで、これは民間自力建設が六十一万一千六百八十八戸なんです。ところが四十六年四月から九月まで、これは上半期ですが五十六万一千四百四十七戸、だいぶ落ち込んでおるわけですか。このような実態でずつとつた場合に、はたして計画九百五十万戸は達成されるかどうか、非常に疑問になつてくると思ひます。たとえばいままでの経済成長を見ておりますと、大体一〇%平均ぐらゐ伸びております。しかしこれから、ことしもやはり落ち込んでおりますね、それがそういう民間自力建設に与える影響、これは非常に大きいと思ひます。それが一つ、大臣が先ほど答弁なされたんですが、地価の問題も、なるほど前のような上がりぐらゐでなく、カーブはゆるやかになつておるかわからぬ。しかし他のいわゆる諸物価、消費者物価あたりから比べてみても、現在やはり非常に急勾配で上昇しておるわけですか。そういう中において、はたして第一期計画より三八%増の民間自力建設住宅というものが建設できるかどうかということですね。

そういう疑問を私現在持つておるわけですか。その点についてどうでしょうか。

○西村国務大臣 公的住宅と民間住宅の比率ですが、何%が何%になる、どちらを何%にしてどちらを何%にするというふうな考え方をなして、九百五十万戸の数字を出す。一体住宅難がどれだけあるかということ、昭和四十三年度の住宅統計で調べたそうでございます。それで、その住宅統計で、今後五カ年間のうちにどれだけ世帯数がふえるか、あるいは住宅難に悩んでおる不良住宅はどれだけあるか、それから人口の移動はどれだけあるか、建てかえがどれだけあるかというふうなこと集計をして九百五十万戸が出たわけでございます。そしてその九百五十万戸の分け方は、所得の点から割り出して自力で家が建てられない人はどれだけあるか。したがって、その人たちははじめて公的住宅をあてがわなければならぬ三百八十万戸のほうに先に出ておるのです。これを差し引いてあとは自力でやつていただく、こういうことになつておるのであります。たまたまその比率がどうなつておるのでございませう。したがって私は、ただ民間を何%にするか、公的を何%にするかという初めのそういうようなやり方よりも、そういう計算のしかたのほうがやはりいいと思ひます。

ただ御承知のように、いま言われましたように非常に景気が悪いものですから民間が少し落ち込んでおる。去年、四十六年度は予定より少し落ち込みました。したがって公的でもって補正で少し取り返しましたけれども、なお落ち込んでおります。したがって、ことし、四十七年度のこれからの予算につきましては、初めの予定よりも民間は少し低目に見ておられて、公的を少しよけい見ておられます。それでも、四十六年、四十七年を合計いたしましたも総計としてはやはり少し予定よりも少な目になるでしょう。今後の民間の見直しをございませうけれども、これは私は、だんだん国民所得もふえるし、やはり持ち家を皆さんが好んでおるから、この民間の住宅はそんなに落

ち込まないのじゃないか、あと三年くらいでりっぱに取り返しができるのじゃないか、かように思っておる。かりに、ことしも予期より相当に落ち込んだ、来年も相当落ち込みそうだとしたら、九百五十万戸は絶対に守らなければならぬ数字でございますから、公的の資金をそれにかえなければならぬといふことは当然でございます。さようなくともやっております。さよう。

○北側委員 いま大臣の答弁を聞いておりました非常に力強く思った、ということ、たとえば九百五十万戸——これは一人一室が目録ですから、それで大臣は第二期五カ年計画においては、この住宅難解消のためにどうしても九百五十万戸は達成しなければならぬ、いまこういう意見を述べられたと思うのです。その場合の比率につきましても、いま大臣の答弁を聞いておりました、対比は問題でない、民間が幾らで公的施策が幾ら、こういう対比は問題でない、九百五十万戸とにかく達成しなければならぬ、そのためには民間自力建設が落ち込んだ場合に、その分を公的施策住宅で九百五十万戸達成していく、このように私にお聞きしたんですが、私の見通しでは、実際の問題として民間自力建設は必ず落ち込んでいくと思うのです。というのは、御存じのとおり、都市計画法で線引きが行なわれまして、調整区域と市街化区域が線引きされたわけです。市街化区域は正直いましてやはり相当地価が上がっております。特に狭い市街化区域のほうは地価の上がり方が早い、いま実態を調べてみますと、そういう中で民間自力建設が、やはり現在の経済の見通し等考えてみますと、この四十六年度は落ち込んでおるわけですから、四十七年度これが向上きになるという自信は、正直いまして私にはないわけなんです。そういう点からいきますと、第二期住宅建設五カ年計画の民間自力建設の伸び率は、第一期と比べて三八%伸びなければ五百七十万戸といふものは達成しないわけなんです。そうしますと、五百七十万戸がたとえ四百万になるかわからない、その場合には公的資金住宅は百七十万戸くらい追

い足さなければならぬ、大臣の答弁を聞いておられますとそのように私了解したのですが、それでいいんでしょうか。

○西村国務大臣 議論するわけじゃないでございますが、去年、四十六年に民間の住宅が減ったという、その減ったのはどこで減ったのか。国内一般じゃないわけなんです、景気が悪くても、ただ企業が拡張していく住宅、会社住宅ですね、そういうものが多く減ったように見受けられるわけでございます。したがって一般の住宅というものは減っていないのじゃないかと思われたいわけなんです。しかしこれは議論になります、いざにいたしましても、それは市街化区域の値段が上がったというところもありまして、ちょっと私が減らないと断言はできませんが、もしそういうところがあるとなれば公的資金でもってこれに対処しなければならぬ、かように考えておる次第でございます。それから、とにかく九百五十万戸の住宅建設計画を守りたいというのが私のいまの覚悟でございます。

○北側委員 この問題、いま大臣言われたように非常に大事な問題ですから、大臣の言われたいまの問題につきましては必ずそのようにやってみてほしいと思うのです。特に私のほうからお願したいことは、たとえば今度の場合、住宅金融公庫等も百二十万を百五十万にしたり、また老人がもらえる場合には百七十万という、非常にアップしておられます。しかし実際の問題としてはまだまだ、一般のほんとうの低所得者というふうな、そういう人にはやはり縁の遠い話なんです。この住宅金融公庫の貸し付けを受けても相当の自前の金を出さなければならぬ。また、たとえば住宅ローンの減税措置も講ぜられた、こういうことがやられても、問題はやはり一番住宅で悩んでおられる、東京におきましても大阪におきましても約三百万になんとなす住宅難、これはやはり低所得者層として公営住宅で救う以外にないわけなんです、実際の問題としては、ところが、公営住宅の分を考えてみますと、東京都あたりでも、たとえば昭和四十六年一万八千五百戸、そういう建設

計画が千戸、二千戸はどうしても本年度ではできない、四月一日以降になつてしまふ。ところが大臣、この間美濃部さんと相談されたときも一万九千戸で落ちつきましたが、これはまた四十六年度の残り分が入っていくわけなんです。そういう面から考えると、こちらで相当やはり腹をきめてやっていたかといふこの問題は解決しないのじゃないか、こう思うのです。そういう点をひとつ考えたい、お願いです。できたらやはり一人一室という以上は、そのような目標に向かって実現できるように方向、計画、これを私せよともひとつ大臣のほうから立ててもらいたいものです。正直いまして、いまのままではおそろく一人一室はなりませんが、私の見た目では、住宅難解消は、どうしたって都心へ寄つてきているのですが、都心は用地はないのですから、公有、国有地の利用なんかをずいぶん考えなければいけない問題じゃないかと思うのです。そういう点をひとつ前向きに取り組んでもらいたいと思うのです。

時間がなくて次へ進みます。一つだけこれに関連して、市街化区域と調整区域の線引きにあつて、先ほど申しましたところと、建設省の指示されたように狭くしたところと、建設省の指示されたところとあるわけなんです。その問題につきまして、これから、民間自力建設にしまして公的施策住宅にいたしまして、建てていく場合に、私思うのですが、調整区域内においても地方公共団体の場合は、団地建設その他そういうものについては許可してやらせたい、いやいけないうです。たとえば調整区域については、二十ヘクタール以上の開発については、これは民間企業に許可しておるわけなんです。その場合、調整区域の地価はやはり安いですが、そこに立地条件を整えれば地方公共団体がそこで団地建設をやってもいいというふうな、そういうぐあいにならないのですか。

○西村国務大臣 区域をきめたのは、都市をよくしよう、でためにあつちこち建てちゃ困る、それは公共施設は間に合いませんからということ

できめたのですが、やはり調整区域内であっても特定の条件を備えなければ許可しないというふうなことは実情に合わないと思ひますから、その実情に応じて、調整区域でも一定の条件を整えればそれをやらしていい。しかし、どこでもどこでも調整区域にやらせるんだという、これはもう秩序がないことになりまして、そんなものはきめないうほうがいいということになります。ある一定の条件を備えれば許可してもいいという私の考え方でございます。

○北側委員 ある一定の条件を備えれば許可してもいい。なるほどそういうところもあります。しかし、これは線引きした以上は、やはり一つの方法として、そのために都市計画法が成立したわけですから、それは私にはわかるのです。問題は、一つはやはり住宅建設その他から見ても、立地条件、それが整った場合には、そういう調整区域についても、地方公共団体のようなそういう施行者、そういう場合にはやはりもちろん生活環境整備等も行なうでしょうから、許可して、そうしてやはり安い土地を取得して——公団にしまして、もう家賃が三万三千五百円くらいになっておられますよ、ことしの予算のあれから見ますと。これではもう都合が悪いわけですから、やはり交通の便とか、そういういろいろな立地条件を考えて、そういう調整区域についても、地方公共団体のそういう施行に対しては許可を与えていく、こういう方向に進まなければならぬという心配をしておるのではないかと、こういう心配をしておる、市街化区域は非常に高くなつていっているから、そういう問題は非常に全部からんでくるのです、この問題に。そういう点で私は申し上げておるわけなんです。これは答弁していただかないでもけっこうです。

次は、水の問題でひとつお聞きしたいのですが、近畿圏整備本部、お見えになっておりますか——。実は水の、特に京阪神の琵琶湖の総合開発、この問題、ことに今度立法されるようになって

おりますが、私もいま非常にこれには関心を持って
おるわけです。何しろ、御存じのとおり京阪神の
一千万の水需要、これはもう昭和六十年ごろに
なると全然足りないようになってくるわけです。
この琵琶湖総合開発が達成したとしても、ずいぶ
んと足りないわけです。そういう点からこれを
ずっと私、見守っておるわけですが、現在この状
況、新しい特別立法をするにあたってどのような
現状になっておるのか。また見通しはどうなっ
てるのか。これをまずお聞きしたいと思うので
す。

○相川説明員 お答えいたします。

実は一昨年の十二月にこの琵琶湖の総合開発に
最も関係の深い五省庁の事務次官によりまして、
下流の水需要に見合う水資源開発と琵琶湖周辺の
保全開発をはかる、こういうことがきまつたわけ
でございます。昨年の二月に、御承知のとおり政
府部内に関係省庁で構成されます琵琶湖総合開
発連絡会議というものができまして、その事務次官
申し合わせ事項に基づきます、いわゆる琵琶湖総
合開発を推進するに於ける推進体制なりあるは
は財源措置なりあるは事業計画なり、そういう
ものを検討していきこうじゃないかということにな
りまして、二月以来関係省庁のこの琵琶湖総合開
発連絡会議幹事会を中心いたしましたして、約一年
間、いろいろ検討を重ねてまいりました。その
間、滋賀県の意向なりあるは計画なりも十分聞
きまして、さらに下流地方公共団体の意向等も聞
きまして、一年間相当、数回にわたりました調整
を重ねてまいりまして、ほぼ事業計画のアウトラ
インについてはそう異論はないというところまで
まいりました。

ただ、その計画の前提になりますのは、御承知
のとおり、建設省が水資源開発公団事業の事業計
画書というものをつくっておりますが、これは
四十四年でございますが、それは取水量は四十ト
ン、それから利水限度はマイナス二メートル、こ
ういう計画で水資源開発公団の基幹事業は達成し
よう、こういうことになっております。したが

まして、私どもが実際に琵琶湖総合開発の計画を
つくる際に大前提になりますのは、やはりマイナ
ス二メートル、四十トン、これではないと、いま先
生おっしゃった下流一千万の水需要に対する水資
源開発はできない、こういう前提に立ちまして、
一応政府部内の意向の取りまとめをやってきたわ
けでございます。さらに本年の一月からは、これ
らの計画をもとにして、さらに下流地方公共団体
なりあるは関係省庁なりあるは滋賀県の意向
をもとにいたしまして、琵琶湖総合開発法案の作
成に取りかかりました。現在すでに法案につしま
しては大法務局の第二読会も終了いたしましたし
て、各省庁の調整もほとんど済んだという段階で
ございます。

この琵琶湖総合開発法案、これは仮称でござい
ますけれども、総合開発法案の柱といたしまして
は、十一年の時限立法にしております。十一年の
長期の事業計画を作成する。さらに年度ごとの計
画を作成する。そしてそれらの事業の達成のため
に必要な財源措置につましましては、下流負担を求
めることができる。さらにその国庫補助の特例を
求めることができる。さらにその内容を盛り込んで
ございまして、そういうことを柱にいたしまして、
現在総合開発法というものがほぼ成案を得まし
て、いつでも国会に提出ができるという段階にな
っております。

ただ、ここで一番問題なのは、最後に至りまし
て、御承知のとおり滋賀県のほうで、正式には経
済企画庁の水資源開発促進法に基づく基本計画の
協議ということで利水限度なりあるは取水量と
いうものがきまるわけでございますけれども、そ
の協議の段階で、初めて滋賀県が今回、一・五メ
ートル以上はできない、いろいろ地元の住民感情
等を考慮した結果、どうも一・五メートル以上は
無理である、こういうような回答をよこしまし
て、現在、御承知のとおり、一・五メートルかあ
るいは下流の要求する二メートルかということ
で、利水限度をめぐる見解が対立しておる
というふうな状況でございます。したが

て、私どもは現在この意見の調整に最大の努力を
しておるわけでございますが、とにかく上下流で
お互いに主張をくずさないという姿勢であります
と、この琵琶湖総合開発の大事業が達成できない
という事態にもなりますので、私ども
は、できますればこの法案提出までにそういった
実態の詰めをいたしたいということ、現在鋭意
この調整に努力しているというふうな段階でござ
います。

○北側委員 相川さんや建設省の官崎さんあたり
が非常に苦勞なさっておるの私も聞いておるわ
けですが、建設大臣、これは非常に重要な問題な
んです。これが実際、いわゆる琵琶湖の水資源
の問題で、いま下流の意見、また建設省、それか
らいま相川さんが言われたような意見が対立しま
して、これがおじやんになってしまおうとたいへん
なことになるのです。その点、建設大臣として、
この問題についてぜひともひとつ全力をあげて
やってもらいたいわけなんです。水の問題は別に
京阪神だけでなくて、京浜とか京葉、そちらの問
題もずいぶんそれぞれ聞いておりますが、この問
題については昭和三十一年ごろからいろいろと取
りざたされて、いまやつと成案を見るまでに至った
わけなんです。そういう対立点ができて、成案がこ
のままおじやんになってしまいたいへんなこと
になるわけです。そういう点を考慮していただ
いて、ひとつ大臣のほうからも、この問題は成案
を今国会に提出できるように動いていただきたい
わけなんです。そのことをひとつ大臣にお願いし
たいのですが……

○西村國務大臣 国会に法律案を出す時期も限度
がありますので、私みたいへん心配をいたしてお
ります。したが、できるだけ努力した
い、かように考えております。

○北側委員 この問題は、先ほどから言うており
ますとおり、いろいろな立場があると思うので
す。琵琶湖を持った滋賀県の立場、また下流の立
場。しかし実際の問題としては、建設省案、経済
企画庁のそういう案が出ておりますが、先ほど相

川さん言われたとおり、何とかこれを今国会に提
案できるように、ひとつ全力をあげてやってみら
いたいと思うのです。これがだんだん延びていき
ますと、大阪のいまの水の問題というのは非
常に深刻なものであります。大阪市の下水道に
なっております淀川の河川の底には、PCBも
すでにどろの中に含まれておる、こういうことが
現在いわれておるわけです。こういうものが体内
に入りまして、また同じカネミ事件のような事件
が一千万の人に起こってくるわけです。そういう
点を私非常に心配しておるわけです。帰るたび
に、大阪府あたりでは私のほうの党の担当の委員
からやいやいや言われておるわけです。そういう点
も考慮していただいて、一千万という一億の十
分の一です。からたいへんな問題なんです、ひとつ
それを何とかうまく煮詰めて、そうしてぜひとも
これを今国会に提案されるようにやってみらいた
い。また、マイナス二メートル、毎秒四十トン、
これは一つの限度だと思っております。大阪府あたり
で聞きました。そこらの問題もありませんが、ひと
つ何とかこの法案が今国会に提案されるようにや
ってもらいたいと思っております。

それと、現在のたとえは大阪の淀川の水需要、
これを見てもみますと、大阪と兵庫の水利権量とい
うのですか、これはいま全部で毎秒百三十六・六
七トンです。そのうち上水が二十五・六六トン、
工業用水が五・七七トン、それから農業用水が十
六・八トン、河川維持用水が八十八・五トン、こ
ういうふうになっております。実際は、上水道、
工業用水道の取水を見てもみますと、だいぶこれよ
りオーバーしておる、こう聞いておるわけです。
オーバーしているのは河川維持用水から取ってお
るわけです。そういう点から考えますと、河川の
汚濁というのはますます激しくなるわけです。
あわせて、御存じのとおり、淀川流域というの
は非常に宅地造成されている。大阪ではあの辺し
かないのです。工場も非常にあそこに集まってお
るわけです。おまけに、下水道計画を見ますと、
現在、大きな京都、それが人口百六十万ぐらいで

すか、そのような京都が前にある、上流にあるわけです。京都のほうでは、昭和四十五年度末の下水道の普及率、これは三九・一%です。達成目標年次が六十年になっております。下流の大阪や神戸、こちらは五十五年になっております。達成年次が五年おくれるわけですね。ほんとうは逆だったら一番いいのです。しかしそうじゃないのですね。そういう点から、この琵琶湖総合開発がかりにできたとしても、やはり淀川の水は非常に汚染される、そういう心配が出てきておるわけです。そういうところでは、できたら、この淀川のそういう上水道の水をよさなためにも、下水処理専用溝というのですか、そういうものをつくってはどうかという意見、これは私も二、三年前から聞いておるわけなんです。これについて、河川局長さん、大体現状はどうなっておりますか。

○川崎府委員 たいま先生のお話のように、現在の淀川では、維持用水を含めまして約百三十六トンぐらいの水利権量といえますか、流れもあるわけでありまして、今回琵琶湖の開発が順調に進みますと、それに四十トンが加わるわけでございます。約三割弱ぐらいの水がふえますので、それだけ薄まると思いますか、水質の面では若干楽になることは事実でございます。しかし、現在の琵琶湖の計画についても、先ほど近畿圏からお話しいましたように、二メートル程度まで琵琶湖を活用したいとわれわれは考えておるわけです。それにいたしても、ある時期にはやはり節水をするなりあるいは維持用水を食うなり何かいたしませんと、過去のいろいろな記録から見ますと必ずしも十分じゃない。したがって、上流と下流がどの程度がまんをするかというところに問題があるわけでございますが、水質の点では楽観を許さない状態であることは確かでございます。

そういった点で、大阪といえますか、淀川につきましては、水量はもつとほしい、それから水質は悪くて困る、こういうような二重の問題をかかえておるわけでございます。在来は、上流で使用

しました水は浸透伏流して、また還元して再利用できておる。それが自然の浄化機能の範囲であれば、下流ではかなり量的にも恵まれてきたわけでございますが、今後水質汚濁がもし進んでまいりますと、全部の水が飲めなくなるというようなことも可能性としてはあるわけでございます。したがって、量をふやすこと、それから下水道の整備をやる、こういった汚濁源をまず撲滅しなくてはいけません。もう一つ汚濁源を減らす、これにしまして、今後ますます汚濁の負荷というものが増大してまいりました場合には、きれいな水とそういうたきたない水を分離する必要があるのじゃないかというところがやはり当然考えられるわけでございます。それは、そういったものを、流域下水道の中でも広域的なもので分離したほうがいいの、あるいは河川の中でそういった悪水と清浄水とを分離したほうがいいのか。かりに分離をいたしましても、いろいろ支川、派川の合流点なんかの物理的な措置をどういうようにするか。それから、きたないものをそのままに海にストレートに流してしまっても、大阪湾ではたしてどういう状態が起るか。いろいろ問題が予想されますので、ひとつ四十七年度はその点と積極的に取り組んで見直しを立てるようになりたい、こう考えておるわけでございます。

それから、PCBのお話でございますが、これは、淀川の下流では建設省その他各関係の機関が寄りまして水質汚濁防止協議会、こういったものを組織をいたしまして、水質その他をいろいろ調べておりますが、底質につきましては、大阪府の衛生部のほうで最近に調査した結果を私どものほうにも報告がございまして、これによりまして、約〇・六ないしまあ一・九程度のPCBの含有がやはり汚泥の中に認められるようでございます。環境庁等にも相談をいたしました。現在適切なそういった汚泥の中の許容量というものはないようでございます。しかし、この物質は比較的水には溶けにくいという性質でございますので、現在取水源になっておりますその表流水について

は検出はいまのところされてない、こういうことでございますので、まあ緊急を要する事態でないと思えますけれども、やはり全般の水質の汚濁の傾向とか、こういったものの蓄積状況については今後十分調べまして、先ほどの保全的な水路も含めて検討していきたいと考えております。

○北側委員 大臣ひとつ、いま聞かれましたことですから、よろしくお願いいたします。

それから、都市再開発事業についてお聞きしたいのですが、実はこの都市再開発事業はこれまで二十五カ所行なわれておるわけです。ことしも新規採用分として十二カ所が出ておるわけですが、大臣の所信表明にも、都市再開発事業、これは推進してまいりたい、こういう御意見が所信表明で述べられたわけですが、私、非常に心配しておりますのは、この市街地再開発事業、特に地方公共団体に多いわけですが、随所に住民とトラブルが非常に多いわけですが、たとえば、去年の十月でしたか、大阪の阿倍野の市街地再開発事業、これを私は視察したわけですが、その際も——これは都市局長また大臣に報告がいておると思うのですが、非常に反対の機運が強いわけなんです。特に小さな駅前再開発、たとえば桑名なんかうまくいっていません。そこらと違いました二十五カ所のうち、大阪の阿倍野、これはもう十九万三千四百平方メートル、東京都の何というのですか、江東のほうの三十一万四千九百平方メートル、これは防災街区として前から計画があつた分ですが、非常に大きいわけなんです。特に阿倍野の場合は、その権利者が三千二百一十一人、そのうち七割ないし八割が借家人、こうなっておるわけですよ。これは非常に事業がむずかしいわけなんです。私、こういう点から考えまして、この市街地再開発事業をこれからずっと推進していく場合、そうして都市問題を解決していこう、こういう場合には、やはりいまのこのあり方というものを、これをもう少し考え直さなくちゃできないんじゃないか、そういう考えを持っておるわけなんです。現実の問題

として随所でいろんな意見を聞いておりますが、宝塚の場合もずいぶんおりました。市役所まで反対の住民が乗り込みましてすわり込みをやった、こういうことも聞いておるわけでありまして、また、木村経済企画庁長官の先般のお話では、やはりこの市街地再開発事業というのは、非常にこういう権利がふくそうした既成の市街地では非常にむずかしい、こういうふうな言っておられます。そういう点から非常に私はこれは心配しておるわけですが、こういう点についてどのようなお考えを持っておられるのか、それをお聞きしたいと思います。

○西村国務大臣 組合はトラブルはないのですけれども、これはまあ住民の了解でやりますから。やはり公共団体がやる場合にはトラブルが起るというところでございます。まあ、都市再開発でございます。小規模よりは規模でやればやるほどいいのですけれども、大規模でやればやるほどこれはトラブルが起るわけでしょうから、なかなかこの辺の問題は——いかにいかに思っているのです、その地方地方の表情で、しかし、やる場合にはとにかく住民の参加が十分できるように。これは組合でもってトラブルが起らぬというの、初めから住民の参加を得て了知の上でやっておるからです。一方、この地方公共団体でやるのは、一部分の人が考えてこうやろうと、こういうものから、そこに住民の参加がないわけですから、初めの計画でもって十分住民の参加を得るようにならなければ、これはやはりどうしてもトラブルが起ります。したがって、その辺に十分力を注ぐということじゃなからうか。ですから、再開発は大規模であればあるほど地方のいろいろな施設ができますからいいけれども、なかなかそうはいかないと思っておるわけでございます。どういふ考えをしておるか、私もその専門じゃありませんが、実際にもトラブルのあることは私も知っています。けれども、どういふ対策をすればいいか、私もつまびらかにあまりよく知りませんが、実情は都市局長にひとつ……。

○吉兼政府委員 たいま北側先生からお話ございましたように、現在二十五地区、それから旧法の関係が七地区でございますが、事業実施中でございます。これのうち、住民との関係等で難航をいたしておるのが二、三ございまして。主としてこれは大規模のものが多いいわけでございます。大臣からお答え申し上げましたように、やはり再開発法の本来の趣旨、たてまえからいきますと、規模が大きいほうが効果的な事業が期待できるわけでございます。しかしまた逆に、そういう大規模なものは非常にむずかしいという面がございます。

それで具体的には、私どもは、現行の制度上、この手法において現行制度を改善する面があるかないか。それから次に、再開発事業の中におきますところのいわゆる公的な負担と住民負担との関係について改善すべき点がありやなしや。それから、これはまあ運用の問題かと思いますが、再開発に関連したいろいろな関連諸施策、そういうものをいかにうまくコンバインしていくかどうかというふうな点。この三点に問題点があるのじやないかと私は思います。なおそのほか、やはり住民に対するPRといえますか、施行者側と地域の住民とのコミュニケーションといえますか、そういうふうなものはいかにうまくやっていくかという点は当然あるかと思えます。

○北側委員 一つお願いしたいことは、大臣、この問題は非常にむずかしい問題なんです。都市再開発を権利変換方式でやるわけなんです。たとえここに古い建物がある。その権利を新しいビルへ移すわけです。当然これは床面積は三分の一ぐらいに減ってしまうのです。これはもうその権利も非常にふくそうしているんですよ。土地所有者もあれば、借地権者もあれば、家を持っておる人もあれば、持っていない人もおる。その持っておる人も、五十年ほど前から買っておる人もおるし、二年ほど前から買っておる人もおる。いろいろこれは権利が全然違うのです。だから、その一人一人は全部権利が違いますので、非常に不安がつているわけです。

私、これは前提としてお願いしたいことは、やはりこういう再開発はなるほどやらなければならぬでしょう。地震対策、いろいろな上からやらなければならぬと思いますが、しかし、あくまでも、住民をそういう再開発法で規制する以上は、それに対する助成措置というものがつちり講じなければ、私はこの再開発事業というのはできないのじやないかと思うのです。私は何も規模の大きい再開発事業をせいで言うわけじやないんです。小さい規模の再開発の場合はやりやすい、私はこう言っているわけなんです。大きい場合にやりにくいのは当然なんです。やはり中の住民の大多数の人がそれに賛成できるような方向へこれを持っていくべきで、これは私の一つの案なんです。その一つとして、これは私の一つの案なんです。たとえば公営住宅なんか、二種の場合ですと三分の二、一種の場合ですと二分の一、国から補助金が出るわけです。この住宅再開発というふうな考え方で、そういう国の補助というものを考えなければ実際の問題としてはできないのじやないかと思うのです。都市局長が言われたとおり、なるほど住民も当然古いところから新しいところに入るわけですから、環境がよくなるわけですから、負担があるのは当然だと思うのです。

住民の負担なしではできないですよ。しかし、少なくともいまおられる住民が、そういういろいろなあれを勘案してみても、少なくとも半分以上の賛同がなければできないんじゃないかと思うのです。現実の問題としては、いま阿倍野の場合でも十町団が十町団全部反対しています。というものは、東京都の江東区の場合ですと、私はここに資料を持っていますが、比較的親切なやり方をやっています。東京の場合はまた、ここにあるのです。たとえばこの場合ですと、これは改良住宅を建てましょうというわけですよ。その場合、たとえば公営住宅を建てて、家賃が収入金をオーバーな人も入れましょうとか、税金軽減の問題についても都のほうではこのようにしましょうとか、またたとえば床面積のよけいほしい人は安い金利で

金を貸しましょう、そしてその金利を都のほうで負担しましょう、このように非常にこまかくやっているわけなんです。ところが片一方ではそういうこまかいやり方をやらないのですね。そこらで非常に、扱う地方公共団体のやり方によっても違ふのでしようが、また法の面でもやはりこれは根本的に洗い直す必要があるんじゃないですか。私はそう思っているのです。そうしなければ、大臣が所信表明で言われたとおりいわゆる都市再開発事業を進めて、そして都市問題を解決していくというのには非常にむずかしい問題になっていくんじゃないか、私はこう考えておるのです。そういう点をひとつこの問題、時間がありませんでもうやめますが、私はもう少し研究して再度これを質問させていただきたい、こう考えておるわけですが、こういう点について、ひとつ建設省としてもひとつと事業がスムーズにいくような方向というものをひとつ検討してもらいたい、かように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○高橋(弘)政府委員 たいま北側君が言っているのは、調整区域内におきましては許可が要るわけですが、これは調整区域におきましては御承知の基準が、三十三条でしたか、文面にありまして、特に大規模な宅地開発につきましては二十ヘクタール以上ということになりますから、その基準に適應することは必要だと思えます。

○小川(新)委員 私が聞いているのは、調整区域内におきまして、先ほど北側君が言っているように、市街化区域内における宅地が高くして土地を借りられない、その公共団体が調整区域内に公営住宅を建てるときには、ある一定の条件が整えば許可するということを発言したのです。だから、その一定の条件とは何かということをおっしゃっているのであって、そのある一定の条件とは何かというのです。

○高橋(弘)政府委員 たいま北側君が言っているのは、調整区域内におきましては許可が要るわけですが、これは調整区域におきましては御承知の基準が、三十三条でしたか、文面にありまして、特に大規模な宅地開発につきましては二十ヘクタール以上ということになりますから、その基準に適應することは必要だと思えます。

○小川(新)委員 たいま北側君が言っているのは、調整区域内におきまして、先ほど北側君が言っているように、市街化区域内における宅地が高くして土地を借りられない、その公共団体が調整区域内に公営住宅を建てるときには、ある一定の条件が整えば許可するということを発言したのです。だから、その一定の条件とは何かということをおっしゃっているのであって、そのある一定の条件とは何かというのです。

○小川(新)委員 たいま北側君が言っているのは、調整区域内におきまして、先ほど北側君が言っているように、市街化区域内における宅地が高くして土地を借りられない、その公共団体が調整区域内に公営住宅を建てるときには、ある一定の条件が整えば許可するということを発言したのです。だから、その一定の条件とは何かということをおっしゃっているのであって、そのある一定の条件とは何かというのです。

○小川(新)委員 たいま北側君が言っているのは、調整区域内におきまして、先ほど北側君が言っているように、市街化区域内における宅地が高くして土地を借りられない、その公共団体が調整区域内に公営住宅を建てるときには、ある一定の条件が整えば許可するということを発言したのです。だから、その一定の条件とは何かということをおっしゃっているのであって、そのある一定の条件とは何かというのです。

ぬ。ある面積、やはり開発をやるのですから、それにはいま法令でそうなっておるというの二十ヘクタール、二十町歩。そういうふうには大きくとつたという事は、やはりその中でいろいろな公共施設をやらなければならぬということからきておるのでございませうが、そういうことを言ったので、面積を私は詳しく知りませんでしたから——二十ヘクタールになつておる、そういうことでございませう。それ以上は考えておりません。

○小川(新)委員 それは大臣、この質問は大事な質問なんです、さっきの質問は。なぜ市街化区域と調整区域をきめたかという事は大臣が趣旨説明のときに述べているのだから、私は何もそれを聞いているのじゃない。二十ヘクタール以上の開発でなければならぬという特定の条件があるけれども、公営住宅の場合には一定の条件を整えれば許可をすると言つたのだから、その一定の条件とは、そういういまままで述べてきたものをわれわれは聞いているのじゃない。それ以下の、何か一定の条件をくつつけられれば二十ヘクタール以下でも許可はできるというふうに理解したわけですか。それは間違いないんですか、ぼくの理解は。

○西村國務大臣 そういう意味で言つたわけはございませぬ。やはり一定の条件ということとは面積がある程度。ばらばら建てるということとは私はどうかと思ひます。

ですか。全然同じということですね。だめなんです。それじゃ建てさせてくれない。東京都のように土地のないところでは困つてしまうので、われわれは言つておるのです。それから埼玉県でも、ある小さな町では財源がなくて、土地が高く買えないから調整区域に出してくれという陳情が殺到しているから、大臣にお聞きしているわけなんです。

○西村國務大臣 やはり市街化区域と調整区域と分けて、しかもいま市街化区域というものはいまの線引きでは相当広くなつておると私は思うのです。相当市街化区域内の面積は広がつておる。したがつて調整区域については、やはり公営住宅でも、そこに十戸でも二十戸でも三十戸でも建てるというようなことは、この制度がある以上は好ましくない。やはりある一定の規模というものを——(小川(新)委員「二十ヘクタール以下でもいいわけですね」と呼ぶ)二十ヘクタール以下でもいいけない。二十ヘクタールということですか。

○小川(新)委員 それじゃ同じことなんです。だから私は、確かに三戸や四戸の公営住宅を建てると言つておるのじゃないかと、十五ヘクタールとか十七ヘクタールくらいでも勘案してあげるといふ姿勢かと思つたのです。そうじゃないのですか。

○西村國務大臣 そういふ場合は結局、たとえば公営住宅で、それは二十戸、三十戸ということじゃなくて、何千戸建てる場合もありましようからね。そういうふうな集団になつてくればその地域を市街化区域に編入して、区域がえをしてやるという方法もそれは考えられないことではないと思ひますよ。つまり、公営住宅でも二千戸、三千戸、こういうふうなところの適地がある、しかも公共の施設もできるというところがあれば、それは市街化区域に区域がえをしてやるという方法もあるわけ、原則はやはり市街化調整区域は大きいある一定の区域、こういうものをやるのが適当じゃないか、私はこう思ひます。

○小川(新)委員 それでは、そういう規模があつたら来年でも市街化区域に編入してくれませんか。

○西村國務大臣 検討いたしましよ。

○小川(新)委員 これは大事な発言ですよ、大臣。市街化区域と調整区域の線引きの変更は五年たなければできないですね、御承知のとおり。そうすると検討ということ、そういう一定の条件が公営住宅の場合にできれば、五年たたなくとも市街化区域内に調整区域の線引きを変更してくれると理解していいんです。

○西村國務大臣 私も五年ということ聞いております。おおむね五年ごとに調整区域……。それは時代が変わつていきますから。しかし特別な場合があれば、その五年以内で絶対やれないかやれるか。私はこの法律にどう書いてあるか知りませんが、やつてもいいんじゃないかと私は想像するのです。法律はどう書いてあるか、事務当局に説明させます。

○吉兼政府委員 お答えいたします。法律上は、おおむね五年ごとに見直しをするというふうなことを書いてございませぬが、私どもの行政指導としますれば、これは一つの全国的な基準でございませぬ。各都市ごとにいろいろな事情がございませぬ。当初の線引きをやつたときのいろいろな事情等がありまして、それはその事情事情によりまして、五年を待たなくても時宜により線引きの手直しとかいうようなことをやつて差しつかえないんじゃないか、そういうふうな指導はいたしております。

○小川(新)委員 そうすると、私が聞いているのは、市街化が調整区域のそばでそういうのができると、市街化の条件として改正をしなければならぬというところではなくて、ある一定の条件が整つたところをこういうふうなグリマンダーみたいな、大臣の言つておる考えというのは変更するというふうになつちやうんです。それはおおむね五年以内のこと、私どもが理解しているのは、市街化がどんどん進んで、調整区域の中での相当に住宅が建つちやうで、当然これは市街化をしなければならぬというのはいまのように、

私はあらためてきよう私の誤解を解いたわけです。五年たたなければいけないと思ひ込んでいたところが間違ひなんです、五年以内でもできるといふことを理解しますが、それじゃ端つこのほうに、土地がないからといって調整区域のところへ二十ヘクタールつくと。公営住宅をつくとつたら、そのところは市街化区域に五年以内でもなるというふうな理解しちやいませぬ。そういうことはできるのですか。いまの大臣の答弁だつたらできることになる。

○吉兼政府委員 これはいろいろなケースがあると思うのでございませぬ。現在市街化区域を設定した。その区域を手直しする際に、まず先ほどからお話に出てきますように開発許可という方法で一つ手があります。この開発許可されたものを、いづれしかるべき時期においてさらにそれを市街化区域に編入するという方法もあります。それから当初から、たとえば新しい工業団地をどうしても市街化区域外に求めなければならぬという飛び地があつたというふうな場合には、その飛び地としてそういうところを市街化区域に編入するという場合もあります。それから縁辺部におきまして、市街化区域設定のときのいろいろな事情がありまして、その関係でこの際五年を待たずして手直しをする、市街化区域に入れるという場合が私はあるんじゃないかと思ひます。これはケース・バイ・ケースで判断していききたいと思ひます。

○小川(新)委員 わかりました。それでは、五年以内にも市街化区域、調整区域の手直しはできるということ、私はあらためてここで理解いたした。そういうこともケース・バイ・ケースだということ、これ以上は追及しませんが、この点はまた今後詳しく聞いていきたいと思います。それから、建築行政の面からちよつとお尋ねいたしますが、不法建築をやつておるプレハブというものがたくさんある。これは今回わかつたのでありますけれども、そういう場合にはどういふ処置を建設省ではとるのですか。

○沢田説明員 お答えいたします。

プレハブ建築に限らず、違反建築を発見いたしました際は、基準法によりましてこれの是正命令を出します。

○小川(新)委員 文部省の方、きょう来ていらっしゃるからお尋ねいたしますが、私どもの党で今回大阪の小中学校のプレハブの実態を調べました。四十六年五月一日現在で、小学校の総数が六百六十二校、うち百四十校六百十二教室、中学総数三百三十六校中、四十六校二百三十六教室、これはプレハブ教室で授業が行なわれておりますが、建築基準法、同法第八十五条第四項により、プレハブ校舎は仮設建築物として府知事の建築許可を必要としておりますけれども、これらが、プレハブ校舎を持つ府下の百八十六小中学校のうちたつた十六校しか許可をとっておられないということがわかりました。これは一体これからどういう行政措置をとられるのですか。

○大串説明員 最近におきまして、東京周辺あるいは大阪周辺等の人口が急激に集中しておりますところでは、学校の学齢児童が急激に激増いたしました。それに対して本建築は追いつかないという場合に、プレハブ建築をつくりまして教室の不足を補っているということが広範に行なわれております。その点につきまして、御指摘のようにプレハブ建築、つまり仮設建築でございますけれども、これにつきまして建築基準法の確認を受けなければなりませんので、それを確認を受けずに建築しておりますというケースが多いということにつきまして、たいへん困ったことだと存じております。これにつきまして文部省では、教育委員会の所属長会議におきましても、嚴重に基準法によりまして確認を受けて適法に建築するように注意を喚起いたしておりますけれども、なおこれにつきましてそういう例があると断らないといえますと、文部省といえどもなにもなおさら嚴重に、そういう不法建築が行なわれませんように注意を喚起していかねければならないと存じております。

なお、実際の建築の執行におきまして、文部省

の教育委員会関係では実際に工事を担当しておりますので、実際に工事を担当いたしますのは市長部局の営繕部局でそれぞれ担当するということがございまして、その辺の連絡が円滑を欠くような面も多いというふうなことからこういう事態が起こってくるかとも考えられますので、なお今後教育長会議等におきまして、嚴重にそういうことが起こらないように処置を考えていきたいと思っております。

○小川(新)委員 小中学校の校舎は、義務教育児童です。ですから、われわれおとなが入っているんじゃないんです。あなた、地震が来たらどうする。火事が起きたらどういうふうにする。このプレハブは熱いのどのくらい耐えられる。雨が降ったとき漏る。どうするのです。一体いつ文部省でこういういった実態をとらえて通達を出しましたか。そんなないかげんな答弁で、実態があるということとがわかっていて何も手を打っていないじゃないですか。建設省ではこれから嚴重にやると言っているんです。どうなんです。いつ通達を出したのですか。

○大串説明員 ただいまの点につきまして、特別に通達は出しておりませんが、教育委員会の所属長会議におきまして嚴重に注意を喚起しておるわけでございます。

○小川(新)委員 それは何年何月何日にやったのですか。

○大串説明員 四十五年の五月の所属長会議、それから四十六年度の新年早々に行なわれました所属長会議におきまして、嚴重に注意を喚起いたしております。

○沢田説明員 そういう手続違反のものが多数あるということにつきまして、私どもは、地方公共団体でございましたので、こういうこともございしますが、そういう見落としがありましたことにつきまして是非に残念に思っています。

○小川(新)委員 これもこういうふうには大騒ぎになってから、何でもあとあとに行政が追っかけている。子供の安全とか子供の教育上、プレハブ校舎で勉強している子供と本建築で勉強している子供では、勉強をする、授業をする、まずそれ自体に格差が出てきている。夏は極端に暑い、冬は極端に寒い、そういう耐乏生活をしいられなければならぬこと、理由はこれからいろいろあるでしょうけれども、そういうところはどういう実態であるか。文部省は建築基準の申請もいかにげんにして、ただ手続上の問題だけじゃないかと思う。この実態の調査、実態という問題は、われわれ裏づけにあるからいまま声大にして叫んでいる。方が一これで事故があったときはどういう責任がとれるのですか。もしもその建築物それ自体がいかにげんな建築であった場合には、子供に大きな被害を及ぼさなければならぬ。そういうことを考えたときに、私はいまこの問題を提起しているのだから、そんないかにげんに、やっとなかやらないとかという問題ではない。多くの、ほとんど九〇%近くが不法建築じゃないですか。一件や二件じゃないですよ。これをいまままで四十六年と四十五年にやっただけからいいた。何にも改まっていないじゃないですか。どうなんです。もう一ぺんあらためてお聞きします。

○大串説明員 御指摘のような相当大量のプレハブ建築が、不法建築で建築されております事実がございまして、ただ手続を怠ってというのと以外におお原因がございまして、その点よく調査をいたして、不法建築が行なわれないようにしたいと思っております。

それからお、このようなプレハブ建築が起りますのは、できるだけ本建築を促進するということも重要ではないかと存じておりますので、御承知のように四十七年度の義務教育諸学校の施設費負担法の改正によりまして、小学校の建築の補助率を二分の一に引き上げていただくように、それから人口集中地帯の集合住宅の団地等の行なわれますところでは、これまで前向きに、学校建築をつくりますのに一年半ございまして、学校建築を、それを三年先を見越して建築ができませんように、今回法律改正をお願いしております。

○小川(新)委員 よろしくひとつ嚴重に注意を喚起しなければいかぬと思っておりますので、この問題については後日私どものほうにきちんと、どういうふうな注意をしたのか、どういう結果が出たかというのを、委員会にまた発表しなければなりませんので、それに対するあなたのほうの処置について、私のほうにその資料をさきとしましたものをお届け願いたいと思っております。

次に大臣、市街化区域内、調整区域内の農地の固定資産税の問題です。固定資産税の問題で、市街化区域内の農地の課税についてはいま相当大きな世論が巻き起こっておりますが、これは地方行政委員会に付託されましたこの地方税法一部改正の法律案が採択されました。これについては建設省としては、大臣としては、都市計画を立法する

以上、当然これは立法の上でいろいろな問題があると思うけれども、このA、B、Cの農地についての課税はそのまま実行していくお考えですか。

○西村国務大臣　そもそも市街化区域あるいは調整区域をきめたというのは、やはりスプロールしてはいかぬということできめたのでございます。したがって、市街化区域内は原則としてはやはり宅地にするということでございます。しかし、実際その市街化区域内の農地といまして、ずいぶん農地もたくさん種類がございまして、したがってああいうような種類に分けたのでございましょう。したがって、建設省の立場と申しますか、これは私、建設省の立場であり、国務大臣でございしますが、いまの制度は方向としては私はいちと思っております。ああいう方向じやなからうかと思っております。

しかし、また一方、考えられなければならないことは、やはり住民に対して、農民に対しては税が一ぺんにかかってくるというふうなことも政治としては考慮しなければならぬ点があると思っております。したがって、いまこの問題については、やはり一つの大きい社会的問題にもなっておりますから、われわれの党でも研究いたしておりましたし、私たちでもまた若干の検討はしなければならぬと思っておりますが、やはり目的は目的として、宅地をなるべくその区域内の農地はぜひぶん差はありますから、C農地なんか大部分ですが、いまA農地と定められたところは介在農地でございますから、なるべくこれは皆さんの協力を得て早く宅地へ、住宅地がないようにしたいということでございます。しかし税金そのものにつきましても、これはやはり急激に税がかかるということも一方考えてやらなければならぬ、かように思っております。

○小川(新)委員　そのためにA、B、Cの農地に分けて政府・自民党が提出した問題に対して、自民党さんは賛成、聞くところによると野党は反対。わが委員会ではありませんが、本来私は、この法律は連合審査で、農業の立場と都市の立場と

ほんとうは並立してこれを審議して、A、B、Cの農地の分け方が適当であるのか適当でないのか。われわれ都市サイドに立っている者としてはどうしても住宅宅地というものの要請がある。これは農業のサイドからまた違った角度からものを論じることになります。いまの、大臣がそういった大きな国民の側に立っての御判断はもちろんこれは大事なことです。

そこで具体的にお尋ねいたしますが、A農地はこれらもう市街化されている土地の中にある農地、たとえば駅前はまだ農地があったとか、そういうようなA農地については四十七年度から実施することには大臣反対じやありませんか。賛成ですか。

○西村国務大臣　これはいま政治問題にもなっておりますから党でも研究いたしております。また私もおおむねその方向はいいと思っておりますけれども、これはわれわれもそういう農民の立場にも立って考えてやらなければならないことですから、運用の面ではいろいろの手は考えなければならぬ。いまきめたとおりの全部やるんだ、こう言ってしまうは早いことになるでしょうけれども、私としてはやはりいいか、ある程度の考慮はしなければならぬ、かように思っております。

○小川(新)委員　それは野党が言うのならいいんですけれども、少なくとも建設大臣や農林大臣が法案を通すときに採択して決定した事項です。よ。ほかの方が言っておられるならそれもわかりますよ。少なくとも責任者がそんなあやふやなことでは困っちゃいますよ。きまった問題ですよ。昭和四十七年度からA農地は課税する、昭和四十八年度はB、それから五十一年はCというふうに、こんなふうにちゃんと分けたには分けたような実態があつて、その理由によつては、自力建設とか住宅五カ年計画に及ぼす影響というものも大臣の立場は言わなければならぬでしょう。私は少なくともこのA農地については、もう少し大臣のがちりした答弁をきょうはいただきたいのです。これはたいへんな問題です。いま問題になつてい

のはA農地です。ことしから課税になるところが大反対になつていっている。そういう実態を、突き上げがくるまでは政府としては何も全然考慮をしないであらう法律を通したということになりますし、また一面いけば、保利大臣のときには、急速には市街化区域の中の農地というものの固定資産税が上らないということも言つた。こういうことがいままらゆる方面から追及されている。大臣のこの発言というものは非常に大事なんでありましてけれども、どう理解したらいいんですか、結論としては。

○西村国務大臣　この法律をつくる場合にはずいぶん議論があつたようでございますが、やはりA農地というものは、そういう市街化の中にあつて比較的もう宅地に早くしたいということであつたように思つたので、私はその方向としてはいいだろう、こう言つておるわけでございます。

○小川(新)委員　それでは大臣、市街化区域内にある農地は五年以内の変更のときにまた調整区域に入れる考えはありますか。

○西村国務大臣　もう一回言つてください。

○小川(新)委員　市街化区域内にあるA、B、C農地のC農地を、建設省は八十万ヘクタールを市街化区域に編入しようとした。ところがこれがいろいろな圧力によつて百二十万ヘクタール以上になつておる。それだからこういう問題が出てきておるのだから、今度の変更のときには拡大でなく、C農地は市街化調整区域に逆戻りさせる考えはないかということですか。

○西村国務大臣　それは私はいかに言えないと思ひます。もともとこの線引きは建設大臣それ自身が引いたわけじやないのです。知事が、公共団体の長が住民の納得のもとで一応引いたんですから、したがって住民参加でやつたんです。しかしそれをまたいろいろな事情でこれを調整し、直そうということが出てくれば、それはその段階で考へるわけで、一がいに市街化されたものを、そういうものをまた調整区域に入れるかというような

ことは、これはケース・バイ・ケースのことでございます。これは、これはケース・バイ・ケースのことでございます。これは同じ手続をしてやはり変更しなければならぬと思ひますから、それはそういうことがあると私はいま言明するわけにいかないと思ひます。

○小川(新)委員　農民団体が反対しているんですね。一つは、市街化区域と調整区域に分けるときに、はつきり言う固定資産税が上がるという認識がなかつたといつておるわけですよ。要するに市街化区域と調整区域に分けたとき一番頭にあつたものは、調整区域に入つたらうちが建てられない。土地の流通ができなくなる。だから市街化区域に拡大して編入しよう、しようという圧力が相当あつたと私は思つております。それだから、建設省が八十万ヘクタールに計画していたものが、いつの間にか五〇%も拡大してしまつたんですよ。ところが今度、市街化区域内の農地は宅地並みにやるといふたらわあお騒ぎ出したわけですよ。騒いだといふことは、政府の行政がはつきりそこまて言わないから、農民の生活にそれだけ重大な影響を持つということになつてきたから世論が騒いできたわけでしょう。であるなら、もう一ぺん洗い直したをやらなければならぬ。そういう前提条件をはつきり農民の方や地主の方々に納得してもらつた上での線引きをすれば、C農地というものは当然その面積が市街化調整区域に編入され、八十万ヘクタール近くの建設省当初のラインと同じになつていくのではないかと、その中に緑地指定地域とか生産緑地地帯とか、そういういたいま要求されているものが加味されて、新都市計画法の姿を原形に戻したところの都市計画法というものを施行するのが建設大臣の権限だと私は思つております。最終決定は大臣でしよう、この線引きは、違ひますか。そういや、おれは知らないんだ、知事がやつたんだ、地元公聴会できめてやつちやつたんだから関係ないなんて、そんな無責任なことを大臣言われたら、日本の都市問題というものは大混乱を来たす。そうでなくともいま

土地問題だとか住宅問題で問題を起こしておるのですから、こういう点、私は大臣の明確な理念をもう一ぺんお聞きしたいと思つておるのです。

○西村国務大臣 私は責任がないとかなんだか言つておるわけではないのです。そういう線引きをする段階としては住民の参加を得るようになり、その段階において公聴会を開いたり、あるいは決定をするときには結局縦覧に供したり、いろいろやつて、地方公共団体の長がやはりきめておるのでございますから、したがつて、それがいろいろ理由によりましてそれを變更するというようなことはそれはあるから、五年にならなくても、五年たたなくてもいろいろな變更があるだろう、こう言つておるのです。ところが、市街化区域になつたところは全部宅地にするというようなことではないので、ある一定の規模をそろえれば、そのうちには緑地も要るであろうし農地も要るでしょうし、いろいろあると思つておる。したがつてやはり弾力的なものをご考慮なければ、ちやんと變更されたからどうにもならぬのだという考え方ははいかないのではないかと。しかし根本的の目的は、やはり住宅難で土地がないからということ、その目的はやはりはずしてはいかない、かように考へております。

○小川(新)委員 だからそういう弾力的な考え方でも後退もあり得る。調整区域にもう一ぺん戻す。市街化区域に拡大することばかり考へてきたのだから、いままでは、土地がない土地がないで、農業政策の何にもできていないときにこういうことをしたからこういう問題が起きた。税金がこんなに高くなるという認識がなかったから農家の方々がぶつたまげたのです。そういうことをいろいろ考へると、確かに八十万ヘクタールよりも百二十万にふえちゃつたということ、これは日本の都市行政上必要がないという建設省の試案であるならば、私は調整区域にもう一ぺん農地を戻して、ケース・バイ・ケースならいいじゃないですかという、こういう質問なんです。一言でいいです。

○西村国務大臣 そういう側面もあり得ると思つておる。小川(新)委員 それじゃこれはずいぶん前向きな姿勢です。私もいままで拡大ばかり考へていたけれども、後退もあり得るといふきょうは答弁をとつたわけですね。それじゃもう一ぺんお尋ねしますけれども、市街化区域内の農民の方々を守るために、市町村でその差益分だけ税金で負担をする条例をつくつた市があるのです。私の埼玉県の川口。こういう考へ方は大臣どう思ひますか。

○小川(新)委員 市街化区域内のA、B、Cの農地であつて、いいですか、いままでは一坪八円五十銭ぐらいの農地がA農地として今度は一躍その千倍にも上がる。その差益分、高くなつた分だけを市民税で払つてやるという条例です。こういう考へ方についてはほんとうは自治大臣に聞きたいのだけれども、きょうは自治大臣おられないから、建設大臣はこういう問題についてはどうお考へになつておるか。基本的な問題……

○吉兼政府委員 本来大臣からお答えすべきことかと思ひますが、私が承知している範囲内でお答え申し上げます。確かに川口市でそういうふうな新しい制度をつくらうとしておるということをおつておる。その中身はいま先生おっしゃつたような中身と承知しております。その問題は、市民の税金をそういう特定の農民に割り戻すという点は、直接にはこれは地方税財政の問題だと私は思ひますが、そういうものを決定する考へ方でございます。これは川口市の考へ方によりますれば、やはり都市化といふのは、十カ年でやるにしても一ぺんにできないわけですから、その間において段階的に、やはり存在する農地といふものか、生産緑地といふものか、そういうようなものが市街化区域内に過渡的に系統的に配置されておるといふことは、これは都市環境のためにベターじゃないかといふ

ふうな観点から、そういう都市内の緑地を確保する、緑地環境をリザーブするという観点から、そういう農地を選んでいく。選ばれた農地について、一定期間これを宅地転用は困りますよ。そのかわりの反対給付として税金は据え置きます。上がった分についてはお返ししたまはしよう、こういう考へ方かと思ひます。私もそのほうの都市化の立場とすれば、そういう存在緑地といふものか、都市環境上の緑のスペースを確保するといふことは、これからはやはり考へていかなければならぬ問題だ。単に公園緑地だけで十分というふうには私ども思ひません。そういう制度はやはりこれから検討しなければならぬという趣旨からいいますと、これは一つの考へ方じゃないか、かように思ひます。税法との関係につきましては地方税財政の問題かと思ひます。

○小川(新)委員 局長、そうしますと、生産緑地といふものは都市対策上……これはいま法律になつておる問題であつたおつたのだけれども、生産緑地といふのは野菜ものを植えておる緑地のことをいふのです。それと都市問題とどうあるのですか。私は、そういうところの空閑地といふものは木を植えたり公園をつくらうするのがある。それが、今度の一部改正のこの法律の中に生産緑地などというものはあるのですか。それをおいましては、都市計画上の公園緑地、いわゆる施設緑地、そういうものを都市計画でできたものは税は据え置く、こういうふうな税法上はなつております。いま議論になつておるのは、そういうもの以外に緑地スペースといふものが都市環境上必要なんじゃないか。そういうものは現在制度上ございませぬ。ございませぬから、川口市はああいふふうなことを川口市独自で考へておるのだと思ひますが、やはりそういうものを制度上、都市サイドから検討することが将来の方向として必要なんじゃないだろうか、そういうことを私は申し上げております。

○小川(新)委員 私はだんだん非常に不確かな線になつてきてしまつたので、この線引きは最初はそうじゃなかつたのですから、言つておる。だんだん固定資産税の問題から生産緑地という問題が浮き上がつてきたのですから、それはA農地でやつてくれという声なんです。A、B、Cを問はずケース・バイ・ケース。そうすると大臣は、C農地だけならばとつておくと。とつておくのだらう、もう市街化区域を調整区域にしちやつたらいいじゃないですか、それだつたら。

○西村国務大臣 しかし都市化するといひましても、そう急激に都市化されるものじゃございませぬ。それから農地のごときは、やはり固定資産税を取るといつたつて来年からすぐ取るというものはございませぬ。スタートするそれ自身がいふん先です。しかも、取りかかつて、全部は

○小川(新)委員 私はだんだん非常に不確かな線になつてきてしまつたので、この線引きは最初はそうじゃなかつたのですから、言つておる。だんだん固定資産税の問題から生産緑地という問題が浮き上がつてきたのですから、それはA農地でやつてくれという声なんです。A、B、Cを問はずケース・バイ・ケース。そうすると大臣は、C農地だけならばとつておくと。とつておくのだらう、もう市街化区域を調整区域にしちやつたらいいじゃないですか、それだつたら。

○西村国務大臣 それはそういうこともやはり土地によつてはあるのじゃないかと思ひますけれども、A農地ですか。

○小川(新)委員 A、B、Cの農地において、西村国務大臣 私は、A、B、Cの農地といふようなところは、これは相当に広い面積ですから、そういう野菜をつくるのかなんとかいふようなところはやはりあり得るのじゃないかと思ひますがね。

○西村国務大臣 それはそういうこともやはり土地によつてはあるのじゃないかと思ひますけれども、A農地ですか。

んどうの宅地並みに取るのは五年もかかるのですから、そういうところは暫定的に認めるということもあつてもいいのじやないかというふうな気がするのです。私は法律上はどうかというふうな事はおろか知りませんが、そういうふうな事もいたします。

○小川(新)委員 これは予算委員会だったらいふんなら大臣がいるから、ほんとうのこと言つたらこういう答弁だったらほんとうに詰まつちやいまずよ。大臣だけしかいないから私もこれ以上大臣をいじめません。これは自民党の案がいまそんなんです。自民党が言っていることもそれなんです。生産緑地を置く。これは四十七年を一年繰り下げよう。だんだん後退して行く。一ぺんきまつたものを、いま世論の圧力に負けてもう一ぺん手直ししようという。都市化問題からいって大後退だという議論もある。だけれども農民の立場からいって守らなければならぬという立場から、大臣が言われているんだから私はこれ以上追及いたしません。いまの大臣の答弁というものは私にはまだよく理解できないのです。これは後日またお願いしたいと思うのですが、よろしいですね、委員長。

それからさらに続けて言いますが、大蔵省の構想の中に住宅対策新設などという新聞記事が出て出ている。それから通産省からはこういうのが出ています。建設促進の三段がまあとして、景気浮揚の柱に建設省の五カ年計画とはまた別の考え方を述べている。それから経済企画庁、これは住宅建設に総合施策をやる。こういうふうには建設省のお株を奪うように、大蔵、通産、経済企画庁、これらが頭越しに——一体建設省が知つていてこういう案が出てきているのかどうなのか。これはひとつ各省から構想をお聞きしたい。なぜこういう問題が起きてくるかという事は、建設省の住宅計画があまりにも遅々として進まないう、見るに見かねて各省がこういう構想を打ち上げてきたのか。一体この辺のところはどういうふうな連絡ができてきているのか、こういうことを私非

常に疑問に思います。もしもこういうことが事実でないならば、書いた新聞社は日本経済新聞ですが、日経新聞はうそを書いたということになる、そういうことになりませんが、私はあるところから確實にこれをつかんでおります。どうかその辺のところを各省、いま申し上げました大蔵、通産、経企の順でひとつ構想を、簡単にいいですから述べていただきたい。これについて建設省とはどういふふうになつてきているか。これがわかれば私の質問を本日は終わらさせていただきます。

○藤井説明員 三月四日付に大蔵省の構想として、住宅対策庁を中心とした住宅対策、地価対策等についての記事が出ていたことは私も承知しておりますけれども、内容については全く思い当たるところがありません。関知してはいないというのが現状でございます。

○並木説明員 ただいま御指摘のございました日本経済新聞の記事でございますが、あれは実は昨年、部内で景気振興対策の一環として仮定的に、住宅建設を取り上げた一体どういふ手があるかという部内的に検討いたしました。その結果が新聞に漏れたということでございます。その内容につきましては通産省の公式見解として、その内容にないわけでございます。

○田田説明員 お答え申し上げます。住宅投資、住宅建設の問題につきましては、社会資本の充実、それから今後の景気浮揚という観点から非常に大きな問題でございますので、経企庁としてもこの問題をこの際勉強しておこうというところで、部内に勉強会を設けて勉強を続けているところでございます。それから建設省その他各省との関係につきましては、その研究会、勉強会の途中におきまして各省のお知恵を十分拝借いたしますし、さらに民間の学識経験者の意見も伺っていききたいということを進めている次第でございます。

○小川(新)委員 たいまお開きのような状態なんですが、建設大臣、いかがですか。

○西村国務大臣 各省が住宅に対して関心を持つてくれることはけっこうなことです。また、一口に住宅といつてもやはりいろいろな関係がある。大蔵省においては金の関係、通産省においては量的な住宅の関係、その標準化の問題、いろいろございます。しかしそれは一つの勉強会というふうなことで、大蔵省は全然知らぬというふうなことですから、あまりたいしたことはないんじゃないか。

○小川(新)委員 私はもう言うことはありませぬ。これだけ大事な、国民的世論の住宅問題について各省が真剣に取り組んでいることを、たいしたことがないと言つてもきつめてしまつてしまつたら、建設省にまかすにきつてしまつたら、問題でもいろいろ研究しなければならぬ、こういう問題でどういふふうな新聞報道がされてきていると思つておられます。それもものすごく大きく、ほとんど一面を使うように書いてある。これを報道した日経が間違つた報道をしたとかしないとかの議論をここでやっているのじやなくして、やはりこういう問題が各省で大きなテーマとなつてきていることは事実です。取材に当たつた記者の諸君だつてめちやくちやなことをこへ書いておられるわけじゃない。ただ、たいしたことであるかないか、その判断の基準というものがどこにあるかということ、大臣の気持ちと私は別の考えを持っておりまして、大臣の気持ちはいいけれども、少なくとも各省がこういう住宅の本質論という問題でまわっていることについて、建設省はもと責任を持って、よい意見であるならば取り入れるだらうし、またそういう面でも分担して仕事をやらなければならぬようになった場合にはこれをやらなければならぬと思う。しかし、たいしたことではないなんということを言われたんじや……。私もせつかく質問した当事者として、たいしたことないことを本委員会で聞いたわけではない。一つ一

つ聞いていけばたいへんなんですけれども、時間がございせんから、再度大臣の決意を伺います。

○西村国務大臣 最初に申しましたように、住宅はいろいろな面が非常に多いわけですから、それで各省が協力してくれることはたいへんありがたいです。私は新聞を詳しく拝見いたしておりますが、それは住宅についていろいろなところからいろいろな意見がございまして、したがって、たいしたことはないというのはいささか意味で言つたんじやございせんけれども、それはいいところは十分取り入れなければならぬと思つております。とにかく、公共事業もいろいろありますけれども、建設省といたしまして、こういうことは私も自分でも十分認識を持っております。力は足りませんけれども、そういう認識だけは持つて、少なくとも建設省で定められた五カ年計画、また住宅に対する責任官庁である役目だけは、皆さま方の御協力で十分果たしていきたい、かように考えております。

○小川(新)委員 最後に、私は資料要求をお願いしたいのですけれども、昨年の四月、本委員会において沖繩の土地の問題で質問をいたしました。そのときに取り上げた米系資本のマンシング・コーポレーション、マニング商会等々の、要するに沖繩の土地を買ひ占めていたこの後の調査実態についての資料をまず要求したい。

第二点は、地元不動産業者と提携して沖繩の土地を買ひあさつておられるところの実態を知りたい。まず面積、会社別名、それから地元のどの地点がどのくらい面積買ひ占められているのか、それから一平方メートル当たりの単価、これが沖繩総合開発計画にどのような影響を与えているのか、この点についての資料要求をいたしまして、私の質問を終わらさせていただきます。

○龜山委員長 次に、吉田之久君。

○吉田之委員 先ほど小川委員からも、市街化

区域、調整区域の問題、それに関連する農地の宅
地並み課税の問題についていろいろ御指摘がござ
いました。そこで、この機会に大臣にお伺いいた
したいのですが、今日全国的に大体線引きという
ものは全部終わったのですか。その進行状況を御
説明いただきたい。

○西村国務大臣 正確な数字は政府委員から説明
させますが、初めは九百七十市町村です。それが
九百三十三カ所です、まあ九〇%以上、ほとんど終
わった次第でございます。

○吉兼政府委員 市街化区域の設定を行なう最初
の市町村は七百九十でございます。それに對しま
して、今日現在においてその設定を完了してあり
ます市町村は七百三十三でございます。率にいた
しまして九三%に当たります。残っております町
村は五十七町村でございます。

○吉田(之)委員 あとからおっしゃった局長の答
弁のほうが数字的に正しいと思うのです。
そこで、市町村の数からいって九三%完了した
が、想定される面積からいってどの程度完了して
いるのですか。

○吉兼政府委員 面積の割合はちよつと手元に資
料がありませんから、後ほどお届けいたします
が、おそろくもうネグリジブルだろうと思いま
す。面積におきましては、残っておりますものは
ごくわずかだと思えます。

○吉田(之)委員 該当市町村の数あるいは面積か
らいっても、ほぼ九〇%をこえているのではない
かというふうに思いますが、ただ、たてまえてし
ては一〇%すべて終わっていない現時点で、農
地の固定資産税をどうするかという問題がすで
に深刻な問題として出てきているわけですね。この
辺の調整がとれないと、ともかくぐずぐず言っ
ているところはそのままなんだ、早くきめたところ
はすぐに差し迫った問題が出てくるという点で非
常に行政上はおもしろくない面が出てきていると
思います。それから、この機会にきまるにはきま
りましたけれども、市街化区域の線引きのしかた
において、各市町村の当時の政治的な事情から実

態において相当格差、むらがあると思えます。た
とえばある町などはもう全部、一〇〇%市街化区
域にするのだということではしてしまつて、います
ぐに宅地並み課税で、これは考えていたことと全
然食い違つてきたという点でたいへんな問題を惹
起しております。また非常に限定して、市街化区
域を小さくくり過ぎている面もあるのではない
か。こういう作業はまだ完了してない。また、い
まから見てその内容にいろいろと千変万化の変化
がある。そういう中でこのA、B、C農地の宅地
並み課税を直ちに発足させることが行政上正しい
のかどうかという点で、大臣はいかがでございます
でしょうか。

○西村国務大臣 ここに、市街化区域内の面積は
一万二千平方キロ、そのうちで農地の面積が三千
平方キロメートル、こうなつております。これだ
けお知らせしておきます。

そのほとんど完成をしておる。しかし全部完成
はしていない。この段階でどうかということでは
が、そういうことも踏まえて、もうすでに法律は
発足してやるようになっておるわけでございます。
しかしそれがどうかという問題があります。す
ら、いまそういうようなトラブルもいろいろ起
こつております。しかし、そのうちで農地――農
地といひましても、三千ヘクタールの農地のうち
の大部分、九〇%がC農地といつて、すぐ宅地開
発ができないところなのです。しかも固定資産税
を取る年度も五十年からというふうには五カ年
もかかるといふことですから、ずいぶん先のこと
なのです。しかしA農地できめられたところは、
ほんとうの市街地に接近しておるとか、きわめて
都市の機能、下水道とかあるいは水道とかいうよ
うなものもすでにあつて直ちに宅地にできるとこ
ろ、こういうところもありまますから、そういうと
ころはやはりきめられた年度でスタートしたほう
が私はいいと思うのです。運用の面はいろいろあ
りましよう。法律はすでに決定されておるのです
から、A農地というのはわずかな面積でありま

す。二・四%といわれておりますが、三千平方キ
ロメートルの二・四%、九〇%はC農地といわれ
ておるので、A農地、B農地はもうずいぶ
ん先のことで、A農地についてはやはりきめ
られた時点で、多少運営の面は考えてもいいけれ
ども、これはスタートすべきものだ。また建設省
のほうでも、住宅難の解消のためにもなるべく早
くスタートすべきである、かように考えておりま
す。

○吉田(之)委員 大臣のお考え、よくわかりま
す。ただC農地あたりは、現実に市街化区域には
入りませんでしたけれども、そしてこの新都市計画法は
十年間で市街地にしようということではありま
すけれども、さしたたはほとんど買手も
ないでしようし、まだ計画も進んでないでしようし、
純然たる農業経営地帯であることには変わりはない
と思ひます。ですから、いま四十七年、五十一
年からそろそろ段階的に課税を宅地並みに引き上
げていこうという発想ではございませうけれども、
もつと先まで延ばしてやるほうが自然ではないで
しょうか。実態に即したことになるでしよう
か。まだ全然買手もない、そうしてきょうと
きょうと何も変わらないのに、そろそろ三年後か
ら宅地並みに税金が変わってくる。C農地なんか
は十年後に出発してもいいのではないかと考えま
すが、その点はどうか。

○西村国務大臣 C農地、相当にやられて、五十
一年からですか、宅地並みの課税がスタートする
のは、それですから相当に延ばしておるし、それ
からおりません。A農地だけです。A農地は三年か
かるというのですから、C農地は五十年からス
タートする、相当先です。いまの制度はそのまま
にしておいて、C農地に關してもまた五年もたて
ば事情はいろいろ変わってくると思ひます。そ
のときに手直ししてもいいと思ひます。五
年先に延ばしておるのですから、それを十年先に
しようとかなんとかいふような、そういうことは
いま考える必要はないのじやないか。さしあたり

の問題はA農地は四十七年からスタートしよう
じやないか。これはまさにわずかな面積であつ
て、だれが考えても近郊の宅地とあまり変わり
ないのではないか。また宅地を供給してもらいた
い、そういうところは農業をやる適地でないの
じやないかというスタートからきておるのですか
ら、四十七年度からスタートするA農地について
は既定方針、その他のものはあまりいじらな
くて、将来そのときになってまた考えればいいの
ではないか、こういうふうに考えております。

○吉田(之)委員 いますぐあまり心配しな
くても、五年くらい走つてみてからいよいよ問題なら
ば再検討してもいいじやないか、お説のとおりだ
らうと思ひます。

そこで、そういうことになりますれば、たと
えは先ほど質問が出ておりました生産緑地の問題、
A農地は別として、B、C農地あたりでは、差
し迫つていままあまり神経を使つたり苦勞して、地方
自治体がいりいり方針をきめたりする必要はない
ですね。

○西村国務大臣 それはそういきません。A農地
については、これは宅地が少ないのですから、や
はり宅地化したほうがいい。B農地、C農地はそ
うでない。A農地についてはことしからきめられ
たとおりをやつたほうがいいだらうと思ひます。
B農地、C農地はいま直ちに考える必要はないの
ではないか、こういうふうには思ひます。

○吉田(之)委員 わかりました。

それで、A農地の場合に、たとえば生産緑地と
みなして特別に宅地並みの課税をしない場所が設
定される。ところが、それが約束を守られない場
合に、法的な根拠とかいふ点で現在非常にいま
いだと思ひます。そういう点、いろいろと法律
上手直し、整備しなければならぬ問題点がある
のではないですか。

○吉兼政府委員 生産緑地とかなんとかいふこと
で約束をしたものについて約束を守らなかつた場
合は、当然これは租税法上の特別の措置を講じな
ければならぬというふうには私は考えております。

○吉田(之)委員 次に、いま大臣も所信表明の中でお述べになっておりますが、いろいろと既成市街地の再開発、あるいは新市街地の計画的な整備を推進していかれる面の中で、現在都市計画の進捗、あるいは都市再開発法の実施の中で随所にトラブルが非常に起こっております。そういうトラブルがますますひどくなってくる傾向にあるのではないかと。建設省としても非常に重大な問題だと思っております。現在大体どのくらいの計画がたとえば都市再開発の場合に進められておいて、どのくらいが軌道に乗り、どのくらいが全くデッドロックに乗り上げておるかという点について概況を御説明願いたい。

○吉兼政府委員 市街地再開発事業の現在の施行状況は、先刻もお答え申し上げましたとおり、新法によるものが二十五地区でございます。それから旧法による継続中のものが七地区でございます。したがって三十二地区に手がけておられるという状況でございます。この中で、お尋ねのトランプルの関係でございますが、私どもの承知しておる範囲では二地区あるようでございます。なお、もう一地区、これは東京の江東防犯の関係でございますが、これは非常に規模が大きいために、まだ煮詰めなければならぬ問題点が若干残っております。そういう状況でございます。

○吉田(之)委員 たとえば私どもの近所のある町で、いま都市計画法並びに都市再開発法による市街地再開発計画、道路計画をやっておりますけれども、二度の公聴会を開いたところ、公聴会に公述した人たちが全部反対してしまつたというふうな例がございます。こういう場合どうなんでしょうか。

○吉兼政府委員 公聴会というのは都市計画法上の一つの手続上の要件というものであります。したがって、そういう手続を踏んで、その結果お話しのように、公聴会としての目的は十分達せられなかつたかどうかというふうな状況判断等はあるるかと思つて、最後はやはり施行者が決断をする問題かと私存じます。

○吉田(之)委員 そうすると、公聴会というのは

ただ参考までに聞いたというだけの場合もあり得るわけですね。

○吉兼政府委員 公聴会というものの制度上の性格はそういうものでございますが、やはり制度の趣旨からいいますと、できるだけ公聴会を再度重ねまして、地区住民の意見がその事業に十分反映されるような努力をすべきものと私どもは考えております。

○吉田(之)委員 例として伺いたいのですが、たとえば、今後大きいことになり得ると思つたので、公聴会が全員反対するというような場合、再度いろいろと公聴会を開催して事情を説明し、あるいは若干計画等も変更して、やはり住民のほほ多数の協力を得てから発足するのが私どもはこの精神だと思つて、そういう点で、いままで公聴会がネックになつて推進できなかった例があるのかないのか。

○吉兼政府委員 再開発事業計画ではほかにそういう例を私どもは承知いたしておりませんが、例の市街化区域設定の作業の中ではそういうケースが若干あつたように承知いたしております。

○吉田(之)委員 こういうトランプルが起こつた場合に、建設省はどの程度指導的な役割りを果たされるか。いろいろと地域地域の事情がありますし、かまつていいの悪いのか。しかし、最終的にはもうどうにもならないという場合が今後間々出てくると思つて、建設省は、こういう住民とのスムーズな合意が成り立つために今後どういう役割りを果たそうとされるのか、この点について伺います。

○吉兼政府委員 再開発事業にいたしましても、これはあくまでも公共団体が中心になつてやる事業でございます。重要な都市計画ということで建設大臣の認可権がございます。したがって、私どもの指導としては、やはりできるだけ施行者と地区住民が十分なコミュニケーションをとるが、お互いの納得、合意の上で事業に立ち上がるということが望ましいわけでございます。そういう観点から、場合によりますれば施行者側

の原案というものを、いま御指摘のように固執せずに、その手直しをするとかというふうな弾力的な態度で、住民との調和を保つていくというふうなことはやはり考えるべきだと思つて、随時個々のプロジェクトごとに状況を聴取しながら、適切な指導をしてまいりたいと思つております。

○吉田(之)委員 特におが国全体の都市計画あるいは再開発の推進としてはまだ初歩的な段階だと思つたので、建設省のこころばりの指導の適否が、いろいろと全国的な今後の問題に大きな影響を与えてくると思つて、十分ひとつ知恵をしばつてコミュニケーションをはかつていただきたいというふうに思つております。

それから、今度通産省のほうで工業再配置促進法案なるものを用意しておられます。これはいろいろ説明を聞きましたが、建設大臣は所管大臣に入らないようでございます。しかし、われわれの常識から考えれば、建設省とはきつめて重要な関連を持つ法案であり、そして再配置の大事業であると思つて、私どもはこれに一番関心を持ちます。たといは誘導地へある工場を移していく場合は、その工場のとこに再び工場が建てば全く意味がないわけですから、これは公共施設に転用するとか、あるいは先ほどから話が出ておりました緑地化していく、公園化していく、こういうことがせひなされなければならぬ。その場合に一体幾らの価格で地方公共団体が買うのかという問題、それは当然地価公示法による公示価格の問題も関連してくると思つて、したがって建設省は、この重大な発想に対して相当深い関心と適切な指導をなさらないと、これは絵にかいたもちに終わつてしまふと思つて、工業再配置促進法案に対して、建設省自体は、いまどのように考えておられるか。

○西村国務大臣 実はこの法律は最も建設省と関係がある法律でございます。私はやはりこれは通産省と共同で提案すべきぐらいな値打ちのある法律であると思つております。しかし、そういうことを考えまして折衝に当たつたのですが、

一方やはり官庁のセクショナリズムということがあつて、そういうことはおれのほうでやるのだというふうなことで、私どもはあまりそうがらばせなかつたのです。しかし、実際は最も密接な関係があるわけです。たとえば工場分散をして、やはり道路もなければならぬし、水の供給もなければならぬし、それからいま言いましたあとの問題、こういうふうなことで密接な関係があるわけですから、この法律はどうあろうとも、私はできれば建設省、通産省あたりで、ほんとうの工場の再分配については一つの連絡会を持つてがっちりやつていきたいと思つております。もしなければ、いまあなたが言われたようにあつた問題で、また工場があつた地に移るといふことでは何にもなりません。また、いま首都圏でやつておる工場の分散のときには、あつた適当な値段で買上げるのかなんとかいふようなことをやらしております。私は、この法律は非常にけつこうなものであるが、またあまりセクショナリズムになるようなことをしてはいかぬと思つて、ちよつと遠慮を述べたのです。しかし、実際の運用につきましては十分注意をし、私どもも十分関心を持つておるところでございます。

○吉田(之)委員 セクショナリズムがあることを認められて、いろいろ問題はあつたと思つたけれども、向こうもあまりかたいので無理にはがらばせなかつたという大臣のお話ですが、この辺でがんばつてもらわなければいけないんことだと思つて、これはとても通産省サイドだけででき得る相談ではございません。主管大臣に建設大臣がお入りにならなければ、こういうものは前へ進みようがないと私は思つて、すけれども、今後そういう折衝をして、閣議で再度練り直されるお考えはありますか。

○高橋(弘)政府委員 御質問のとおり、この法案につきましては、これはあつた問題もございませぬし、また移転先の公共施設、社会資本の整備の問題、環境問題、その他非常に建設省に関係の深い問題でございます。したがって、私ども、

この法案が提案されたときにいろいろ通産省にも意見を言つて、当初案とは相当違つた点が多くなつて居る次第でございます。

この骨子については詳しく申し上げませんが、私も通産省とよほど折衝して、その案の最終決定になるに及びまして、たとえば地域区分をいろいろ行なうわけです。誘導地域、それから移転促進地域、こういう地域については、最初は通産省が基準を、したがつて通産大臣がこれをきめる、告示するというようなことであつたわけですが、私も、私でもそれで困るというところで、政令でその地域をきめるわけでございますが、これは具体的には政令はちろん政府部内で協議することとはあつたわけでございますけれども、政令の立案にあつたつても建設省と事前に協議するという話になつておられます。また、工業再配置の計画というのものも、これは通産大臣がきめまされけれども、当初案におきましてはこれは通産大臣だけできめる、これを建設大臣も含めて閣僚の大員と協議して、この基本方針となるべき配置計画というものをきめるということになつております。同時にまた、この再配置計画そのものも新全総計画とかその他のいろいろの計画との調整がございまして、都市計画のあるところにつきましては都市計画との調整ということで、ちゃんとこの法律に規定しておるわけでございます。また、一番最初にお話のございました移転と地の利用につきましても、これは必要なものにつきましては優先的に公的機関にあつた地を譲渡するというものを、この法律提案にあつた際の覚え書きの中にも第一に書いてある次第でございます。また、この法案とともに新しくこの事業をやる性格を帯びた国の公団ができるわけでございます。この公団の業務その他につきまして、建設省を含めた関係省庁の連絡協議会というものをつくつて、そしてこの業務について十分連絡協議していくということをお覚え書きでいたしました。そういうことについては私も実際に行つていきたいと思つたし、またそういうことを通じまして、先生のおっしゃる

ような弊害の起こらないようにしたい、かように考へておる次第であります。

○吉田(之)委員 いま大臣もお述べになりまされた。そしてまた局長もお答えになつたとおりでございますが、この所信表明の中に一言半句も書いていない。おそらく、無理に建設省が乗り出さなくても通産省のお手並み拝見しようじゃないか、それこそ私はセクト主義だと思つたのです。ほんとうにこのことを完全に実施するために、建設大臣は、むしろこの主体に実務するべき省は建設省であるというふうな考へ方で臨んでいただきたいと思つたのです。

実はこういう話を聞いておりましたけれども、あらためて一番疑問に思つたのは、公示価格の問題であります。たとえば、そのあと地を何を基準にして買うのか、買い上げるのかという事になりますと、公示価格かといへばそうでもない。プラスアルファがあるわけですね。公示価格というものも、はさういふ程度のものなのか、それから、こういう大きな仕事を進めていくためには、いわゆる全国の価格の決定がどの程度進んでいくか、これをはさういふ意味で、いま全国にわたる地価公示の進捗状況、並びにその前に、地価公示そのものの意義についてあらためて聞いておきたいと思つています。

○西村国務大臣 地価公示はまだ完成をいたしておりません。四十九年度でもつておおよそ一千万二千万所くらいの地点をやろう。四十七年度は相当二千八百万所くらいやるわけですが、まだ完成はいたしておりません。それから公共用地は、やはり地価公示制度がありますから、公共用地を買うことはそれがめどになるわけで、いませつかく地価公示制度をやつて何も役立たないのじゃないか、こういうことを一般にいわれておりますが、それはたいへんな間違ひです。それがために地価が下がつたとかなんとは申しませんが、一定の標準にはなつております。たとえば民間の土地を買つてもやはり鑑定士がこれを評価しま

すから、そういう鑑定士を使つてこつちが地価公示をやつておるので、私は無形の相当な利益を来たしておると思つた。しかしこれが完成した暁にはこの制度を十分活用しなければならぬ。たとえば地価公示以上の価格で買った場合に税金をどうするかという事とか、もう少しこれを整備すればこの公示制度が十分実働するようにこれを仕向けていかなければ、せつぱくいま努力して数千カ所、数万カ所の地点をやるうとしておるのでございますから、ひとつ完成した暁には、まだ部分的でありますから、この制度を生かしたい、このように考へて、せつぱく来年度におきましても相当の地点をやる計画をいたしておる次第でございます。

○吉田(之)委員 ただ、気になりますのは、この一カ所所及ぶ地価の公示でございますけれども、大体メガロポリスを中心にやられるはずでございます。今度誘導地域というのができて、北海道とか裏日本とか、このほうに工業を移していく。向こうのほうの基準もさまらないといろいろ混乱を招くと思うのです。こういう点も、建設省がいろいろと進めていく国家的な政策にマッチするような手だてをしておかないと間に合わないと思つた。そういう点、ただ福岡とか大阪、東京、名古屋周辺だけの地価をきめるのはなしに、今後国がなさんとする必要に依つて、地価公示というものもさらに推進していかねばならぬといふふうな考へます。この点は強く要望をいたしておきますし、建設省としても検討を進めていただきたい。

それからいま一つは、河川に対する大型ごみの不法投棄であります。これは各地で問題になっておられます。それが飲料水の水源地に当たる、その辺で大量のごみから悪臭を放ち、また有毒なものが流れ込んでくるのではないかと、あるいはごみそのものがごみくずれ、がけくずれみたいな現象を起こしはしないだろうかといふようなことが危ぶまれております。現在、不法投棄には罰則五万

円以下という軽い定めがあるようでございすけれども、こういうことではとても現状の河川は維持できないのではないかと、建設省は、いかがですか。

○西村国務大臣 私最近ころはあまりあつちから全国に行つて見ないのですが、災害のときに私は現地に行つて見たのです。実はいま吉田さんから言われたのは全く違つて、河川のごみ捨て、これは町の中を走つておる中小河川ですが、ずいぶんよくなった。前にはこんなことじゃなかったが、ずいぶんごみなんかも川の方に捨てた人がなくなつた。さう感じました。したがつて、あなたからはほめられるんじゃないかと思つたのですが、さういふところがまだずいぶんある。前よりもずいぶんあるのじゃないかということをお聞きして意外に思つたのです。特別などとは別でございますが、一般的にいって、昔よりは相当にごみ捨てはよくなりました。ただし廃棄物が非常に多く出ておりますから、その点について、特定な開発が進んでおると、さういふところではなほだけならぬがあなたがおっしゃるようにはなほだけならぬがあなたがおっしゃるやうな、一般は昔よりはずいぶんごみを捨てる者がなくなつた。さういふ感じが私にはしたのです。その点は私も認識が不足かもしれないと思つた。さういふことであれば、これは絶対にさういふことには十分に注意したいと思つた。

○吉田(之)委員 たいへん失礼ですが、認識不足もはなはだしいのじゃないかといふふうにお聞きです。確かに部分的には、市街地を流れる小河川については、みんなの目がきびしくなつて、少し自粛されているようではございすけれども、むしろ果境の大きな河川に大量のごみが投棄されておる。たとえば、これは一月二十三日の新聞ですが、「ゴミ戦争」は東京だけではなく、大阪では三千トンに及ぶ不法投棄のゴミが谷間を完全に埋めつくしてしまつた。現場は茨木市市作、山の中の砂防指定地。谷のミドリはトラク千台分の

ゴミに消され、悪臭がたちこめる上空をカラスの大群が舞う——というような、まさにどうにもならない状態でございます。いろいろと大臣みずからひとつその辺のところもさらに関心を払っていただいて、こういう危険な状態を一刻も早くなくするように最大の御努力をいただきたいと思っております。

それから最後にお尋ねいたしたいのですが、運河の問題は建設省の所管だと思いますが、そうで

○西村国務大臣 私もさようだとお尋ねしております。

○吉田(之)委員 実は建設省の設置法を見ましたら運河と書いてございます。ところで、日本に運河があるのか。現在運河らしい運河はございませぬけれども、やはりそろそろ日本は大規模な運河を考へるべきではないか。特に東京湾の場合、千葉県を横断してそして太平洋と結ぶ。それで港灣の中を一方通行にする。また港灣の汚濁を根本的に解決する。そういう計画が千葉県議会議会あたりでも、あるいは該当市町村でもいろいろ出されておるようでございすけれども、建設省はいまだかつてそんなことを考へておられたことがないのかどうか。

○西村国務大臣 私はその辺については詳しく知りませんが、後ほど調べましてお知らせしたいと思います。私の知る限りにおいては、建設省でいま運河をどうとすることはありません。

○吉田(之)委員 大臣のお答えから察しまして、おそらく全然念頭になかったと思うのですが、必要はそういうところまで来ていると思ひますので、これは運輸省も関係のあることとございまして、あるいは海上交通のあり方、建設省も根本的な対策を樹立せられるべきだと思ひます。

以上を申し上げましてきょうの私の質問を終わります。

○龜山委員長 次に浦井君。

○浦井委員 私、きょうは大臣の所信表明に対す

る質疑として、居住環境、特に日照問題について

まず、最初にお尋ねしたいのですが、大臣、WHO

HOというのは御存じでしょうか、世界保健機構。いやそれで安心したわけですが、WHOが一九六一年に健康な住宅環境の基準をつくっておるわけ

です。ここで、住宅の基本は四つのファクターだといふにきめておるのです。それは何かといふと、安全性がしっかりとておる、それから二番目は健康性、それから三番目が効率性、四番目が快適性、この四つの性質が完備して

おらなければ健康な住宅環境であるといえないといふに

は、四番目が快適性、この四つの性質が完備しておらなければ健康な住宅環境であるといえないといふに

は、四番目が快適性、この四つの性質が完備しておらなければ健康な住宅環境であるといえないといふに

は、四番目が快適性、この四つの性質が完備しておらなければ健康な住宅環境であるといえないといふに

は、四番目が快適性、この四つの性質が完備しておらなければ健康な住宅環境であるといえないといふに

は、四番目が快適性、この四つの性質が完備しておらなければ健康な住宅環境であるといえないといふに

は、四番目が快適性、この四つの性質が完備しておらなければ健康な住宅環境であるといえないといふに

は、四番目が快適性、この四つの性質が完備しておらなければ健康な住宅環境であるといえないといふに

は、四番目が快適性、この四つの性質が完備しておらなければ健康な住宅環境であるといえないといふに

は、四番目が快適性、この四つの性質が完備しておらなければ健康な住宅環境であるといえないといふに

いろいろな効果がある。光の効果が一番、それから熱効果、これは物を乾燥させるということもいえると思ひますが、この中に含まれておる。それから三番目は殺菌消毒効果をあげておるわけ

です。それで、その一つ一つの効果を分解してこれを人工的に置換していくことは、いまの進歩した技術の中で私は可能だと思ひますけれども、

先ほど申し上げたように、大臣も言われたように、少なくとも現在の日本で居住する環境では、

まだまだ——まだまだという表現が適當かどうかは思ひますが、自然の恵みとしての太陽の総合的な効果というものは否定できない、無視することができないのではないかと、私には思ひます。

私ちよつと科学者に聞いたのですけれども、大阪の梅田に地下街がございす。あそこでは何百人かのあつた地下街で働いておる労働者を調査したのです。飲食店であるとか、あるいは衣服、シャツや何かを売る店がずつと並んでい

ます。そうすると、そこで働いておる労働者は目の疲れを訴へる人が六三%もある。そこで科学者が調べてみると、照度が五百ルクスある。それでもなおかつ雨が降っておる地上の三分の一しか

ないといふことで、その科学者のグループは、地下に主として住んでおる人もおるし、仕事しておる人もおるわけですが、地下でほとんどの生活をやっているためにこういう目の疲れが出ておるのではないかと、これを主張しておるわけな

のです。結論つけておるわけなです。それから、これは私の経験なのですが、やはり快適とい

うか、太陽光線をさんさんと浴びるような住宅街に比べて、私がここの何年間やってまいりました

なことが度外視されておる。スラム街、こういうところでは、いまはつきりしたデータは持ち合わせておりませんが、やはり相対的に見たら

いろいろな疾病が多発しておるわけなです。こういうところから見て、やはり日照を確保してい

くということに非常に必要だといふように私は強調したいわけなです、ひとつ住宅局の御意見

を伺いたいと思ひます。

○沢田説明員 先生おっしゃいますように、これは人間といたしまして太陽というものが大事だといふことはもうだれも否定できないと思ひます。ただ、要はそういうものをいかにして得られるような状況にあるかといふことが問題だと思ひます。日本で、いま大臣が申しましたように、いろんなことで太陽の恵みを十分受けられないといふことは、一つ例をとりまして、地価の問題あるいは所得水準の低さ、先生のいまおっしゃいましたそういう問題がある。そういう問題と太陽の受け方をいかに調和していくか、こういうところに問題があると思ひます。

そこで、たとえば外国の例を見ますと、ヨーロッパなどでは、元來、町の建て方が立体化しておる。したがって、私どもが事務所で働いておるように、ほんとうに日の入らないところで日常生活をするという人たちがかなり多いと思ひます。そういう人たちは一体太陽の熱なり効果なりをどういふ方法で享受するかといふと、都市構成上オープンスペース、緑の公園、こういうところをとりまして、一定時間そういうところへ出るとか、日曜日には朝から晩までそこにいる、そういうふうな方法でそれを補つておる。これは社会背景からさうなかつたことにならざるを得ないだろつといふことになつたのだと思ひます。そういうことを考へますと、太陽の光というものは必要だといふことはございすけれども、それを一体どういふ方法で取り入れなければい

いかぬか、これの具体的な方法だと思ひます。先生いまおっしゃいましたように、熱とか光とかあるいは消毒とか、こういうものを機械で置きかえられるかどうか。私は相当部分は置きかえられるだろつと思ひます。しかし、やはり心情的な部門も最後には残つてくるかと思ひます。したがって、大部分はそういうもので置きかえられない。切り離せない部分を、非常に高地価の、高密度の住生活をしなければならぬところだとい

ふ思ひます。

○浦井委員 次に、住宅局長はきょうはお休みだろつうで、沢田さんにひとつお尋ねをしたいのですが、同じような趣旨なんですけれども、学者によつていろいろなんです、太陽の恵みといふのは

いろいろなんです、太陽の恵みといふのは

いろいろなんです、太陽の恵みといふのは

いろいろなんです、太陽の恵みといふのは

いろいろなんです、太陽の恵みといふのは

いろいろなんです、太陽の恵みといふのは

いろいろなんです、太陽の恵みといふのは

いろいろなんです、太陽の恵みといふのは

いろいろなんです、太陽の恵みといふのは

うふうにとつていくか。それを外国のほうではオ
ーブンスペースで果たしている、かような行き方
をしておりまゝ。日本ではそういうものを都市の
生活でどうしていくかというふうなことが都市計
画の基本であり、住宅政策の基本だ、かように考
えております。

○浦井委員 調査官の御意見の中で、最後に心情
的なものが残るといふふうに言われたのですが、
私は心情だけではないと思うのです。心理的なも
のだけではないと思うのです。具体的にはやはり
人間の健康に必須なものが欠けていくのではない
か。太陽に長いこと当たらずに人工光線で置きか
えるということをやれば——これはそういう実験
データ、そういうデータというものはいいです。か
ら、これはここではもう問答を繰り返しませんけ
れども、このことを強調しておきたいと思うので
す。

そこで、具体的に日照を確保していく法的な問
題に入っていくわけですが、建築基準法の
二十九条に「日照」という文句が出てくるわけ
です。日照が必要だ——必要だという表現では
ないのですが、ここに出てくるわけなんです。具
体的に日照が必要だというふうなことで述べられ
ておられるのも、一体これをどういうふうな具体
化しておられるのかという点を聞きたいわけなん
です。それと同時に、いろいろ大都会を中心と
して日照の問題でトラブルが起こっている、こう
いう現象も含めまして、建設省、現在どういうよ
うな考え方で、しかもどのような対策を立てよう
とされているのか。これはあとで具体的な問題は
こまかく聞きますけれども、大まかな大筋をまず
最初にお聞きしたいのです。

○沢田説明員 基準法の二十九条は「住宅の居室
の日照」ということとございまして、住宅につ
きましては、敷地の周囲の状況によってやむを得な
い場合を除くほか、その一以上の居室の開閉部
が日照を受けることができるようにしなければなら
ない、こういう規定でございます。したがいま
して、通常は一室以上に日がちよつとも入るよ

うにしなければいけない、これが住宅だ、こうい
うことをまずいってあります。ただし、やむを得ざ
る場合にはそれを除外してございまして、これはま
あ非常な過密の場合とか、あるいはどうしてもが
けの下でしようがないところで人の住むところと
か、そういうところが例外として述べられておるの
じゃないか、あるいは地価の話とか、そういうもの
があるのじゃないかといふふうに思っています。

これはこの条文の話でございますが、そういう
ふうな前提に立ちまして、私も、日照問題に
つきましては、住宅、人が住むということにつ
きまして大事だといふ基本線には立っております。
ただし、わが国の都市は、先ほど申しましたよう
に、宅事情あるいは都市形態からいしまして、
比較的過密居住をしなければいけないといふふう
な問題がございます。その問題から日照が十分に
とれないかもしれない、こういうふうなかつこの
問題が非常に起きております。そこで非常に問
題が起きてまいりましたので、これを建築基準法
の中におきましては、いわゆる集団規定——都市
計画に通じます集団規定、都市の建物はいかにあ
るべきか、こういうふうなもの、改訂を要してい
たわけでございまして、先生も御存じのように、
四十四年に改正をいたしておりました。これは要は
いままでの用途地域といふものは四つに分かれ
ております。住居地域は一本しかございませ
ん。したがいはまして、住居地域はいろいろな種
類の建物が入っております。あるいは低いものも高
いものも入っております、かようなこととござい
ますので、日照問題につきましてもその他の問題に
ついても混在地区で問題が起きるだろう。したが
ってこの住居地域を三つに分けて……(浦井委員

「簡単に」と呼ぶ)
「委員長退席、田村(良)委員長代理着席」
用途を純化したしまして、低いところには低い
制限をかけて、個別の一戸建ての住宅を建てる、
高いところにはアパートを建てる、こういう地区
を設けた、そういうふうな用途の純化をしてやり
ました。低いことを要するところ、特に日照の確

保を必要とするところには北側斜線制度というも
のをつくりまして——完全に現在の都市状況で日
照が得られるかという完全ではございませぬの
で、日照、採光、通風、プライバシー、そういう
ものに寄与するという程度の北側斜線を全国一律
の最低基準を定めた次第でございます。そういう
ことで、要するに都市計画的な集団規定の改正に
よりまして、日照問題、こういう問題に資する
というふうな態度で処してまいってございまして
あります。

○浦井委員 そうすると、そういういま言われた
ような措置が時間的に——用途地域の指定の問題
はあとで尋ねますけれども、これはまだ完了して
おらない、こういうものが完了すれば、ほぼ所期
の目的は達成されるだろうというのがお考えの基
本ですか。

○沢田説明員 先生おっしゃいますように、所期
の目的の程度でございますが、相当程度いまの日
照トラブルは減少するだろう、相当の効果をなさ
めるだろうと思っております。ただし宅地が非常に狭小
であるという事実がほとんど進行いたしますれば、
幾らそういう規制をいたしても、宅地が小さ
ければもともと日が当たりませんからそういう問
題が出てくるということで、紛争は残ろうかと思
います。

○浦井委員 それで、建築審議会の中に生活環境、
住居環境分科会ですかを置かれて、そしてそこに
日照問題を諮問をされておられることを聞いた
わけでございますが、これは事実なんですか。なぜ
そういうものを置かれたのか。この辺の事情を聞
きたいのです。

○西村国務大臣 日照問題は非常に大事でござい
ますので、もうこれは大事なこととはあたりまえで
ございまして、しかし、法律でも北側斜線をつ
くったとかというふうなことがありますが、なお
それ以上に、やはりどういう程度までいいか。こ
れは非常にトラブルがたくさんありまして、これ
は後ほどいまのトラブルの件数も当局から申し上げ
るでしようけれども、正式なトラブルも相当に

あり、また正式なトラブルでないほう、これが相
当にある。これはあたりまえなこととございませ
けれども、その程度はやむを得ないじゃないかと
か、あるいはもっと進んでこうすればいいじゃない
かといふいろいろなものを、日照の点でそれぞれ
学識経験者の方々からひとつ知恵を出していただ
きたいということで先般私が諮問いたしましたのでござ
いまして、それもやはりなるべく早く答申を得た
い、かように考えて、先般答申を得るようにお願
いをいたしました、諮問をいたしましたような次第でござ
います。

○浦井委員 その辺の具体的なことをお聞きした
いのですが、その審議会の分科会はいつ発足をし
たわけですか。
○沢田説明員 三月二十一日——間違いました。
二月二十五日に第一回をやっております。
○浦井委員 それ以後は開いておらない。第一回
をやっただけです。

○沢田説明員 そのとおりでございます。先ほど
言いました日にちにその次回ぐらひをやるうかとい
うこととでございます。三月に……
○浦井委員 分科会を充足させた。しかしやはり
分科会だけでもまだ——どういいますか、どうい
う表現が適当なのか知りませんが、十分でないの
で、専門委員会もつくられたというふう聞いて
おるのですが、事実なんですか。
○沢田説明員 お答えいたします。
いま先生が言いましたのは、市街地環境分科会
というものの中に日照問題専門委員会を設けた。
その専門委員会を設けて第一回をやりましたのが
二月二十五日でございます。こういうこととござ
います。

○浦井委員 そうすると、分科会では専門委員会
を充足させるといふことをきめて、日照の問題に
ついての具体的なことはあまり討議はされていな
い、こういうふうな理解していいわけですか。
○沢田説明員 専門委員会を設けるに際しまして、
日照問題についての一般的なフリートークを設
一回やりました。その席で、こういう分科会を設

けてやるということでは設けられた次第でございます。

○浦井委員 もう一つ具体的なことをお聞きしたいのですが、その専門委員会の中で——いま沢田さんが、残るのは心情的だと言われたのですが、私はそうとも言えぬと思う。これはまあ結論が出ないですけれども、このような心理学的なあるいは医学的な問題もその専門委員会、あるいはもっとその上の段階の分科会の段階で研究をされて大臣に答申をされる、こういうことになっておるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○沢田説明員 私がちよつと心情的と申し上げましたのはきわめてあいまいなことばでございます。そのほかの何かが残るだろうという意味で申し上げたわけでございますが、しかし、いづれにいたしましても、この専門委員会の中にも公衆衛生院関係の先生も入っております。そういうことで、現在どういうテーマをどういう時期までで価値づけるかということをお聞きしたいと思っております。そして、そういうことにつきましてはまだどれをどうということにつきましてはまだありません。

○浦井委員 大臣にそれではこの問題についてお聞きしたいのですけれども、そういうものをつくるトラブルも起こっておりますし、騒ぎも起こっております。だからひとつやろうということになったんだらうというふうなことだらうと思うのですが、大臣としては大体いつごろまでに答申を得たい御予定なのかという辺をひとつお答えを願いたいのです。

○西村國務大臣 大体秋ごろまでに答申を得たいと思っております。しかし、まあスタートしたばかりでございますので——この建築審議会の中の委員の方々が集まっておられるその小委員会の中に専門委員会をつくられたのですが、これは相当にその道の権威者をいわば集めなければいい結論が出ない。しかし、いま踏足したばかりですからあまり干渉いたしておりませんが、私は、中間報告でも一ぺん出て、どういふ結果が出るか、やはり

見たいような気もいたしておるわけでございます。○浦井委員 お話を聞きますと、日照問題、その中に日照権の問題も含まれるわけでしょうけれども、日照の問題が大会で頻発してまいりましてからそれなりの日にちが経過するわけなんです、これに対応するには少し手の打ち方がおそいのではないかと。

(田村(良)委員長代理退席、委員長着席)分科会にしても一回、専門委員会にしても一回というところで、もつとやはり住民の立場に立った、いろいろこの問題を解消していくためのよい案を出すための努力というものが不足しておるのではないかと。そこで、いま建設省の持つておられる資料で二点ほどお尋ねしたいのですが、一つは、現在日本全国で日照問題についてトラブルが大体どれくらい起こっておりますのかという問題です。それからもう一つは、そのトラブルが起こっておりますというのは表面に出たということなんです。ところが実際には、それは氷山の一角であって、日陰になったけれども泣き寝入りしておられる方もたくさんおられるでしょうし、あるいは日照が必要だということを自分で自覚せずに、たとえば先ほど申し上げたように、スラム街などでそういうことを自覚せずに、そのまま健康を害されながら長いこと生活、居住をしておられる、こういうことは当然考えられるわけなんです。そういうような、たとえていえば日照ゼロというような居室、住宅が、たとえば東京都に限っていつて大体どれくらいあるものなのか。この二点をお尋ねしたいと思います。

○沢田説明員 お答えいたします。まず、その苦情の表面にあらわれた件数から申しますと、最近私どものほうで全国の都道府県を通じまして調査をいたしました。それによりまして、市民相談室などに持ち込まれました苦情の件数、これは二千九百三十五というものが、こまかいものでございますが、おおむね三千件程度でございます。これは最近の三年間ぐらいの話でございます。

○浦井委員 さらにはそれが知事なり市長なり市議会なりに陳情という、やや強い形であらわれたものがそのうち四百件余、かようなことになっております。これはまあ氷山の頭だとおっしゃられるわけでございますが、私どもは相当、現在の毎日の新聞紙上にも出ておるああいうムードからいって、この数字はわりに近い数字なんじゃないかというふうに考えております。ただ、その眠れる日照ゼロのもの、これはどのくらいあるかということに関しては、私どももちよつと資料を持つておりません。また調査もなにかと思えます。したがって申し上げる次第にはならないと思えます。

○浦井委員 三年間に三千件足らずだ、その数字はわかつたわけなんです、私がむしろ問題にしておるのはその第二の問題なんです。これはやはり住宅行政をあくまで側として調査をしておらないかというの意図ではなからうかというふうに思っております。これはやる予定でもあるのですか。

○沢田説明員 私どものほうの関係の統計で住宅統計調査というのがございます。これが四十三年に実はこの前や、五カ年計画のもとになっております。次は、五年おきでございますから四十八年でございます。これには先生のおっしゃるようなものを取り込みたいと思つて現在企画をしております。

○浦井委員 四十八年から取り組みたい、非常におおいわけなんです、ひとつこれは真実を反映したよいデータを出していただきたいと思つて、それで、その第一の点なんです、その中で府県別、市町村別が出ていたと思うのですが、たとえば大阪市と神戸市では何件くらいになってますか、相談室へきたのは。

○沢田説明員 大阪市は十一件で、神戸市は四百十一件でございます。

○浦井委員 どういうことなんでしょうね。期間が同じ三年間でしょう。そして大阪市は人口がどれくらいあるのですかね、三百万以上、神戸市は

百三十万、半分以下。都市化の進展の度合いからいきましてもおそろく大阪のほうがひどいと思うのですが、しかも件数は四十分の一。これはどういふことなんでしょうか。

○沢田説明員 この調査そのものにつきましても、調査方法にも問題があったかもしれませんが、私どもが行政を通じてとりまいた資料でございますが、その点に問題があったかもしれませんが、傾向をいたしまして私が推量いたしますのに、やはり大阪の土地事情、こういうものの反映と申しますか、いままでの生活態度との関係で日照問題に対して神戸よりもそれほど過敏でない、こういう傾向もあらわれておるんじゃないか、こういうふうには解釈しております。ただこのデータをそれ自身は正確度につきましては、全国ではマクロで私はかなりの線をついておると思つて、個々につきましても、これが全く正確なんだというほど確信を持つておりません。

○浦井委員 大阪の市民は日照問題についてあまり過敏ではない、神戸の市民に比べて。どういふ根拠でそういうことを言われるのか、私はよくわからぬです。同じ関西で、しかも隣の都会で、神戸市に実は電話をかけて聞いてみたわけなんです。そうすると、電話で簡単な連絡があったり、それから建築騒音がひどい、まあ日照も障害されるだらうというふうな電話の受け答えがあった、たとえばそういうものも全部含めておる。だから人口が少ないにもかかわらず大阪の四十倍というふうな数字が出ておるんだらう、私はそういうふうな分析をしておるのです。だからそういうのを消去いたしますと、神戸の実数というのは大阪の十一に見合うような数字、大体二十件くらいだらう、こういうことを私は調べてわかつたんです。建設省、そういう事情を御承知ですか。

○沢田説明員 個々にはそういうことは私にはちよつと知りませんでしたけれども、しかし私が最初に申しましたように、この調査のやり方に多少欠点があったんじゃないかということはいま申し上げて、先

生のおっしゃることがあるんじゃないか、こういうふうな思いです。

○浦井委員 だから、私は先ほどの言い分に戻るわけですけれども、日照の問題を一体建設省は真剣に取り上げようとされておるのかどうか疑問わしいと思うのです。そういう非常に基礎の違うような数字を並べて、マクロでございませぬ、マクロで見てもおられますかというふうなことで審議会に資料として出すというふうなことを見ましても、私は、都市計画あるいは土地の高度利用というふうなことには非常に御熱心ではあるけれども、少なくとも事日照の問題については建設省はあまり御熱心でないように遺憾ながら思うわけです。だからひとつこの点は考え方を改めて、今後住民の立場に立った日照問題に対する対処のしかたに方向転換をしていただきたいということをひとつ要望しておきたいと思うのです。

そこで具体的な問題に入るわけなのですが、先ほどお話のありました新都市計画法あるいは建築基準法に基づく用途地域の指定がえの問題ですね、これが四十八年の末までに完了する予定だということなんです、現在の全国的な進捗状況というものはどうなんでしょうか。

○吉兼政府委員 新しい用途地域の編成がえは四十八年末という目途になっておりますが、現況で申し上げますと、完了いたしておりますのは高知の広域都市計画区域等十三の都市計画区域、市町村数で申し上げますと二十市町村、この地域につきましてはは新用途地域が決定をいたしております。今後の見通しとしましては、大多数の市町村がこの秋ごろまでに決定を終わる見込みというふうな予測を立てております。

○浦井委員 そのやり方なんですがね、たとえば私、ここにこういうふうなを持ってきておるのです、これは東京都がいまからやられるわけですね。案がこの間発表になって、そして現在住民の理解を求めるといふ作業を進めておられるようなのです。東京都では、これはまだ配っておられないようですが、こういうりっぱな——りっぱな

といひますか、文書を全世帯に一枚ずつ配布をして、あなたの地域はこういうふうになりますよ、いろいろ御希望があれば申し出て下さいというふうな、できるだけの手段を尽くして親切に周知徹底させようと努力しておられるようなのです。

法的にいけば、先ほどの都市計画の話で出てきましたように、公聴会を開いたり縦覧期間を置いたりということになるわけなのですが、私望みしたいのは、できるだけこの用途地域の指定がえにあつても住民の意見を十分に取り入れて、できるだけデモクラチックにやっていたらいい。そういうふうな指導を建設省としてすべきではないかというふうな思いわけなのですが、これはひとつ大臣、大事な問題ですからお答え願いたいのですが……

○西村国務大臣 そのPRもある程度やっておりますので……

○浦井委員 知っておられますか。根拠のあることを言っていたらだかいい悪い。

○西村国務大臣 PRもある程度やっておりますが、私は思っております。しかし、おっしゃつたとおり、住民の地域が、自分の地域がどれであるか、どの種類に属するかということとは十分知ってもらわなければならぬと思っております。なお注意をいたします。

○浦井委員 私言っておりますのは、大臣、自分の地域がどういふ地域指定になるのかということを知るのでなしに、こうなりそうだと、これに対してあなたの御意見はどうですか、ひとつディスプレイをやってくださいというふうなやり方をやってくださいというふうなやり方です。どうですか。

○西村国務大臣 そういう、皆さんから意見を徴するということなどは、さきほど申し上げておりました。なおしかし研究はいたしますが、そういうところまではいっておりません。

城がどういふふうになるんだというふうなことにつきましてのPR、これは全国的な立場から制度の解説なりそういうものをやる必要があるということ、具体的にといふお尋ねでございましたが、私どものほうでパンフレットをつくりまして、各地方公共団体のほうに全部配布してございます。

それからさらにそれを受けて、東京都のその例かもしれませんが、具体的に、この都市計画地域において、あなたのところはこういうふうな地域になるんですよ、用途地域はこういうふうになりますというふうなことを書いたような、そういう図面を添えたようなPRのパンフレット、そういうものをつくるように私どもは指導をしております。そういうことを公聴会とかいう前に、事前の説明会というところでやりなさいということにいたしておりますので、そういう機会にそういうものを使つてますよと実態を住民に認識してもらおう。

その地域がその都市全体の中でどういふ位置を占めるのかということをよく理解してもらおう。その理解の上で立っているいろいろな意見を出していただくというふうな指導をやっておるわけでございます。

○浦井委員 わざわざ大臣にこういうのをいいたいたわけですが、まあ、紙厚さがゆえにとりからずということになります、問題は、これが自治体までいって自治体の関係部局でとまっておるといふのではなしに——東京都の場合は紙も分厚いし、大きいし、きれいなんですよ。これが一戸二戸配布されるということなんです。しかも、先ほど私が申し上げたように、こうなりませよというのをきめられて周知徹底されるのではなしに、いろいろな住民運動をやっておられる方の御意見を聞きましても、できるだけ地域を細分化して、その地域に見合うような、適当した用途地域の指定をやるというふうな参考にして、建設省も形の上だけで丁寧な指導をいたしましたというのではなしに、心のこもった、住民の立場に立った指導をやってほしいということ、私は要望しておるわけです。よろしいですね。

それで次の問題なんです、それに関連して、いま都市局長がお話しになったように四十九年の三月までにはまだ終わっていないところがたくさんあるわけなんです、いまのうちにマンションを建てておけというふうないわゆるかけ込み建築の問題ですね。これをどういふふうな規制をすればいいのかという問題について、ひとつ建設省の関係の御意見をお伺いしたいのです。

○沢田説明員 ただいま都市局長からいろいろと手続のお話しがございましたように、地域の住民の意思を反映する、そういう各種の手続が行なわれまして、それによって案が次第に決定してくる、かようなかっこうになるかと思っております。これはかなり時間がかかるわけでございます、その間に……

……かけておるのだと思っております、これはそういうものが時間を要する前に示されまますので、かけ込みを完全にとめるというところは現行制度では不可能でございます。ただし私どものほうは、これがそのままいった場合にはどういふことなるかといひますと、建築基準法上の既存不適格ということになります、あとあと都市のかっこうが悪くなる、かようなかっこうになります。しかし、私どもは先ほど言いましたように、それを法的に阻止するようなことはできませんので、この指定を極力早めるという方向に徹したいというふうな思っております。

○浦井委員 時間がないので次々に進んで早く終えたいと思うのですが、有名な武蔵野方式ですね。指導要綱をつくりまして、それで武蔵野の場合はそういうマンションとか中高層建築、特殊建築物などに対して、あらかじめ住民の合意書が要るといふふうになっておられます。こういう自治体がそういう要綱というふうなものをつくって、少なくとも自分のところからは日照問題が起らないようにというふうな努力を、東京都下を中心としてずうっと全国的に広がっているのですが、こういう動きについては建設省としてはどう考えてお

……

られますか。

○沢田説明員 いわゆる武蔵野方式と申しますのは、建築確認申請の事前指導といたしまして、先にそのマンションなり何なりの届け出をさせまして、その段階で周囲の居住者の同意をつけてなければいかぬ、そういうふうなところを内容としております。そういうものが得られぬ場合には水道その他の公共事業で便宜がはかられない、こういう内容だと思えます。これは一番強い例だと思えますけれども、多少でもそういうことをやっておりますのが現在全国で八例ございます。

しかし、これに對しましてどう考えるかということでございますが、私も、そういうふうな建築物の規制をいたしましていい町づくりをする、しかも長いこれからの新しい町をつくるというふうな建築物の規制は、やはり用途地域あるいはそのほか高度地区、そういうふうなもの都市計画としてこれはやるべきものが本筋であろう。したがって、いままでそういうものを的確に早くやるというものが本道でございます。建築物のケースによりましてそれを一つずつその場で押えていくということにつきましては、これはいろいろ検討しなければならぬ問題点があるかと思えます。そういうことで、私も、そういう問題を含めまして審議会の議題に供しておる次第でございます。

○浦井委員 検討すべき問題だ。しかし自治体の側に立って見れば、やはり振りかかった災難を払のけるといえますか、そういうところから見た生活の知恵的な行き方、これによって少なくともそこで起こっておるローカルなトラブルというものは一応取り除いておるというふうには私は聞いておるのです。だからそういう観点でやはり見ていくべきではないかと思えます。

それに関連いたしまして、これは提案なんです、時間がたつて読み上げるみたいになかっただけで進められなくても、私、こういうふうな考え方です。これに関連した建築確認の問題で、日照障害を起すような、いわば環境を害するような中高層建築物、特殊建築物、こういうものに対して、

いま言われた建築確認の申請の段階で住民に公開するような手だてを講ずることができないものか、これが第一点。それから第二番目は、そのときに業者が、いままでも概要書からそういうものだけ添えればよかつたわけでしょう。それだけでなしに、もっと詳しい図面、それから日照図、反対に日影図、こういうようなものを添付するということにしようか、これが第二。それから第三番目には、その関係する住民の大多数の同意を得て建築の確認をするというやり方に変えたらどうかという問題。それから第四点は、そうしますと建築主事の問題が浮かび上がってくるわけなんです。そこで、そういう特殊なあるいは高層の建築物に対しては、建築主事でない、むしろ別な機関、たとえば現在の法でいきますと建築審査会、こういうようなものがそういう特殊な、環境を阻害するような建築物の確認申請に対してはそれが当たるというふうなやり方で、主事の手を離れさせるといふようなことが考えられないものだろうかというふうな私思で提案をいたしましたので、これもそういうことではいいかと、いまのようないい受動的な、しかも権限の弱いものでなしに、できればもっと機構を強化したり、あるいはいまの特定行政庁から独立をさせて、別個の機関にする。そして審査をする内容も拡大をして、当然日照問題も処理できるというふうな、一種の紛争処理機関の役目も果たせるようになるかというふうなことは私は考えて提案をするわけなんです。これについてひとつ関係部局のほうからのお答えを得て、大臣のお考えを最後に聞きたいと思っております。

○沢田説明員 何点かございますけれども、まずまず申請の段階で図面を公開したらどうか。これは実は基準法の改正の内容といたしまして、図書を縦覧させるといふようにしたかかっておるはずでございます。それから、その次の例の日照図とかそのほかをつけさせるという話でございますが、これはいまの基準法に必要な図書ということでは

ございません。したがって、これも先ほど申し上げましたような審査会その他にはおかりをしておる内容のことだろうというふうな感じます。それから、主事の制度を強化したらどうかという話、これは現行の主事を強化するということは、人数をふやすとかあるいは、いままでも主事は独立した権限を持つております。要するに基準法に合っているかどうかということ、ほかに侵されずに確認していくということ、勝手に、独立したユニークな存在でございまして、その欠点は非常に手足りない、そういうこと、ございまして、そういう意味での強化というふうなことは十分やっています、また現存もやっています、紛争処理機関のような機能まで持たせるということにつきましても、これもたびたび出てまいりますが、審査会の課題、議題、こういうふうな内容ということになるかと思えます。

○浦井委員 せっかく提案しているのですが、たとえば図書の閲覧の制度があるのではないかと、ほとんど利用できておらないのが現状ではないかと思っております。だから、いろいろ討議したいと思っております。だから、もう省略いたしますが、私の提案したことをひとつ十分に取り入れていたでいて、日照についてのよいなトラブルが一日も早く解消するような方向に努力していただきたい。建築協定の問題も実は取り上げたかったわけなんです、この方向は建設省としても推奨したいというふうな聞いておられます。私たちがもう少し検討しなければなりませんけれども、あながち反対をすべきでもなからう。やはりそういうある地域の環境を保全していくためには、こういう地域民主主義というふうなものが必要ではなからうかというふうな思っていますから、この点もひとつ努力をしていただきたいと思っております。

最後に、大臣、こういうふうな日照問題が起ってくるのも、もうお気づきだと思っておりますけれども、いままでの政府のつとてこられた都市政策とも、ひいては住宅政策、土地政策ですね、

こういうようなものが非常に誤っておる、と言うとまた反発をされるかも知れませんが、やはり誤っておったからだ、その一つの結果だというふうな思われるわけなんです。だから、日照問題も根本的には、私も言っておりますように、勤労者の住宅は国なり自治体なりが責任をもつてこれをつくっていくという方向、それから都市計画あるいは土地利用計画についても非常に高い立場に立つた総合的な、しかも民主的なそういうものをつくっていくという方向、さらに土地問題についても、宅地並み課税の問題が出てまいりましたけれども、昨日の予算委員会でも指摘されておりましたように、大きな会社が投機のためにいろいろ膨大な土地を保有しておるという問題もあつて、それを手をつけずにいろいろなことをやらせても、結局は成功しないのではないかと、これを私思います。ですから思い切つて、メスを入れられるならそこにメスを入れるべきだということ、これを主張して、ひとつ大臣に最後の締めとして決意を聞いて、私の質問を終わります。

○西村国務大臣 日照問題はたいへん大事な問題でございますから、諮問をいたしましたのでございしますが、いま一つ、諮問をいたしましたのでございしますが、十分検討をしたいと思います。それからいろいろな手があるだろうと思っております。それからもう一つ大事なことは、やはりすべての仕事をやるにはある程度地域住民の方々に納得をさせるということ、これも大事でございます。土地問題にいたしまして、いま法人の土地譲渡所得の問題が出ましたが、建設省としては毎年、私は特に個人譲渡所得に対するあれをやつたんだから法人にはやるべきだということを今回も相当主張したのでございまして、なかなか関係者が税金の問題はなかなかかまわずかしいということ、見送つたのでございまして取り組みたい。大臣はやはりこの問題は真剣になつて取り組みたい。たくさん土地はないのじゃない、土地はあるけれども使わせないようになっておる、使えないようになっておる、こういう感じも私も多少持つてお

るのでございます。

せっかくいろいろの御提案がありましたから、建設省といたしましては十分検討させていただきますと思います。

○亀山委員長 次回は、来たる十日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十八分散会

建設委員會議録第一号中正誤

ハシ 段行 誤

一 四 三 政策

二 二 〇 これは

施策 正

これを